

## 活動報告

### 【会合】

#### 第 18 回法整備支援連絡会

国際協力部長

阪井光平

第 18 回法整備支援連絡会は、平成 29 年 1 月 20 日（金）に、大阪市の当部国際会議場をメイン会場として開催された。当日のプログラム、講演者・報告者の略歴及び会場でなされた発言は、後掲のとおりである。なお掲載した各発言は、全体の意味を損なわない範囲で一部を省略し、表現に変更を加えているので了承願いたい。

今回の連絡会は、「法整備支援の回顧と展望ーベトナム法整備支援プロジェクト開始 20 年を機に」をテーマとして開催された。文字どおり、我が国における実質的な法整備支援事業が開始されて 20 年経過したこの時期に、これまでの活動を振り返り、今後いかにあるべきかを共に考えることを企図したものであった。

全体を 3 部に分け、第 1 部は、ベトナムにおいて日本側の活動に深く関与した前司法大臣ハー・フン・クオン氏と、ベトナムにおける法整備支援、ひいては我が国の法整備支援の創始者と目される森寫昭夫名古屋大学名誉教授の講演を軸に、クオン前大臣と同様の立場にあるティン・チュン・トゥン司法省前次官、黎明期に長期専門家としてベトナムに赴任した武藤司郎弁護士、ベトナムの経済・産業事情に詳しい三浦有史日本総研調査部上席主任研究員によるディスカッションから構成された。第 1 部では、ベトナムにおける法整備支援の始まりと展開が俯瞰された後、ディスカッションでは、ベトナムに対して我が国がこの分野でなしてきたことが、現在、特に現地での日本企業の活動等にどのように反映されているのかなどについて議論がなされた。

第 2 部は、JICA の長期派遣専門家として、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、モンゴルに赴任した経験を持つ、検事及び弁護士が、松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授のモデレーションの下、当地での自らの経験について語り、今後各国に対する法整備支援、日本の法整備支援全体がどのように展開されるべきなのかなどについて議論が交わされ、それらに対して、矢吹公敏日本弁護士連合会前国際交流委員会前委員長、横田洋三法務省特別顧問からコメントが寄せられた。

第 3 部では、法整備支援のアクターである、JICA、日弁連、特許庁、ジェトロアジア経済研究所、そして当部が、他機関との「連携と協調」の観点から、日々の活動について報告した。ジェトロアジア研の山田美和研究員からは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」が法整備支援に対して示唆することについて、興味深い報告がなされた。

ベトナムでの法整備支援が始まって 20 年が経過し、法整備支援の現場も、法整備支援を取り巻く環境も大きく様変わりしている。各国における展開も様々で、誤解を恐れずにいうと、ベトナムでは「百貨店型支援」がなされ、ミャンマーでは「コンビニエンスストア

型支援」がなされている。装いを新たにしたインドネシアに対する支援は、さしずめ「専門店型支援」といえようか。

様々な「業態」があるものの、いずれにおいても「自国の価値を押しつけることなく、相手国のオーナーシップを尊重して、寄り添う形で支援する」という我が国の法整備支援の流儀がいかに大切かが、今回の連絡会で再確認された。

このような日本型法整備支援が、対象国にもたらした利益は実際のところ計り知れないものがあり、今回もクオン前大臣、トゥン前次官からは、我が国に対する感謝の言葉が発せられた。

そのように感謝していただけるのは光栄なことであり、すべてはこれまで 20 年間に法整備支援に身を粉にして取り組まれた先達の尽力の賜であることは論を待たない。

他方で、近時大先輩から「日本の法整備支援は、過去の成功体験に浸るあまり、マンネリの傾向に陥っているきらいがある。対象国においても日本に研修に行けることが既得権益のようにになっているのではないか」と耳の痛い指摘を受けた。

この指摘に反論する言葉を私は持ち合わせていない。昨今、百貨店の中に衣料品や家具・家庭用品の量販店が店舗を構えるようになっており、コンビニエンスストアも宅配等更に消費者のニーズに応えるべく不断の努力を重ねている。「篤志家の活動」から「国策」へと変わりつつ法整備支援において、その根本的な価値観を維持しつつ、時代の要請に応えるべく変革を図ることは我々の急務である。

日本型の「寄り添う支援」では、結果が出るまでに時間がかかってしまいがちであり、他国・他機関による怒濤のようなパッケージ型支援に対抗するためには、日本側の連携・協調体制を更に強化する必要がある。どうすれば、真に相手国のためになり、日本にも利益が波及する支援を、効果的になしうるのか、いわゆる「司令塔」の問題を含め早急の対応する必要があることが、今回の連絡会で浮彫りとなった。山田研究員が論じられた「ビジネスと人権に関する指導原則」についても、法整備支援に携わる者は鋭敏な感覚で対処しなければならないことが明らかになった。

本連絡会で発表したとおり、当部は、本年 10 月に、大阪市から東京都昭島市に移転する予定である。国際連合アジア極東犯罪防止研修所も同時期に同場所に移転予定であり、両部署・機関の連携により、より幅の広い法務省による国際協力が行われることになろうが、当部としても、これを機に更に変革を進め、JICAを始めとする関係機関と強く連携・協調を図りつつ、日本の法整備支援の拠点として進んでいきたいと考えているところであり、その思いを強く覚醒させられた会合であった。



【会場の様子】



【第1部 ベトナム前司法大臣  
ハー・フン・クオン氏による発表】



【第1部 名古屋大学名誉教授・  
弁護士 森嶋昭夫氏による発表】



【第2部パネルディスカッション】



# 第18回 法整備支援連絡会

*The 18th Annual Conference on Technical Assistance in the Legal Field*

## 法整備支援の回顧と展望

～ベトナム法整備支援プロジェクト開始20年を機に～

*Retrospect and Prospects of Legal Technical Assistance  
- On the Occasion of the 20<sup>th</sup> Anniversary of Legal Cooperation Project with Vietnam -*

平成29(2017)年 **1月20日**  **9:45 - 17:40**

日本語・英語同時通訳，日本語・ベトナム語逐語通訳（一部）

**大阪会場：法務省法務総合研究所「国際会議室」**  
大阪市福島区福島1-1-60 大阪中之島合同庁舎2階

**東京会場：独立行政法人国際協力機構（JICA）本部228, 229会議室**  
東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル2階

主催：法務省法務総合研究所  
独立行政法人国際協力機構（JICA）  
後援：最高裁判所  
日本弁護士連合会  
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所  
公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）

# Program

※敬称略

開会挨拶 9:45~10:05

Opening Address

法務総合研究所所長

独立行政法人国際協力機構(JICA)理事

佐久間達哉

富吉賢一

第1部 基調講演等

Keynote Speeches and Dialogue

## 講演

10:05~11:10

ベトナムにおけるこれまでの日本の法整備支援、  
今後の期待等について

ベトナム前司法大臣  
ハー・フン・クオン

日本の法整備支援事業を拓いたベトナム  
改めて法整備支援を考える

名古屋大学名誉教授・弁護士  
森 昭夫

## 対談

11:10~12:00

ベトナム司法省顧問  
(同省前次官)  
ディン・チュン・トゥン

名古屋大学  
名誉教授  
森 昭夫

◆モデレーター  
法務総合研究所  
国際協力部部長  
阪井 光平

日本総研調査部  
上席主任研究員  
三浦 有史

ベトナム日本商工会  
法務小委員会委員長  
弁護士  
武藤 司郎

第2部 元JICA長期派遣専門家らによる

パネルディスカッション

13:30~15:30

Panel Discussion by Former JICA Long-Term Experts

◆モデレーター  
慶應義塾大学大学院法務研究科教授  
松尾 弘

◆全体総括コメント  
法務省特別顧問  
横田 洋三

## 前半

13:30~14:30

### ◆パネリスト

国連アジア極東犯罪防止研修所次長  
JICA法整備支援アドバイザー・弁護士  
大阪地方検察庁検事  
大阪地方検察庁検事

### ◆総括コメント

日本弁護士連合会国際交流委員会前委員長

森永 太郎  
佐藤 直史  
西岡 剛  
松本 剛

矢吹 公敏

## 後半

14:35~15:30

### ◆パネリスト

JICA産業開発・公共政策部  
国際協力専門員・弁護士  
法務総合研究所国際協力部副部長  
福岡高等検察庁検事

磯井 美葉  
伊藤 浩之  
國井 弘樹

第3部 関係者による活動報告

(関係機関同士の連携の在り方等)

15:50~17:30

Activity Reports from Related Organizations

### ◆報告者

JICA産業開発・公共政策部審議役  
ジェトロアジア経済研究所  
新領域研究センター法・制度研究グループ長  
日本弁護士連合会国際交流委員会委員長  
特許庁総務部国際協力課課長補佐  
法務総合研究所国際協力部部長  
法務総合研究所国際協力部副部長

河西 裕之

山田 美和  
外山 太士  
武井 健浩  
阪井 光平  
伊藤 浩之

総括・閉会挨拶 17:30~17:40

Conclusion and Closing Address

公益財団法人国際民事法センター理事

小杉 丈夫

レセプション

Reception

# Profile

## 講演者等



**ハー・フン・クオン 氏** ベトナム前司法大臣

モスクワ大学国際法学部卒業，ソビエト社会主義連邦共和国連邦科学アカデミー（現ロシア科学アカデミー）国家法律研究所にて法学博士号取得。司法省ハノイ法科大学国際法学部副学部長，同省国際協力局長，同省次官等を歴任し，2007年司法大臣就任。2011年の再任を経て，2016年4月退任。



**ディン・チュン・トゥン 氏** ベトナム司法省顧問（同省前次官）

タシュケント大学卒業，同大学にて法学修士号取得。  
司法省ハノイ法科大学講師，同省民事経済法局法律専門家（民法起草），同省民事経済法局長等を歴任し，2005年同省次官。2016年11月同省顧問。



**森 昭夫 氏** 名古屋大学名誉教授・弁護士

東京大学法学部卒業，ハーバード大学ロースクール修了(LL.M.)。  
名古屋大学法学部教授，上智大学法学部教授，ハーバード大学ロースクール客員教授，カナダ・ブリティッシュコロンビア大学法学部客員教授，オランダ・ライデン大学日本研究所客員教授等を歴任。1993年，文化交流プロジェクトで訪越し，日本民法を紹介したのを皮切りに，ベトナム，モンゴル，カンボジアの法整備支援に携わる。日本の法整備支援の草分け的存在。

**三浦有史 氏** 日本総研調査部上席主任研究員

早稲田大学卒業。  
日本貿易振興会（ジェトロ）勤務等を経て，現職。その間，アジア経済研究所経済開発分析事業（ベトナム）研究会委員，財務省市場経済移行国ベトナムにおける諸問題と我が国の支援のあり方に係る研究会委員，外務省ODA国別評価（ベトナム）アドバイザー等を歴任。  
開発経済や移行経済を専門とし，ベトナム，インドネシアのマクロ経済等を中心に研究。



**武藤 司郎 氏** ベトナム日本商工会法務小委員会委員長・弁護士

早稲田大学法学部卒業，コロンビア大学ロースクール修了(LL.M.)。  
1994年弁護士登録。1996年から2000年までJICA長期専門家としてベトナム司法省で勤務。2012年ベトナム外国弁護士登録。2015年ベトナム日本商工会法務小委員会委員長就任。

**横田 洋三 氏** 法務省特別顧問

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了。  
世界銀行法律顧問，国際基督教大学教授，東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授，中央大学法学部・法科大学院教授等を経て，現在，法務省特別顧問，人権教育啓発推進センター理事長及び日本ユニセフ協会顧問として活動。



**矢吹 公敏 氏** 日本弁護士連合会国際交流委員会前委員長

東京大学法学部卒業，コロンビア大学ロースクール修了(LL.M.)。  
1987年弁護士登録。日本弁護士連合会国際室室長，同会国際交流委員会副委員長，委員長を歴任。JICAによるベトナム，カンボジア等への司法支援プロジェクトに長年関与。

## 第 18 回法整備支援連絡会発言録

### 佐久間達哉法務総合研究所長挨拶

この連絡会、皆様のご協力をいただきまして、今回で 18 回を数えるに至りました。今日も、お忙しい中、この大阪会場、また東京のサテライト会場に大勢の関係者の方にお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

基調講演あるいは対談をお願いしておりますハー・フン・クオンベトナム前司法大臣、ディン・チュン・トゥンベトナム前司法省次官、武藤司郎ベトナム日本商工会法務小委員会委員長の皆様には、遠路ベトナムからお越しいただきまして大変ありがとうございます。

また、同じく、基調講演あるいは対談をお願いしております森島昭夫名古屋大学名誉教授、三浦有史日本総研調査部上席主任研究員、さらには午後のパネルディスカッションでモデレーターや総括コメントをお願いしております松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授、矢吹公敏日本弁護士連合会国際交流委員会前委員長、横田洋三法務省特別顧問の皆様には、ご多忙の中ご参加いただきまして大変ありがとうございます。

皆様に心から感謝を申し上げます。

さて、今回の法整備支援連絡会では、「法整備支援の回顧と展望～ベトナム法整備支援プロジェクト開始 20 周年を機に～」をテーマに選びました。

皆様、ご案内のとおり、日本の法整備支援事業は、ベトナムに対するものからスタートいたしました。ドイモイ政策により市場経済に移行して間もないベトナムから民法の起草支援の要請があり、森島先生が講義等をされるようになったのが始まりであり、私ども法務省でも 1994 年から本邦研修の実施等を通じてこれに参加するようになり、1996 年からは JICA プロジェクトとして本格的に実施されてきたわけでございます。

ベトナムに対する JICA プロジェクトとしての法整備支援事業が始まりまして、ちょうど 20 年が経ちました。この間、民事訴訟法、破産法、民法、民

事判決執行法、国家賠償法、人民裁判所組織法、刑事訴訟法、人民検察院組織法、戸籍法といった法律の制定あるいは改正に対する起草支援、また、立法プロセスの改善に対する支援等を行ってまいりました。実施した本邦研修はこの間に 55 回、クオン前司法大臣、トゥン司法省前次官を含む延べ 549 人のベトナムの司法関係者が参加をされ、私ども法務省から派遣した検事の長期専門家だけでも 18 人に上っております。このように我が国の法整備支援事業の中でも最も大きな比重を占めてまいりましたベトナムでの法整備支援を振り返りながら、今後の法整備支援の在り方を考えたいというのがテーマ選定の趣旨でございます。

もとより、法整備支援の在り方は対象国のニーズあるいは状況などにより大きく変わり得るものですし、対象国も当初の市場経済移行国やポストコンフリクト国だけではなく、一定の広がりを見せております。

しかし、ベトナムでの経験の中には、例えば、対象国のオーナーシップを尊重した法案起草支援の在り方、あるいは人材育成や法令間の整合性確保等を含め法の支配定着を図っていく効果的な手法といったノウハウから、法整備支援の目的としていわれる対象国における法の支配の定着と、近時、強調されることの多い日本企業の海外展開のための環境整備をそれぞれどう考えるか、さらには、ODAとしての JICA プロジェクト終了後の法整備に関する協力関係の在り方など、いろいろな問題について普遍的な教訓となり得るものが少なからず生まれているようにも思います。

今日一日の皆様のご議論でどこまで話が進むか分かりませんが、大変楽しみにしております。

終わりに、本連絡会を後援していただきました最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所、公益財団法人国際民間商事法センターの皆様にご心から感謝を申し上げます。

また、この場をお借りして、日ごろ、私ども法務総合研究所の活動にご理解とご支援をいただいている皆様に心から御礼を申し上げます。

本連絡会が、法整備支援の一層の発展に寄与することを願ひまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

### 富吉賢一独立行政法人国際協力機構（JICA）理事挨拶

本日は、法務省法務総合研究所と共に第18回の法整備支援連絡会をこのように開催することができ、大変喜ばしく思っております。共催者のJICAを代表いたしまして、ご来場いただきました皆様方、それから開催にご尽力いただきました関係者の皆様方に御礼を申し上げます。

また、森寫先生を初め、本日も登壇くださる方々に心より御礼申し上げます。特に、ベトナムの前の司法大臣でございますハー・フン・クオン様、前の次官でございますディン・チュン・トゥン様におかれましては、遠路はるばる日本までお越しいただきましたこと、深く感謝の意を表します。

先ほど、佐久間所長からのご挨拶にもありましたとおり、本日の連絡会のテーマは「法整備支援の回顧と展望」でございます。これは、皆様ご存じのとおり、JICAが1996年にベトナムで法整備支援プロジェクトを本格的に開始して20年という節目を迎えたことから、このテーマを選ばせていただきました。

法整備支援そのものは、1996年以前にも、例えば国際連合アジア極東犯罪防止研修所における刑事法分野の研修や、森寫先生が当時のベトナムのロック司法大臣とともに開始されました民法の支援というものがあり、こういう事業を背景に1996年にJICA事業を始めたことと承知しております。もっとも、20年前にありましては、JICAにとって初めての協力分野であり、JICAでは担当者であっても事業内容や意義を理解するのに相当苦勞をしたという話が伝わっております。当時JICAには法学部を卒業している職員の数も少なく、初めての分野という

ことで、関係者の皆様方にはいろいろとご迷惑をおかけしたかもしれませんが、この場をお借りしてお許しをいただければと存じます。

私がこの法整備支援の担当の理事になりましたのは一昨年の10月でございますが、その時点ではJICA本部にこの法整備支援の専門の課が設置され、3名の弁護士の方にアドバイザーとして就任していただき、またベトナムあるいはアジアにとどまらず、アフリカにも事業展開をする状況にまでなっていました。JICAにとりまして、この20年間は開発援助機関として法整備支援を行う意味と方法を学んできた20年間ともいえるわけであり、この諸先輩方の努力の、それから今の担当者が開発支援、開発援助の主要分野としてこの法整備支援を位置付ける、このようなところまで持ってくることは、皆様方のおかげであると同時にJICAにとって非常に大きな財産になっていると思います。

また、JICAの法整備支援事業をご支援いただいております、今日の連絡会の後援者でもごきま公益財団法人国際民商事法センターも設立20周年と伺っております。同センターにおかれましては、JICA事業の展開に対して長年にご協力をいただいております。この場をお借りして深く感謝申し上げます。これに関しまして、JICAとして感謝の意を表するため、昨年10月、JICA理事長表彰をし、感謝状をお贈りさせていただいております。この場でご紹介させていただきます。

法整備のプロジェクトを20年続けてきたわけではございますが、いまだ途上国では不安定さが残っております。これは法の支配というものがまだ完全ではないということを意味しているのではないかと思います。必要な法律が足りないとか、法律間の整合性がとれていないとか、あるいは法の支配を支える人材が不足しているとか、こういった課題が山積みされています。このことは途上国での勤務を経験いたしますと非常に強く実感するところでございます。

私も、ちょうど20年前、メキシコに在勤しておりましたし、今のポストにつく前は、4年間、インド



ネシアで勤務をしております、この法の支配の重要性ということを強く実感をしているところでございます。これは、国の発展段階や政治体制とは関係がない、世界共通のコモンセンス、常識といえるものではないかと思っております。

JICAといたしましては、このような認識のもとに、今後も法の支配の促進を目的にルールを整備、法運用組織の機能強化、リーガル・エンパワーメント、人材育成といった4つの領域で法整備支援を展開していきたいと考えております。

また、昨年12月には、ニューヨークにおきまして、初の試みでございますが、国連機関と共催でシンポジウムを持ちまして、「法遵守の文化」をテーマにUNDP、UNODC、また各国からの出席者と議論を深めたところでございます。これは、各国のドナーの間でも関心が高まっている分野であると思われませんが、今後も、日本の法整備支援についての情報発信と援助潮流の把握にもJICAとして努めていきたいと考えております。

また、現在、JICAでは、法整備支援20周年の歩みを書籍にまとめる作業を行っているところでございます。まだ準備段階で、出版日も未定ではございますが、鋭意進めて、できるだけ早く、年内にも出版にこぎつけたいと考えております。この場をお借りしてご紹介をさせていただきます。

最後になりましたけれども、改めてこの20年間、法整備支援にご尽力をいただいた関係者の皆様方に感謝を申し上げますと同時に、本日の連絡会にて活発な議論が行われ、参加された皆様方が法整備支援について多く学ぶ機会になることを確信いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

## 【第1部】

### ハー・フン・クオンベトナム前司法大臣講演

日本国法務省法務総合研究所所長、佐久間達哉様、JICA理事、富吉賢一様、ご列席の皆様、本日、ベトナムと近く、美しい大阪市で開催される第18回法整備支援連絡会に司法省前次官のディン・チュン・トゥン氏と一緒に参加することができまして大変う

れしく思います。

また、実際、今回の連絡会に参加させていただき、さきの佐久間様及び富吉様のスピーチを聞かせていただきまして、日本とベトナムのこの20年間の法・司法協力関係と密接に関わってきた私といたしましては、本日の連絡会の重要性、その意義について理解し、強い感銘を受けております。

ご承知のように、30年以上前に、ベトナムは新しい段階の発展へと踏み入れました。これを国の全面的な刷新、ドイモイと呼んでおります。皆様は、ドイモイ自体については余り深く理解されていないかもしれませんが、ベトナムにとっては、いわゆる官僚主義、集中的な経済から市場経済へと変革させることを意味し、そのドイモイの目標としては、当時のベトナムを、低開発の状況から発展した国へと変換させることが掲げられました。ベトナムをその状態から一歩ずつ工業化、近代化、国際化へ進めていこうとしたわけです。同時に、ベトナムは、人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家を建設することを目指しました。

どのような法治国家がイメージされたのか、ここにいらっしゃる若い世代の参加者の方々は、十分理解されていないかもしれませんが、最初から我々の協力に参加してくださっている森寫先生のような方々は、恐らく、我々と同じような感覚で理解してくださっていたと思っています。

30年以上前に、我々がこのドイモイに入った時は、ベトナムとしては法律制度及び司法機構が非常に脆弱な状態に立たされていた時期でありました。憲法以外は、いくつかの法律しか存在していませんでした。そのほかの社会関係、例えば経済事業分野に関しては、刑事関係でも民事関係でも、国会の常任委員会の国家令や、国家主席の命令、政府及び首相の政令、決定などによって規定されていました。また、裁判官と検察官は、ほとんどは正規に育成されておらず、軍人になって除隊してから二、三か月くらいの間勉強をした後に裁判官に任命された人もいました。弁護士というの、当時のベトナムの社会また国民にとってはかなり珍しい存在でした。

ベトナムの当時の開放的で、多様化、多角化を目指す対外方針において、特に発展した市場経済諸国との法・司法の国際協力は、非常に高い優先順位がありました。その中においては、日本はベトナムのこの分野における優先的なパートナー国の1つでした。当時のベトナムの初めての民法典は、森嶋先生を始め、そのほかの先生方、裁判官などがベトナムに来てその立案に参加してくださいました。JICAの支援のもとで。この20年以上にわたって、民法典から始まりまして連続的に3つの技術協力のプロジェクトがベトナムにおいて実施されて、法整備における協力関係は精力的に発展してきました。1996年から2007年までの3つのフェーズにわたって実施された法・司法協力のプロジェクトがあり、法・司法制度の改革に関するプロジェクトが、2つのフェーズで2007年から2015年まで実施されました。そして、現行のプロジェクトは、その題名を「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」とするものです。最初の段階ではベトナム側のカウンターパート機関は、司法省のみでしたが、その後、最高人民裁判所、最高人民検察院、そして2009年に設立されましたベトナム弁護士連合会もカウンターパートとして参加するようになりました。その後、ベトナムの首相府もカウンターパートとなり、計画投資省や地方自治体もプロジェクトに関わっています。

今、申し上げましたいくつかのプロジェクトの実施を振り返ってみると、JICAのプロジェクトにおける様々な協力の活動は、ベトナムに対しては最も有益で、また実践的な成果をもたらしたと私としては断言できますが、具体的には以下の面で非常に顕著に見られます。先ほどJICAの理事から法整備支援の重要性について話があったかと思いますが、私は、受益国であるベトナムとして、法律・司法の協力をしてくれる他の国家との比較も考えながらお話ししたいと思います。

ベトナムに法・司法分野の協力してくださる国は、日本以外にも多くの国と国際機関があります。ベトナムと歴史上密接な関係のあるフランス共和国もそ

の1つです。そして、非常に遠いヨーロッパの国、スウェーデンもそこに入っております。大国であるアメリカも、また、多角的な活動している国際機関であるUNDP、そして地域においては、ADBアジア開発銀行もそうです。

本日の会議においては、私としては日本との協力の中で顕著に現れている3つの側面について言及したいと思います。

まず、その第一としては、日本はベトナムにとっては最大のカウンターパートの国であります。ベトナムの法制度においては非常に効率よく貢献してくれました。その中で、市場経済制度とベトナムの特殊な政治、文化制度との調和、一貫性も保障しています。そして、市場経済と社会主義的法治国家及び民主的な社会構造との合理的な構築ももたらしております。皆様のこの重要な協力の一部がありまして、今日、ベトナムの法制度は基本的には完成されており、社会関係の各分野のほとんどは国会によって成立した法律によって調整されています。私が言及したドイモイ当初の状況とは本当に雲泥の差があります。最も輝いていることとして、ベトナム国会が2013年の新憲法を立案・成立させたことがあります。その中においても、日本の専門家の皆さんの一定の貢献があったこととお話ししたいと思います。特に、2013年の半ば頃に、ベトナムの高級調査団が憲法調査のために日本に来たことについては言及せずにはいられません。その高級調査団のリーダーは、当時の副首相で、現在の総理大臣、首相のグエン・スアン・フック氏です。この新しい憲法は、ほぼ全面的に刷新されていて、その中においても日本の先生方、裁判官、検察官のいろんな知恵が、印を残しています。

2つ目として、先ほど、佐久間所長もそれについて振り返ってくださいましたが、私としては、ベトナムの民法典の立案とその後の改正などに対する皆さんの貢献については、強調したいと思います。1995年の最初の民法典に、皆さんからの第一歩の貢献がありました。そして、2005年の全面的な改正、そしてまさに皆さんのご協力を得て、ベトナムの国会が

2015年において全く新しい民法典を成立させました。今年の1月1日からその新しい民法典が効力を発生するようになりました。この新しい民法の中には、日本の長期専門家のみならず、そのほか裁判官、検察官、弁護士、大学の先生方、特に森島先生、新美先生などのご経験、その知恵が、顕著に現れております。民法については、法律の立案、成立だけでなく、その後の法律の施行などについても、日本はベトナムのカウンターパートとして、粘り強く今までその実施においても協力していただきました。日本以外のほかのベトナムのカウンターパート機関は、どっちかといいますと1つの法律を立案して国会に提出し、その法律が成立したらそこまでです。そこで終わってしまうわけです。他の国の協力機関はそうすけれども、日本の専門家、日本のプロジェクトでは、その法律が成立し、そして社会に定着するまで、最後まで付き合ってください。また、その法律のその後の効果などについても、ベトナムと一緒に評価もしていただきます。そして、その法律がより完成されるためには、どのように補足、改正すればよいのかについても提言していただきます。民法典のみならず、それに関連する国家賠償法や民事判決執行法などについての支援がその例です。

3つ目の特徴としては、日本は、ベトナムの法律や司法を運用するための人材育成においても非常に効率のよい協力をしていただく最も強いカウンターパート国でもあります。ベトナムの司法機関だけでなく、その後、ベトナムの弁護士連合会やそのほかの関係省庁に対しても研修をしてくださっています。この20年以上、JICAの枠組みの中で50以上のいわゆる本邦研修が実施されてきました。その参加者は1,000名ほどに上っているかと思えます。その中にはベトナムの裁判官、検察官などが入っております。その傍ら、ベトナムの何百もの法律の専門家、法学修士、法学博士が日本の有名な大学で育成、教育されてきました。ほかの国に留学している者と違って、日本で教育または育成された法律関係のベトナムの学生などは、大多数は皆、帰国し、元

留学生として日本で習得した知識などを自分の仕事また業務の各分野に非常に有効的に活用しております。その中においても、ベトナムの法律・司法機構においても、帰国後迅速に昇進していく人もいて、私の後任である今の司法大臣、新しい司法大臣は、名古屋大学の法学博士を取得してしております。

全般的に見ると、昨今のベトナムと日本の法・司法協力はいろんな成果が上がっておりまして、特にこの活動でJICAのプロジェクトを介しての技術協力活動は、特にベトナムの制度や特殊な社会の管理において、市場経済の原理や法治の原則が促進されることに資しております。そして、それによってこのドイモイ30年間の法律又は司法の改革、または法治国家の建設に大きく貢献しております。ご承知のように、ドイモイ30年を経て、ベトナムは既に低開発国から脱却することができました。マクロ経済は安定しております。また、毎年のGDPの成長率は常に高いレベル、6から7%以上を維持しております。社会福祉は日増しによくなってきております。ベトナムの国際的な立場は、日増しに高められていて、政治的な安定と投資事業のための環境の整備もあって、ベトナムは世界各国の経営、観光、投資の魅力的な国となっております。そして、その中においても、日本は常にトップクラスになっております。ご承知のように、ついこの間、安倍首相がベトナムへ訪問されましたが、安倍首相が、ベトナムは日本の投資家に関心を示している中心的な国であると発言されました。

皆様はベトナムへいらしたことがあるかどうか分かりませんが、20年前と比べますとかなり変わってきております。特に、日本の皆様は桜の国といいますが、その桜の国の食文化は日増しにベトナムのホーチミン市、ハノイ市のみならず、ベトナム全国へと広がっていつて輝いております。また、直接的または間接的に、このような日本とベトナムの法律と司法の協力は、ベトナムと日本との関係のレベルを向上させるべく貢献してきております。そして、2014年から、日本とベトナムとの関係のレベルは、アジアの平和と繁栄のための包括的戦略的パートナーシ

ップと高くなっております。

本日、このような会合において、今までお会いした皆様、また本当にお世話になってきているいろいろな友人の方々にお会いすることができまして、今日までのベトナムの司法省を始めとする様々な機関に寄せられた皆様の協力関係、貴重なご支援、そして皆様のご厚意に対して私は心から感謝の意を述べたいと思います。この場をお借りして、今まで貢献していただきましたプロジェクトに関わっていただいた方々、そして、長期専門家の方々に対して心からの感謝を申し上げます。そして、この20年間、先ほど私が言及した盛大な成果が得られるためにずっと協力していただきました裁判官、検察官、弁護士、大学の先生方に対しても感謝の意を表したいと思います。皆様のご協力、ご支援のおかげで、私とトゥン氏も、ベトナム政府から与えられた任務を全うすることができました。

ご承知のように、2016年からベトナムは新しい段階の発展へと踏み入れることになりました。新しい国会、新しい政府は、非常に強い決心をしております。国会も政府も、2021年またはそれ以降の国の発展の目標を掲げております。特に、法律に関しては、整備を継続しますが、戦略的な転換として、法律の立案成立そのものから、法律の実施、施行を重視する方向へと転換することになります。そのことは、ベトナムの司法と法律に大きな発展の機会を与えるわけですが、同時に、大きな課題ともなっています。特に、法律の実施、国の司法制度を運用することについては、私は確かにもう定年しましたが、今後、JICAプロジェクトを始め、複数年にわたってもその支援を継続的に強化していただくことが、ベトナムの法・司法分野の更なる発展の一助となると強く信じております。そして、そのことが、ベトナムが目指している富民、強国、民主的で公平な文明国の建設に貢献することと信じております。それを踏まえまして、私としても今後のアジアの平和と繁栄のためのベトナムと日本の包括的な、戦略的なパートナーシップの関係の構築に関して役立ちたいと思っています。

ベトナムの伝統にのっとして、大阪また東京会場にいらっしゃる指導者の皆さん、または参加者の皆さんに対して、2017年の新年のお祝いの言葉を送りたいと思います。皆様のご多幸を祈願いたしました。JICAのプロジェクトの更なるご成功も祈願いたしました。そして、この法整備支援会が成功のうちに終わることを祈願いたしました。皆様に対して感謝をしたいと思います。ありがとうございました。

### **森嶋昭夫名古屋大学名誉教授講演**

森嶋でございます。第18回法整備支援連絡会の基調講演者の一人としてお招きいただきまして大変光栄に存じます。ご紹介にありましたように、法整備支援、特にODAとしてJICAの国の支援事業を始めるきっかけを作った者の一人として、回顧するというよりもむしろこれからどうしていくかということをお祈りいたします。皆様のご多幸を祈願いたしました。JICAのプロジェクトの更なるご成功も祈願いたしました。そして、この法整備支援会が成功のうちに終わることを祈願いたしました。皆様に対して感謝をしたいと思います。ありがとうございました。

そもそも「法整備支援」というのは、発展途上国の法整備について先進国側が協力し、支援することですが、法整備という言葉は多義的に用いられていて、個別の法律あるいは規則などの法律規範の整備をいうこともあれば、例えば、民法分野について付属法令も含めた、ある法律分野全体の法規範の整合的整備を指すこともあります。また、法律整備にとどまらず、法律執行手続、裁判制度などの組織整備、そして、法人材育成も法整備という言葉の対象となっています。

さらに、法整備支援の事業主体もさまざま、国家がODAの一環として実施する場合もあれば、国際開発援助機関や民間の財団、大学、民間団体などが支援対象の国や団体に支援をする場合もあります。わが国では、ODAとしてJICAが実施するもののほか、各省や大学、日弁連などが、さまざまな対象国や団体に対して、さまざまな形態で法整備支援を行っています。また、JICAが、他の省庁や機関、民間団体と協力して、知的財産法、環境法分野などで別の内容・方法の法整備支援を行って

るものもあります。

本日は、このように多様な法整備支援の中で、これまで、わが国の法整備支援事業の中核を占めてきた、ODAの一環としてのJICAの事業についてお話しします。しかし、時間の制約がありますし、私の経験に基づいてお話しをするという本日の講演の趣旨からしても、1993年以降私が個人的にベトナム司法省に対してベトナム民法典起草のお手伝いをしていたことから発展して、1996年に、わが国のODA法整備支援事業の開始となる、ベトナムに対するJICAの事業が公式にスタートした経緯を具体事例として取り上げたいと思います。そして、この経緯について述べることを通じて、わが国のODA法整備支援事業が、様々な現実的状況や制約に直面しつつも、どのような考え方、理念と方法を構築して支援事業を実施してきたかについて述べることにします。そしてさらに、これまでの経験を踏まえて、ODAとしての法整備支援の意義と限界、法整備支援におけるわが国の支援の考え方、今後のわが国の法整備支援事業はどうあるべきかの3点について、若干の私見を述べることにいたします。

わが国の法整備支援の経験はせいぜいここ20数年に過ぎません。かつてのヨーロッパの国々が、支配する植民地に対して強制した宗主国の法制度の移植は、とても法整備支援と呼べるしろものではありません。植民地支配ではなく、主権国家としての発展途上国の法整備支援を大規模に行った例としては、1960年代から1970年代にかけて展開された、米国政府による「法と開発運動」、Law and Development Movement、略してLDMがあります。これは、1960年代以降東西冷戦の激化にともない、中南米、アフリカの諸国を西側陣営とするために、米国が独立後間もないこれらの国々に多くの若い人的資源を送り込んで、アメリカ型民主主義統治機構を移植しようとしたものです。しかし、被支援国の国情を無視して米国の法制度を一方的に押し付けようとしたこのLDMは、これらの国では形骸化してしまい、制度は機能せず、民族紛争や権力闘争の中で軍事政権や独裁政権が長期支配することとなり、

結局、民主主義的統治は実現しませんでした。

また、国際開発復興銀行などからなる世界銀行、欧州復興開発銀行、アジア開発銀行などの国際開発金融機関が、開発途上国に開発資金援助をするにあたって、一定の法制度の整備を支援している場合があります。この場合、法整備の対象は、被支援国の国家統治に関わる法制度というよりも、土地法、担保法など、金融機関の資金回収担保に関わる法律に向けられています。国際金融機関として、開発資金援助の条件として資金回収を担保する法制整備を支援することはやむを得ないことではありますが、被支援国の関係法の整備状態を無視して、当該金融機関の資金回収に有利な法整備を一方的に導入しようとするため、被支援国民の利益を損なう事例も見受けられます。

さらに、東欧社会主義体制が崩壊した1989年以降になると、市場経済に移行を図る開発途上国に対し、西欧先進諸国が、主としてそれぞれの国の法制度をモデルとして導入させることを目的として支援を行うようになりました。ベトナムでも、スウェーデン、フランス、オーストラリアなどが法整備支援を開始していました。

今でこそ、わが国がODAとして法整備支援事業を実施することについて、国内外で疑う人はいないと思われます。しかし、1990年代前半のわが国では、法整備支援という言葉さえなかったのではないのでしょうか。私は、名古屋大学法学部長として1億円余の基金を募り、法学部にアジア法政治研究プロジェクトを立ち上げて、それを実施するために、1992年にベトナムを含むアジアの国々を訪れました。それは、経済発展の緒についていたアジア諸国の法政治制度について、名古屋大学法学部が、わが国の他の法学部に先駆けて、現地資料収集体制を作り、アジアの主要な大学、研究所との間の研究交流拠点となるためでした。当時、わが国はまだアジア諸国の法制度には関心がなかったのですが、私は、わが国にとって、21世紀のアジアの発展を考えれば、アジア諸国との交流は不可欠だと考えていました。

ベトナムのハノイでは、「国家と法研究所」が主た

る訪問先だったのですが、ダオ・チ・ウック所長の紹介でグエン・デイン・ロック司法大臣にお目にかかりました。その際、ロック司法大臣は私に「私が日本を訪れた際、日本の法務大臣にベトナム民法起草支援を依頼し、日本の大臣も非常に好意的であったが、その後何も対応がない」といわれ、「現在起草作業の重要な時期なので、何としても支援をお願いしたい」と熱意のこもった要請をされました。当時、ロック司法大臣は中央政府の民法草案起草委員会の委員長として草案起草に最終責任を負っていたのです。私がロック司法大臣にお目にかかったときは、それまで停滞気味であった民法草案起草委員会の作業が党の指示によってフル回転し始めた時期であったようでした。ベトナムは、1986年から「刷新」という訳語が当てられているドイモイ路線を採用して法整備を進めてきましたが、1992年の憲法改正によって、社会主義の枠内で、法律の留保付きとはいえ、市民の自由と財産権が保障されることになりました。市民法、市場取引法としての民法を立法する道が開かれたのは、この憲法改正によってであるといえましょう。さらに、ベトナムは、対外開放政策の下で外資導入を図るために、民法を始めとする市場取引法を早急に整備する必要に迫られていました。共産党政権下にあって、92年改正憲法が法律の留保付きながら市民の自由と財産権の保障を認めたことは、市民法としての民法の立法に一定のレジテマシー、すなわちお墨付きが与えられたのですが、後に述べますように、民法制定とその後の民法改正において、国家が市民に優先する社会主義法の強固な思考枠組みと市民法諸原理との間の調整は容易ではありませんでした。

帰国後、法制審議会民法部会の委員であった私は、法務省の官房長に会ってロック大臣の要請を伝えました。しかし、回答は、「かつての法務大臣に対する要請は国際的支援なので外務省に伝えてある。今回の要請も外務省に取り次ぐが、法務省の所管は国内なので、直接対応できない」というものでした。外務省からは、「外務省が対応するとしても、民法は国内法なので、民法草案に対する助言者は国内法たる

民法を所管する法務省が選定してくれ」という回答であり、結局、話を持ち込んだ私が外務省の国際交流基金で派遣されることになりました。

当時、ベトナム司法省は、先進諸国に民法起草作業の支援を要請し、フランス、スウェーデン、オーストラリアなどが専門家を送って支援していました。しかし、ベトナム国内になお外国がベトナム国家の立法に関与することに対する強い抵抗があったため、外国人専門家は起草作業グループに対してそれぞれの国の民法についてセミナーを行うという形式をとって、起草に対する助言をしていたようでした。外国人専門家は、ベトナム作業グループが起草したベトナム語で書かれた草案を示されて、起草作業において問題になっている論点について英語の通訳を介して質疑に応ずることになっていました。しかし、ベトナム語を解さない外国人専門家は、ベトナム語の草案を見ることなく、自国の制度の解説に終始したようで、後に作業グループから聞いたところでは、事情が分からない他国の制度の抽象的な話を聞いてもベトナム民法の起草作業にとって余り役立たなかったということでした。

私の場合には、最初は起草作業の早い段階であったためか、ソヴィエト民法をモデルとして作業をしていたと思われた起草作業の議論の中で問題となった論点について、なぜその論点が問題になっているのか全く示されないままに、例えば「経済法と民法の関係は」などという質問が出されました。質問に答えるには、なぜ、そのような質問が出るのか、どういう解決を求めようとしているのかを理解しなければならぬのですが、英語の通訳の能力不足から通訳が理解しないまま質疑をしていたということも少なからずありました。しかし、相手のベトナム起草チームの立場に立って、相手が草案のどのような論点を問題にしているか、それを理解するためにどのような情報を求めているのかを探ったうえで、例えば物権変動について、市場経済の法原理を抽象的に説明するのではなく、同じく不動産の取引であっても、日本とドイツ、フランスでは、登記制度、公証制度が違い取引のやり方も違うので、民法の規定の仕方

も違っている、と具体的に説明しました。このように法制度がそれぞれ社会的実体を前提としていることを理解してもらおうとする私のやり方は、ベトナム側の評価を得たようで、再度来てほしいというロック司法大臣の要請があり、2回目は、名古屋大学法学部の基金で訪問しました。確か2回目からベトナム語の草案が示されたのですが、私はベトナム語を解さないで日本で予め草案の概要を日本語に翻訳しておき、訪越後に司法省で、草案の問題点について英語通訳を介してコメントをしました。2回目以降は、英語通訳については能力のある通訳を選定させてもらいました。3回目、4回目は、自費で訪越し、草案の翻訳費用等も自分で負担しました。私費でも訪越して支援したのは、2回目以降ロック司法大臣との間に信頼関係ができ、対面で腹藏ない意見交換の場が与えられるようになり、民法起草支援について私に対する司法大臣の更に強い要請があったからでした。それに応え、国を挙げてドイモイに奮闘しているベトナムの市場経済化にいささかなりとも貢献できるとすれば、一法学徒として挑戦するに十分価値あることと私には思われました。しかし、これが後に、わが国の法整備支援事業のきっかけになるとは、当時は夢にも思いませんでした。

その後、1994年に日本政府がベトナムに経済協力使節団を派遣した際に、ベトナム政府はODAとして法整備支援を要請しました。それを受けて、外務省は急きょ、私とJICA職員を呼び技術協力プロジェクトの検討を依頼してきました。しかし、それまで法整備支援について経験がなかったJICAは、プロジェクトの立ち上げを私と実施主体となる法務省に一任せざるを得なかったのです。法整備支援の経験のない法務省もほぼ同じ状況にあり、支援事業を担当することになる法務総合研究所の内部調整に手間取り、早急にプロジェクトを立ち上げることは困難な状況でした。そこで、2年間は本格的なプロジェクト立ち上げの準備期間とすることとし、その間に、わが国の法整備支援は、当面は、ベトナム司法省の要請に応じて、ベトナム社会の市場経済

への移行に向けた立法支援を中心とすることについて、ベトナム政府の理解を求めるとともに、有効な支援体制の構築に向けて、被支援国のベトナム社会の実情とベトナム政府側のニーズをできるだけ正確に把握すること、国内では、JICA、法務省、学者・専門家グループなどの連携によって恒常的な支援組織を作り、人的資源、物的資源を確保するとともに、具体的にプロジェクトを企画し、運営する司令塔の組織を作ること、としたわけです。

しかしながら、私を含めてODAとしての法整備支援事業の経験を持っている者はいなく、ベトナム政府との交渉は実質私一人が当たりました。党中央を含めてすべての関係国家機関に出向いて交渉し、法整備支援に対する日本の立場を十分理解してもらった上で、1996年にプロジェクトが始まりました。第2期プロジェクトも同じで、国内の支援組織作りについては、当初、法整備支援に関心を持つ法学者、専門家が少なかったことから人集めに難渋しました。プロジェクト運営の司令塔づくりについては、96年のプロジェクト発足後も、私と法総研の担当官、法学者・専門家、JICA担当者の中で定期的に集まっては、法整備支援の在り方について試行錯誤的な議論をしていました。

このように、国家として発展途上国の法整備支援をしたこともなければ、その能力もなかったわが国が、法整備支援に乗り出したのは1994年にベトナム政府がわが国の経済協力使節団にそれを要請したからでした。このようなことがなければ、わが国の政府が自らのイニシアティブで法整備支援事業を創設したとは思われません。ベトナムが日本の法整備支援事業への道を切り拓いたのです。本日の講演のタイトルを「ベトナムが拓いた」としたのはそういう理由からです。

先に述べたように、欧米諸国は、発展途上国に対してそれぞれの国の法制度の移植を試みていました。60年代の米国のLDMは、東西冷戦の一環として実施されたのですが、失敗に終わりました。東欧社会主義体制の崩壊後は、ベトナムを含むアジア諸国においても、西欧先進諸国が、法整備支援に乗り

出していました。そこに、ベトナム政府の要請によるとはいえ、国として法整備支援事業の経験もなく、整備された支援体制も持たないわが国が、ODAとして法整備支援事業を開始することになったのです。誰が、何を、どうするのか。この事業のPDCAサイクルのすべては実質私の判断に委ねられていました。もちろん、私は被支援国も含め、すべての関係者と相談してそれぞれの了解を得て判断するのですが、最終的に決定するのはJICAでした。

まず、支援事業の実施主体については、法務省の法務総合研究所が中核となることになりました。次に、法整備の支援対象については、もともとベトナム政府の支援要請が民法起草に対する私の助言をきっかけとしていたということもあって、市場経済関係法となりました。ここで、念のために、主権国家間のODAにおける被支援国の「要請主義」について触れておきたいと思います。後に述べるように、わが国のODA大綱では2003年に見直しがされるまで、被支援国の要請に基づいてODAを行うことが原則であり、相手国が要請する対象について支援をすることが前提でした。法整備支援については、法制度が国家統治に関わることから、被支援国は自国の統治構造と直接抵触する法制度整備を対象として支援要請をすることはありえません。また、ある法制度の整備支援が結果的に被支援国の統治原則に違反する場合には、主権国家たる被支援国はそれを受け入れないでしょう。例えば、共産党政権下のベトナム民法では、土地は全人民所有であって私的所有は認められていません。ベトナム政府機関の多種多様な要請事項について聞き取りをし、ODA大綱の「環境と開発」「民主化の促進」などという理念にも配慮しつつ、日本側の支援実施能力を前提にしてベトナム側の多様な要請を調整し説得するのは容易な作業ではありませんでした。少なくとも、ベトナム政府側の要請と関わりない支援対象を押し付けようとしても、最終的にMOU締結にたどり着かなかったでしょう。被支援国の多種多様な支援要請を調整する考え方と手続、そして、相手方に対する調整結果の説明と了解取得は、その後のプロジェクトで

も踏襲されました。

第三に、支援の方法、これは方法論、戦略といってもよいのですが、これも大きな課題でした。当時、わが国では支援戦略という言葉もなかったと思われませんが、被支援国の発展にとって貢献する法整備支援は、どのような考え方、理念の下に、どのように具体的に実施するのか、という問題があります。これについて、私は、被支援国の社会に受容される法制度の段階的整備を通じて、その国の長期的な法制度、経済社会の発展を図ることを目標とし、プロジェクトの実施に当たっては、被支援国の法律関係者の参加を求め、そのオーナーシップを尊重する、という方針をとることにしました。

端的にいうと、私が、93年から94年にかけてベトナム民法起草のお手伝いをした際に、ベトナム司法省の信頼を勝ち得た考え方でした。法は社会において機能するものであり、社会に受容されない法制度はたとえ存在しても意味がありません。私は、ベトナム民法起草支援をする以前から、法制度の一方的押し付けにより失敗に帰した60年代の米国のLDMや国際金融機関による金融機関の利益のための一方的法整備の問題点について、十分に知っていました。他方で、わが国は、19世紀以降、自らの手で西政法制度を異文化の日本社会に移植した実体験を持っています。そこで、わが国の法整備支援は、わが国の経験に基づいて、被支援国の政治・社会・経済的諸条件を前提とした上で、異文化の産物である西政法制度が被支援国の社会に受容され、機能するように整備していくことを目指そうとしたのです。

そこで、セミナーなどにおいても、一方的な講義と質疑ではなく、できるだけ討議方式を取りました。特に1998年に開始されたカンボジアの民法典、民事訴訟法起草支援では、法案起草チームにカンボジア側メンバーを入れて討議をしました。討議形式は、被支援国の経済社会の実情を法整備に反映させるのに役立つだけでなく、結果的には、法律専門家の人材育成にも役立っています。また、ベトナムにおいては、プロジェクトの一環として、長期専門家が、ベトナム司法省と協力して、土地利用権や建物取引



の実態について社会調査を行いました。当初、ベトナム側には社会調査をすることに抵抗がありましたが、1995年新民法の執行状況を調査し将来の改正作業に備える必要性が理解され、実施されました。

かくして、社会主義国ベトナムの要請によって、市場経済移行を目指した法整備支援プロジェクトが、1996年にわが国最初のODA法整備支援事業として開始されました。それから20年経過し、支援対象国の範囲は拡大し、2016年末で9か国、1地域を数えています。中国、ベトナムなどの社会主義国だけでなく、インドネシア、ミャンマーなどの共和国が含まれています。整備対象分野については、広範な分野に及んでおり、公法を含む法律、立法の整備にとどまらず、法執行手続や裁判制度などの組織・法制度整備、そして法人育成などの支援が行われています。

実施主体については、法総研が中核となってプロジェクト運営が行われていますが、20年の間に法務省と裁判所、弁護士会、大学・法学研究者との間に連携体制ができ、今では、各分野で多数の法律専門家が各プロジェクトに参加した経験を持っています。支援の方法については、先ほどお話ししたように、わが国の法整備支援の特色として、被支援国のオーナーシップの尊重を掲げて、プロジェクト実施に相手国専門家の参加と協力を求めています。

20年にわたる法整備支援事業によって、わが国はこの分野において途上国から一定の評価と信頼とを得ることができたと思います。日本政府自体も、2003年のODA大綱では開発途上国の法・制度構築協力をODAの最も重要な考え方と位置付け、さらに2008年の海外経済協力会議は法整備支援事業を海外経済協力の重要分野と認め戦略的に進めるとしています。

しかし、20年の間に、中国の経済発展に典型的に見られるように、開発途上諸国の経済社会の状況は大きく変化し、法整備に対するニーズもそれぞれの国の状況に応じて多様化しています。わが国の経済社会もまた変化しており、2003年のODA大綱改定は、要請主義の見直しとともにわが国の安全保障と

国益を重視する新たな考え方を打ち出しました。さらに2015年のODA大綱改定は、ODAが国益の確保に貢献することを明記しています。

発足以来20年間の法整備支援事業の内容の変化とともに国内外の社会経済状況の大きな変化に直面して、ODAとしての法整備支援事業の今後の在り方についてどう考えるべきでしょうか。今後の在り方を考える際の論点を提示しておきたいと思いません。

第一に、実施主体に関してですが、多様化している法整備支援の対象は、現在でも法務省の所管事項を超えています。「良い統治」が法整備支援の目標だとされていますが、ある被支援国にとって何が「良い統治」で、具体的に何についてどのように整備をすれば良い統治状態が実現できるのかについてプロジェクトを企画し、関係支援機関と調整して実施に移し、さらに事業実施の事後評価をする司令塔が必要です。法整備支援事業全体を戦略的に進めていくには、現在の法総研が担っている役割では不十分で、法務省の枠を超えて関係機関に対して企画調整機能、権限を持たなければなりません。また、多様な法整備支援をするにあたって、法整備支援の専門的人材が育成されていないことは問題です。これまで、多数の法律家が法整備支援事業に関わってきましたが、数年の経験の後は法整備支援とは無関係となり、支援で得た知見は蓄積されていません。法整備支援の方法等について専門的知見を有する専門的人材、これには通訳を含みますが、そして、例えば法案や判決書の起案、法人育成の方法など、法整備支援から得られた知見を体系的整理に整理して、具体的支援方法論を確立することによって、法整備支援事業は、持続可能なものとなるでしょう。

我が国と途上国の強固な協力関係を構築する法整備支援プロジェクトを企画する司令塔に法整備支援の専門的人材を配置し、多様化し拡大する法整備支援のニーズに対して戦略的に対応することが急務です。

第二は、支援の内容と方法についてです。事業実施にあたって司令塔が必要であると述べましたが、

司令塔がプロジェクトの企画立案などの判断をするにあたって、予め定められた判断基準、ルールに則って恣意的でない判断をして、それを被支援国に説明することが重要です。現在、多様な被支援国に対して多種多様な対象の法整備がなされていますが、今後、多様な被支援国の社会経済の状況に対応した適切な支援をしていくとすると、社会経済や統治構造の類型ごとにこれまでの支援実績を分析するなどして、一定の社会経済状況のもとで、あるタイプの法整備を目標とする場合には、かくかくの有効な方策が選択できる、というような判断基準を予め策定しておくことが望まれます。もちろん、知見の蓄積によりルールは改定されるのであり、社会主義国から共和国まで、最貧国から中進国まで、個別立法整備から法人材育成まで、法整備支援の被支援国、支援対象事業、支援方法、すべてにおいて多様化している現在の法整備支援事業においては、多様性に応じた支援事業戦略の策定が必要です。司令塔は、予め定めた法整備支援事業全体を包括する戦略、すなわち、わが国の法整備支援事業の目的は何か、どのような方法で目的達成を図るのか、という総括的戦略の下で、それとの整合性を保ちつつ、被支援国の社会経済の状況に対応した具体的支援戦略を策定しなければなりません。支援の目的、たとえそれが「良い統治」だとしても、被支援国の状況によって具体的な意味内容は異なります。目的達成の方法も、被支援国によって異なります。

予め支援戦略を策定し、それに基づいて、司令塔が具体的支援実施について判断を下して、その判断のもとで、支援実施機関が支援を実施することこそが望ましい姿です。

外務省は、2013年に「法制度整備支援に関する基本方針」改訂版を出し、法整備支援によって途上国の良い統治を目指し、そのため支援は「法の支配」の定着を重視する、としています。他方で、ODA改定大綱の国益重視方針に対応して、日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備等の支援も盛り込みました。かつて、自国の利益を優先する法整備支援が批判を浴びた例がありました。わが国もま

た改定基本方針の下で、わが国企業の経済的利益を被支援国の利益に優先させる法整備支援を試みるかもしれません。外務省の基本方針は抽象的であり、かつ矛盾する可能性のある項目も併存させています。法の支配などの理念が謳われていますが、それらの理念が実現されるべき被支援国の多様な実態は余り考慮されていません。法整備支援の基本方針とはいいませんが、理念の表明というべきであって、支援実施のための戦略を示したものではないのです。

以上、いろいろと述べてまいりましたが、この第18回の連絡会が、今後の法整備支援の在り方についての議論のいわば引き金となることを切に祈りまして、私の話を終えることにいたします。ご清聴どうもありがとうございました。

トゥンベトナム司法省前次官・三浦有史日本総研上  
席主任研究員・武藤司郎西村あさひ法律事務所ハノ  
イ事務所弁護士による対談（進行役：阪井光平国際  
協力部長）

【阪井】法務総合研究所国際協力部長の阪井でございます。進行役を務めさせていただきます。

ベトナムへの法整備支援が始まってもう20年経つわけで、森島先生は、20歳の青年が生まれたころから見てこられたという感じで、非常に感銘を受けました。

今日は、そういう意味で約20年間にベトナムで始まった法整備支援がどうなっていったかということにつきまして、今後の道を探る上で皆さんのお話をお伺いしたいと思っております。

今回、初めてこの法整備支援連絡会に来ていただき、日頃法整備支援とはあまりご縁のない三浦さんから、まずベトナムとの関わりを手短かに述べていただきたいと思います。

【三浦】 皆さん、こんにちは。日本総研の三浦と申します。

日本総研は民間のシンクタンクです。簡単に自己紹介いたしますと、経済産業省の独立行政法人にジェトロがありますが、大学卒業後、そこに行きまして、1991年から調査部でアジアを担当し、当時、ベ

トナムにはまだ事務所はなかったのですが、その調査担当になりました。当時はベトナムがドイモイを始めたばかりの時期でした。ここに事務所ができたなら、行く人は大変だろうなと思いつつ、年中現地出張に行っていたのですが、出張先のホテルに人事課長から電話がかかってきて、君、事務所に行ってくれないかということになり、1993年にハノイ事務所を立ち上げて、1998年まで5年間、駐在しておりました。

現地の経済と日本企業とベトナム政府との間をつなぐなどして投資環境を整備することを仕事としておりましたが、帰って民間のシンクタンクに移りまして、そこからもう1つの立場として、ODAの本を書いたり、ベトナムのODAの全体評価のプロジェクトチームに入ったりしておりますので、ベトナム経済に多少知見があること、ODAにも、ベトナムに限らず、全体に知見があること、そして、全くの民間人であるということ、この3つの要素により、私をここにお呼びいただいたのではないかと考えています。

【阪井】 ありがとうございます。

次に武藤さんですが、最初にベトナムへ行かれたJICAの長期専門家であると把握しておりますが、そのあたりも含めまして、お話し願います。

【武藤】 ご紹介いただいてありがとうございます。西村あさひ法律事務所ハノイ事務所の武藤と申します。

先ほどご紹介受けましたように、1996年からベトナム法整備支援の第一号専門家として、森寫先生のご指導のもと、ここにいらっしゃるクオン前大臣とお隣のトゥン前次官、両方とも当時は国際法局長と民事法局長でございましたけれども、この方々をカウンターパートとして、ベトナム法整備支援の立ち上げ作業に従事しておりました。私自身は、当時は名古屋で弁護士をしておりましたが、森寫先生から一本釣りでのプロジェクトに行かないかというお声をいただきまして、何もわからず飛び乗ったというようなことでございます。

今回は、ベトナム日本商工会の代表としてお呼び

いただいて、本来はその会長が来るべきではございますが、法整備支援自体には知見がございませんし、私が会長の代理ということで今回は参っております。

【阪井】 ありがとうございます。

武藤先生には、法整備支援プロジェクトの草創期のお関わりと、今おっしゃっていただいたように、現在のベトナムに進出しているさまざまな企業が抱えている課題などについてお話ししていただくということで来ていただいているわけです。次は、トゥン前次官ですが、トゥン前次官には、日本がベトナムに対して行ってきた、ベトナムとともに行ってきたことについて、トゥン次官がどのように関わられてきたのかということをお話ししていただきたいと思えます。

【トゥン】 皆様、こんにちは。

本日、私としてはベトナムの前司法大臣、ハー・フン・クオンと一緒にこのような連絡会に参加することができて光栄に思いますし、非常に感激しております。そして、私は、昨今20年間のプロジェクトについても、運よく参加することができております。

私としても、先ほど森寫先生が言及されたように、先生がベトナムにいらして、当時のロック大臣と当時のクオンさんに関わり合いになられ、私としては1993年に初めてこの仕事に携わったわけです。私は、当時、ベトナムの司法省の民事経済法局の局長として、司法大臣から当時の民法典の立案の責任者として命じられました。そして、その後、私はベトナム司法省の次官に任命され、そしてまた大臣から、1995年の民法典の改正作業の責任者に命じられて、改正は2005年に実現しました。そして、10年経ちましたところで、民法典を全面改正しまして、2015年に新民法典が制定されました。

このベトナム民法典の立案の際には、日本側としては国内の委員会が設立されて、森寫先生、新美先生、またその他先生方、専門家がこの日本の委員会に参加していただきました。森寫先生がお話しされたように、1993年の時点ではやはりお互いに十分理

解し合うことができませんでした。そして、1995年にベトナム民法典が制定されて、森寫先生が、ベトナムがこれでやっと市場経済へ踏み入れたのだといわれたことを記憶しております。そして、2015年の民法典に関しても、2005年の民法典に関しても、より市場経済に関する規定が多くなったということも森寫先生がおっしゃいました。つまり、2005年と1995年の民法典を見ると、やはりまだいわゆる官僚主義とか計画経済的な規定はたくさん残っていて、2015年の民法典に関しては、それまでの民法典と比べるとよりよくなり、そしてより市場経済にアクセスできるようになったのだと森寫先生がおっしゃったのだと理解しています。

確かに、1993年の時点では、森寫先生といろいろ話を交わさせていただきまして、専門的な内容については、私としてはまだ十分理解できなかった点もたくさんありました。今日に至っては、先生といろいろお話しさせていただきまして、特に経済、民事などの分野に関しては、私としてはよりよく理解することができるようになりました。確かに、まだ十分理解できてない事項もたくさん残っております。私としては、自分なりに成長はしてきているのですが、今後も引き続き学習しなければならないと思っております。

また、この20年間の日本のベトナムに対する法・司法の分野に対する協力による効果については、クオン前大臣が言及いたしました。民事、経済の分野において、特に民法典の立案・制定のご支援は、顕著な効果が現れています。

また、私個人としても、日本のご支援の特に人材育成の面における受益者の一人でありまして、特に人材育成の面で私個人としても、日本での研修にも複数回にわたって参加することができました。また、ここにいらっしゃる方々にも、お会いしたことのある方もたくさんおられます。

私は、ベトナム司法省の管理職から定年退職し、もう次官ではありませんが、今でもベトナムの司法省の専門家として在職しております。運よく、今後皆様と協力することができ、また皆様のご支援も

今後も引き続き受けられることと信じております。先ほど、クオン前大臣も言及したように、今の段階のベトナムとしては法律の整備から、今度、法律の実施体制の充実へと戦略的な転換の時期に入っています。ベトナムの新しい民法典は、既に発効していますが、ただ今後、この新しい民法典が社会に定着できるようには、いろいろな下位法令の制定も引き続き必要となります。

その中でも、この民法典の実施においては非常に重要性のある1つの法律として挙げられるのは、財産登記法という法律です。ベトナムの土地は、ベトナム国民が管理上できること、また海外の投資家も管理・使用できることが保証されなくてはなりません。そしてそのような規律は法律として存在しなくてはなりません。そうすることによって公開性と透明性が保たれ、汚職防止にもつながります。

今後のベトナムの民法典の実施においても、どうか皆さんの継続的なご指導、ご支援をお願いする次第です。ありがとうございました。

【阪井】ありがとうございました。トゥン前次官が、日本との間では民法の制定、改正に深く関わられているということが皆さんよく分かれたと思います。

森寫先生は、この連絡会は、本当に法整備支援が将来どうあるべきかを話し合う率直な機会であるというようにおっしゃいましたが、その大事な点の1つとして、法整備支援が外からどう見えているのかということも、もう少し私たちが真剣に考えなければならないということがあると思っております。午後の部を通じて、法整備支援のいわば「内輪」の人たちの話が大半を占めるわけですが、今日来ていただいているほぼ唯一の外側の方ということで、三浦さんから、これまでの議論、発表をお聞きになった上での率直な感想を述べていただきたいと思います。

【三浦】 法整備支援を日本政府がODAの柱として注力していて、その対象としてベトナムは非常に重要な国の1つであるということは知っておりましたが、今回、参加させていただいて、森寫先生のご

尽力の上に成り立ってきたのだなということがよくわかりました。

経済分野ではJICAの社会開発事業の枠組みで実施され、後に「知的支援」と呼ばれるようになったベトナムに対する、いわゆる石川プロジェクトという非常に大きなプロジェクトがありました。亡くなられましたが、一橋大学の開発経済学の権威である石川滋先生が音頭をとられて、日本の経済学者の精鋭を集めて、ベトナムに今後の経済開発、どういふふうに進めていけばいいのかという政策を提言するというものでした。一方的に日本側がするわけではなく、ベトナムの各省庁の中堅どころと、日本の学者が共同研究をしながら進めていくというものでした。森島先生のお話を伺っていて、それをちょっと思い出しました。日本の支援の特長として、森島先生の方から幾つかキーワードが出ました。相手には、個別の文化や事情があるのであって、主権国家としてもう既に成り立っているところにどう移植していくか、それが日本の法整備支援において非常に重要だということをおっしゃいましたけれども、経済学の分野でも、当時、石川先生が同じようなことをおっしゃっていました。

経済政策というのは大体自由度を高めて開放的にするというのが一般的な政策ですけれども、経済学では「初期条件」といふふうにはありますが、石川先生は、初期条件の異なる国に、それをIMFと同様に押しつけても意味がないと、貿易自由化はするべきなのだけれども、ベトナムがASEANに加盟して自由化をしていくと、ベトナムは草刈り場になってベトナムの産業がなくなってしまうのではないかという懸念も強く抱いておられました。どういうことかということ、IMFの考え方だと、簡単にいうと良いフィールドさえ整えておけば選手は自動的に育ち、立派なプレーヤーはそこから出てくる、だから政府の仕事は、フィールドをきれいに整えてルールをしっかり作り、審判として働くことであるというものでした。ところが、ベトナムをそのように持っていくと草刈り場になってしまうとの懸念でした。それで、どういふふうにするかということ、プレーヤ

ーズアプローチ、すなわち、プレーヤーをそのまま直接鍛えちゃおうということであり、これが日本の産業政策の根幹にあつて、これがベトナムでも必要なのではないかということになり、石川プロジェクトの提言の中に反映されております。

そういう意味で、法整備支援も、奇しくも何か同じような考え方に基ついてベトナムにアプローチして、ベトナムと共同して法律を作られたということで、経済政策の分野と共通点があるのかなと、これは、恐らく日本独特のものなのだろうなというように思いました。

【阪井】 ありがとうございます。

【森島】 実は、私が法整備支援をしているときに、別分野で活動中の石川先生にお目にかかったことがあります。1993年の頃でした。今の三浦さんがお話しになった詳細なことは承知していませんが、日本の経団連が経済協力のグループをベトナムに送ったときに、ベトナム側がいったのは、石川先生のと私のとの2つをきちんとしてほしいということでした。今、三浦さんのお話を伺っていて、そういうアプローチじゃないとやはり当時の途上国としては、カンボジアもそうですけれども、下手すると草刈り場になるのであり、法整備支援でもきちんとそこを意識していかなければならないと私は思います。

【阪井】 ありがとうございます。

法律と経済の両輪が、20年ほど前にベトナムで奇しくも同じ方角に向いて同じ手法で行われてきたということを示される非常に有益なエピソードであると思つて聞いていたところです。武藤先生には、ベトナムにおける法整備支援のごく初期に非常に苦労されたということをお聞きしました。現在はハノイに駐在されて日本の企業のさまざまなニーズに応えられるように活躍されていると把握しておりますが、武藤先生から見て、日本のベトナムに対する法整備支援の現状について、先生のご経験や今のお仕事の内容も踏まえてコメントいただきたいと思つます。

【武藤】 今日はベトナム日本商工会の代表として来ていますので、商工会の活動とベトナムの法整備支

援の関連についてご説明したいと思います。

実は、2014年に投資法と企業法が大改定されました。その際にJICAのベトナム事務所から今所属している事務所に、意見書を出さなければいけないので、それを書いてくださいという急な依頼が出されて、それをお受けしました。非常にショートスパンで1か月くらいしかなく、日頃11時頃まで働いている人間が2時か3時まで働くということを集めて行って、国会の経済委員会に出す意見書を作成しました。それを、日本商工会の意見としても出しております。国会の開催の1週間前の時点で、既に素案は提出されていたのですが、国会の経済委員会の副委員長から呼ばれました。アメリカ・チャンバー・コマー、ユーロ・チャンバー・コマーと我々ベトナム日本商工会の代表、私でございますが、が出席して最終的にコメントを出すという場でした。そのときに非常に驚いたことには、アメリカ人やヨーロッパ人が居並ぶ中、経済委員会の副委員長さんが、日本の意見が聞きたいのだといわれたことでした。

うちの事務所で作ったオピニオンを出していたのですが、やはりそのときには、森嶋先生の不肖の弟子として先ほど森嶋先生がおっしゃった教えを守っております、相手の主権を尊重した改正提案、そして、社会調査等を行って法の適用の実態を踏まえた改正提案をし、その上で相手方の受容可能な提案をすることを心掛けました。もちろんうちの事務所のおピニオンでございますが、私もレビューしていますので、森嶋先生がおっしゃった途上国との付き合いの肝の3点を守りつつ意見を出しました。そういう日本の態度がベトナム側から評価されて、アメリカやヨーロッパの意見ではなく日本の意見が名指しで聞かれるということになったのではなかったかと思っています。その点では森嶋先生のご指導は大変ありがたかったと今も考えているところでございます。

それで、実は今も進行中の日越共同イニシアティブといいまして、法律だけではなく、ベトナムの投資関係の改善に関して、日本とベトナムの両政府が商工会や経団連も入って改善提言をしていく場がご

ざいまして、もうフェーズ6になっています。そこには、企業法・投資法の改善のワークチームがありまして、そのチームリーダーを私が務めております。そこで計画投資省や商工省や中央銀行など投資に関係する機関に対して改正提言をしておりますが、やはりその際も先ほどの森嶋先生がおっしゃった教えを守り、相手の主権を尊重しながら相手の受容可能な提言をしていくというような作業をしているところでございます。

基本的に商工会というのは、それぞれの会員に本業がございまして、うちの事務所も利益の半分以上がM&Aで、所属弁護士は朝から深夜に至るまで毎日、土日返休で通常業務に時間をとられておりました、それは会員企業も同じでございます。そのような中、法務省委員会から、非常にショートスパンで、ひどいときには3日後に意見を出せというようなドラフトが舞い込んできて意見を出すというようなことを、まさに手弁当でしております。あくまでも企業投資法や労働法というような日々接する法律に関しては、実務的な観点からは意見が出せるのですが、民法、刑法、民訴法、刑訴法、民事執行法などという憲法をも含む基本法に関しては、体系的に取り組まなければならない、企業投資法に関するような支援はとてできません。

【阪井】武藤先生は、日本の法律事務所の現地事務所で活動されており、これもさまざまな意味において法整備支援の1つの形ですが、現地ではJICAのプロジェクトが進行していて、そこで基本法に関する支援を始め、人材育成などをしっかり行っている現状があります。プロジェクト側にも弁護士さんが長期専門家として入っていますし、他方で武藤先生のように長期専門家の経験をお持ちで、今、現地で活動されている方もおられるということで、武藤先生は、その2つの立場をよくご存じで、非常に機微に富んだ支援をされているのだとつくづく思った次第です。その辺りも踏まえまして、三浦さんから見て、日本の企業の活動等を含めて、今、ベトナムでどういうところが問題で、今後どういう形で支援していけばより良くなるのかということ、三浦さ

んのお立場から提案していただきたいと思います。

【三浦】ODAを比較的厳しい目で見ると一人の民間人として、そして、アジア経済を研究対象とする人間として、主に2点申し上げたいと思います。

1つは、先ほど武藤先生からお話がありましたように、日本の進出企業と大使館が中心になっているビジネス上の改善点、法制度も含めて、日常直面している問題をまとめ上げてベトナム政府に提言するという活動は行われています。これは、即効性があり、目の前のニーズ、直面する問題を解決するという面で非常に有効なものです。

それはそうとして、こういう日常業務とは別に、日本政府がやるということであるならば、もう1つ目線の高いものをODAは持ってしかるべきだと、私は日々思っています。トランプさんがアメリカの大統領に就任しますが、TPPはもうやらないといっています。東アジアで何が起るかという、日米間では2国間の通商政策に重きが置かれ、東アジア全体ではTPPが流れてしまうのでRCEPに移っていくかもしれないという論があります。RCEPの加盟国には、中国、インドが入っていますから、TPPに比べれば、自由化の水準ははるかに低いといわざるを得ません。

中国、インドが入って自由化の低いRCEPが東アジアで締結されてしまうということは、日本にとってすごくマイナスです。ベトナムにとってもすごくマイナスであり、これで得をするのは誰かという、恐らく中国なのでしょう。対外政策の観点から見ると、要は国有企業改革とかサービス業の自由とかいうような、TPPみたいな水準の高いことはしなくてもよく、とりあえず中国のマーケットをオープンにしてあげるから、中国から投資もするから、皆さん中国について来なさいよ、というようなゆるやかな連合が東アジアで形成されるというのは、日本にとって非常によくない事態です。企業活動にも非常に大きな影響が及びます。

各国が中国にどうこういっても聞いてもらえるような余地はありませんが、少なくともベトナムやほかの東アジアの国であればODAを通じてもっと目

線の高い経済支援をしていくということは、ODAの1つの役割であるとは思っているのですが、その全体像を含めて、法整備支援をどうそこに埋め込んでいくかが大切です。相手国から要請されてということも大事なのですが、もっとアクティブにここにどう埋め込んでいくかという戦略性があるといいと思います。

企業に、皆さん困っていることはありませんかと聞いたなら、いっぱい出てきますが、先ほどお話ししたようなレベルの高い話は企業に幾ら聞いても出てきません。これは、日本政府全体で考えるべき問題です。

法務省はそういう場では、どっちかという一歩引いた、経産省とか外務省とか財務省とかが旗を振ってそういう話をまとめるようなイメージを抱きますが、申し上げたその3省も決してそういう十分な能力があるわけでもないし、積極的なわけでもない。だから、むしろ法務省サイドでその辺を引っ張っていった主導権をとるぐらいの気持ちがあってもよいのではないかと思いますし、法務省としてこういうことがしたいとはっきり主張することがそもそも前提であると考えます。場合によると、法務省が主で、ほかの経済官庁が従であってもよく、そのぐらいの積極性が僕はあってもよいのではないかと思います。これが2点のうちの1点目です。

もう1点は、成果の普及等の問題です。森嶋先生を始めベトナムに関わった方の大変な努力の甲斐もあって、いろんな貢献がなされてきたということは今日の会議でもわかりますし、JICAのつくられている「Mund i」という冊子をここに来る前に読んできましたが、そこからも読み取ることができました。

皆様の機嫌を損ねるかもしれませんがあえていわせていただくと、いわれていることと書かれていることは全てインプットです。アウトカムではありません。これだけ頑張りました、これだけ人を呼んでセミナーしました。それは、ODAのアウトカムの評価にはならないのです。それはどれだけ投入したかのインプットにしかありません。それをよく踏ま

えた上で、法整備支援をより日本国民に、こんなことをやってこんな成果があるのですよということを積極的にアピールしていくことが大切です。そして、受益者である、ベトナム政府ではなくベトナム国民に、これだけの受益が及んでいますということを、できればメディアが理解されやすいように定量化してコンパクトにしたものを常に発信していくことも必要です。

これも、ほかのODAの分野でもほとんどされていませんから、法整備支援の皆さんにどうですかといっても腰が引けるかもしれません。しかし、そういうことをいわないと、将来ODAはもうもたないような気がします。これだけ日本が財政赤字を抱えて、医療費とか年金とかもどんどんカットされていますが、それでも財政赤字はもっと膨らみます。消費税率上昇も延びました。今アンケートを取ると、ODAはこのままでよいと半分の回答があると思いますが、今後高齢化が進むとこのままでよいとの割合が、どんどん減ると思ってください。ODAには、逆風が吹き始めるのであり、そういうことを踏まえた上で、待っているのではなく、より積極的に攻めていくような成果の普及方法が必要なのではないかと思います。

【阪井】ありがとうございました。

この「成果」について、武藤さんはどのように考えられますか。

【武藤】もちろん国民に結果を説明しなきゃいけないというのは、税金を使っている以上当然だと思いますけれども、定量化という点では私も森脇先生と同じで、非常に疑問を持っています。

成果の指標に「法律の数がふえた」ということがありましたが、私はこれを見て大変ショックを受けました。なぜならば、ベトナムは非常に雑然とした怪法規が余りにもたくさんあり、法整備が進んで整理されれば、法律の数はむしろ少なくなるはずですが、したがって、法律の数がふえるということを指標に挙げることは、非常にナンセンスであり、そういう意味では経済分析の手法を、そのまま法整備に使うのは非常に危険です。説明は必要ですが、評価の方

法をもう少し科学的にと申しましょうか、法律分野に合ったようなものにする必要があります。

例えば、成果としてはトゥンさんのようなドラフターにこちらの考え方を理解してもらった、それだけで十分な成果だと思いますし、それが一旦ドラフトに反映されますが、それが最終的には主権者たる国会によって否決されるということもあります。しかし、否決されたからといって、じゃ効果がなかったのかということ決してそうではありません。ドラフターに理解をされて、一旦、ドラフトに入れば、その後、時がたてば次のときに改正にに応じてくれるかもしれません。まさに、20年かかって、去年のベトナムの民法改正で表見代表の規定が入りましたが、これはそれこそ何年も前から森脇先生がずっといつてこられて、我々もいいましたが、トゥンさんも理解されたという効果があり、それが法案としてなったのは20年後でした。こういうことを考えると、アウトプットの評価基準を法律分野に合うように相当直さなければならず、その点はぜひ改善していただきたいというふうに思っています。

それから、なぜ税金を使うのかという観点から申しますと、少なくともベトナムの法整備支援に関していいますと、税金を使って日本側に十分に利益がもたらされています。今、企業だけで南北商工会に千何百社も加盟してしまっていて、駐在員もたくさんいます。日本の投資がどんどん増えてきていますが、先ほど申し上げましたように、日々企業法とか投資法とかいろいろと改善提言はできますが、前提となる基本法や、民事・刑事の裁判制度がしっかりしていることは大変重要なことです。実は日本の企業も駐在員も大変困っていて、フェアな司法制度が確立されること、仲裁が変な形で取り消されなくなり、賄賂に関する犯罪の構成要件が明確となって、仮に捕まったとしてもフェアな裁判を受けられ、きちんとした弁護士の援助を受けられるのであり、こういうことは、ベトナムに進出している多くの企業が非常に関心を持っています。ですから、この分野にお金を使うのであれば、企業側は大喜びで、むしろ献金をするくらいではないかとさえ思っています。



そういう意味では、少なくともベトナム法整備支援に関しては、企業がまさに気がつかないようなこと、できないようなことがたくさんありますので、その分野に税金を使っても全くペイすると私は考えております。

【阪井】 ありがとうございます。

三浦さんが指摘されたいわゆる司令塔問題につきまして、これは法務省としても常々いつも考えていることで、熱いエールを送っていただいたと思って受けとめさせていただきます。

あと、アウトプットの広報について、これも非常に大事だといつも思っております、この法整備支援連絡会などは、まさにそういう場であるべきかと思っております。しかし、従前は、私たちはこんなことをしていますよという単なる発表ばかりしてしましてお互いどういう形で連携したらいいのかとか、成果をどこにどのように広報したらよいかとか、法整備支援全体を高めていこうとする意識は希薄であったと、私は反省しています。今後、今ご指摘のあったことを法務省としてもしっかり検討して参ります。広報という面に関しては、やはり今日もこれだけ来ていただいているのですが、果たして初めて来ていただいた人が何人いるのか考えてしまいます。リピーターをふやすのももちろん結構なのですが、新しい方にどんどん入ってきていただくという発想を大事にしたいと思っております。

時間も迫っております、昼からまだベトナムに対する議論は続きますので、可能な限り午後から質問の場を設けて、議論を深めたいと考えております。

午前中は一応これで締めたいと思います。登壇していただいた方々、本当にありがとうございました。皆様のご清聴に感謝致します。

## 【第2部】

### ベトナム長期派遣専門家経験者によるパネルディスカッション（モデレーター：松尾弘慶應義塾大学法科大学院教授）

【松尾】 それでは、第2部を進めさせていただきたいと思っております。

第2部は、前半と後半に分かれております。前半では、ベトナムに対する法整備支援の歴史、成果等を踏まえて、社会の変化に応じてどういうふうに法整備支援が進化、発展してきたか、今後どうあるべきかについて議論を深めたいと思います。

後半では、ベトナムに対する法整備支援の方法や課題、反省、展望を踏まえて、その他の国への法整備支援について比較対照しながら法整備支援の課題や今後の展望について語って参りたいと思います。

第1部では、更に議論をすべき問題が残っておりますので、その点についてご発言の希望をお持ちの参加者の方もいらっしゃるかと思います。その意味では、その問題を第2部にできるだけ引き継ぐ形にして議論を深めることができると思っております。第1部でも報告して終わりということではなくて、さらに何をどうすべきかということについて議論を深めるべきであるという宿題をいただいておりますので、少しでも実現する形で進めていければ思っております。

先ほど、第1部の森寫先生のお話の中で、ベトナムへの法整備支援が日本の法整備支援を切り拓いたということがございました。お話を伺っていて、私が思いましたのは、やはりベトナムで法整備支援をしようという志を持った方の強い意思によって日本の法整備支援がスタートし、それが20年でここまで拡大してきたということです。やはり人の持っている志といますか、誰かがここで思わなければ何も変わらないということを実感した次第です。それを引き継ぐ形で、私たちがどういうふうに展開していくべきかということが第2部のディスカッションの課題になるでしょう。

それでは、早速第2部、前半のパネリストの方々から、それぞれの法整備支援にかかわられた支援の状況や具体的な内容、専門家としてのかかわり方について手短にお話をいただければと思います。

最初に、森永さんからお話をいただきたいと思っております。森永さんは、2004年5月から2007年3月まで、JICA派遣専門家としてベトナムに滞在していらっしゃいました。それでは、どうぞよろしくお

願いたします。

【森永】 国連アジア極東犯罪防止研修所次長の森永でございます。

今ご紹介いただいたように、私は、2004年から2007年までベトナムでプロジェクトオフィスのチーフアドバイザーをしておりました。当時、2005年民法ができ上がったという頃で、プロジェクトとしては、1つは民法の関連法令である不動産登記法、国家賠償法、そして民事判決執行法、民事訴訟法の支援もしておりました。それと並行してキャパシティビルディングをしなければならないということで、検察官のマニュアルを作ったり、ベトナム国家大学、法科大学じゃなくて国家大学のほうですけれども、国家大学に日本法講座というものを作ったりしました。そこで私が1年生を教えていましたけれども、その頃、よく覚えているのは、実は国内からはJICAと法務省からは、お前でお仕舞いであるといわれていたことです。幕引きをするから、ちゃんと始末してこいという話でした。

行ってみたら、プロジェクトは始まったばかりで、何を勘違いしているのだと思い、ちょうどそのときに非常にタイミングよく森嶋先生がおいでになったので、森嶋先生にそのことを話し、森嶋先生のお力をお借りし、とんでもない、こんなところで終わるわけにいかないでしょうという話になって、それでプロジェクトが続いていったといういきさつがありました。

恐らく、当時私自身もそうでしたけれども、法務省もJICA自体も法整備支援というのは、ものすごく長いスパンの話なのだというのをきちんと理解していなかったという感じがしますね。現地に行ってみたらとんでもない話で、まだ考え方も硬いし、2005年民法ができたといったって自由主義市場経済向けの民法としてはまだ半分で、当時は、表見代理の規定さえありませんでした。そういう状態でしたので、こんな状態で終わらせることなく続けたいという気持ちが強くなったことをよく覚えています。当時、ベトナム側もカウンターパートの人たちも、まだかなり議論がドグマチックといえますか、

こうであるべきであるという議論に終始してました。さすがに初期にあったように、会議の冒頭に共産党の演説が始まるということは影を潜めていましたけれども、それでもやはりかなりまだ硬い考え方をされていて、それをもみほぐしながら先に進めていくというのが大変だったなという印象を持っております。

【松尾】 どうもありがとうございました。

それでは次に、西岡さんからお話をいただきたいと思います。西岡さんは、2010年4月から2013年9月までベトナムに赴任されました。この間に伊藤文規さんが赴任されておられますので、伊藤さんの後を引き継ぐ形で西岡さんが行かれました。西岡さんのおられたときの支援の様子、かかわり方、あるいは今、森永さんからお話があったプロジェクトに対してどういう変化があったかという点を中心にお話をいただければと思います。

【西岡】 ただ今ご紹介にあずかりました西岡です。

私は、2010年4月から2013年9月まで、実に3年6か月もの間日本を離れることができまして、法務省の皆様には感謝してもしきれないぐらいで、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

森永さんの時代というのは、先ほど起草支援から人材育成という形でされていたということで、本来なら森永さんの時代で終わっていたところを次の時代に展開していただいたおかげで私もベトナムに行くことができたのかなと実感しております。

そして、プロジェクトの大きな目標というのは、やはりベトナムにおいて裁判実務や裁判執行実務が統一的に運用されて、かつ公平性、透明性が確保されたものとなることというやや抽象的なものだったのですが、やはり基本的に法律をつくるに当たっては実務上の問題点を把握して、それを反映していこうということ、そして裁判実務や裁判の執行実務を公平に行うためには法律の実務家の能力の向上が大事であると考えました。そして、首都はハノイなのですが、ハノイだけを対象にするのではなく、より地方に展開していこうとしたのが、2007年から始まった法司法制度改革支援プロジェクトでした。2007

年4月から2015年3月まで続いて、合計8年間ありまして、前半4年間をフェーズ1、後半4年間をフェーズ2とし、私はその間の2010年から2013年までの間、そのプロジェクトに携わりました。また、地方に展開するというので、相当数地方に行くこともできまして、ベトナム63省のうち実に50省以上回ることができました。ベトナムの隅々ともまではいえませんが、日本人があまり行かないようなところにも行け、大変充実した派遣期間を過ごすことができましたと思っています。

司法省と裁判所、検察院が主なカウンターパートでしたが、私がいたところに、ベトナムの全国的な弁護士会が設立されましたので、弁護士会も入って、司法省、裁判所、検察院、弁護士会の4つの機関、組織がカウンターパートになりました。そして日本の検察官や裁判官、弁護士という法曹資格者が1名ずつ派遣されておりまして、検察官がチーフアドバイザーとして全体的なプロジェクトの管理、それから主に検察院や司法省のアドバイザーとしての業務も担当しておりまして、事実上はプレイングマネージャー的なところもあって、できたら検察官2人がいいなというふうに私は思っていたところ、今現在では検察官2人派遣していただいているということを知り、これも法務省の方々に大変力を入れていただいていることの現れと思って感謝しているところです。

司法省との活動について簡単に説明させていただきますが、民法改正や担保関連法規の改正に協力していて、民法の体系論や、あるいは先ほど出てきた表見代理の制度、それから物権制度をどのように導入していくのかというような話をしておりました。現地で問題点をピックアップして、それをどのようにしてベトナム側に反映していくのかについては、森島先生を初めとしたアドバイザーグループの学者の先生方に適宜JICAネットと呼ばれるテレビ会議でアドバイスをいただき、さらには本邦研修という形でベトナムの司法省の起草担当者を日本に送り出して議論を進めていくといったことをしておりました。

さらには、ベトナムで検察院の活動におきましては、全国的に展開するというよりも、むしろ特定のエリアに注力を置いた活動をしておりました。フェーズ1の2007年から2011年の4年間につきましては、ハノイから北西に30キロほど離れたバクニンという地方都市で展開し、その後、ハイフォンという、人口約200万人のベトナムで第三の都市で活動を行いました。私は特にフェーズ2の頃に活動していたのですが、検察院との活動を中心に行っておりまして、ハイフォンの検察院の能力向上、あるいはハイフォンの実情を調査しました。そこで、ベトナムの刑事手続に簡易裁判手続と呼んでよいものがあることがわかりました。ベトナムの刑事の簡易裁判手続というのは日本とは全く逆で、捜査の時間をぐっと短縮して、裁判は普通に行うというもので、ベトナムの検察院からすれば非常にプレッシャーがかかるものでした。日本の場合は捜査の時間は普通なのですが、裁判が短縮されるというものであり、全く逆の制度で、ベトナムの現場の検察官は非常に苦労している様子がうかがえました。検察官のそのような意見をハイフォンで集約し、それをベトナムの刑事訴訟法の改正に反映していくために提言をするという活動に協力させてもらったりしておりました。そういった意味で、現場の課題をいかに抽出して、それを次の法改正に反映していくかということに主眼を置いたプロジェクトであったと思います。

さらに、私自身の非常に印象に残っているのは、ベトナムのプロジェクトは、JICAと大使館にも協力いただいて、本当にオールジャパン、チームジャパン体制で仕事ができたとのことです。法曹資格のある3名だけが行うのではなく、その法律の学者の先生、大使館、JICA本部、JICAベトナム事務所がまさに一丸となって実施したプロジェクトであったというふうに思います。この場をお借りして、皆様に協力していただいたことに改めて感謝の意を表したいと思います。ありがとうございました。

【松尾】 西岡さん、どうもありがとうございました。

派遣の最長記録をお持ちの西岡さんから、プロジェクトの内容がメニューとしても拡大し、それから地方にも展開していったというお話をいただきました。

西岡さんの後を引き継いで、松本さんが2013年10月から昨年2016年3月までベトナムに赴任されました。たくさんのプロジェクトを引き継がれて大変だったのではないかと想像いたしますが、松本さんから支援の状況、概要とどのように関わられたかについてお話をいただければと思います。

【松本】 今ご紹介いただきました検事の松本です。

私の派遣期間は、西岡さんの派遣期間の後に連続した期間で、2013年10月から2016年3月までの2年6か月間というものでした。その間、2つプロジェクトにまたがりましたが、前半部分は西岡さんのプロジェクトを引き継いで実施したという形でした。前半部分については、すでに西岡さんが話されましたので省略させていただいて、2015年から立ち上がった新しいプロジェクトについて説明させていただきます。

この新プロジェクトは、従前のプロジェクトを引き継ぎつつも新しい要素をどんと追加したという構成になっています。従前の司法省、検察院、裁判所、弁護士会に対する支援は、引き続きとても重要だということで、活動は従前どおり継続しているということになります。その間、2015年民法の制定などの重要な成果も上がっております。

他方、この新プロジェクト、現行プロジェクトの特徴の1つは、法令間の不整合を是正し、法令適用の統一性を確保するという壮大な目標が掲げられたという点にあります。従来は、プロジェクトが終了して安定した良い司法制度ができた後に、ベトナム社会がこうなっていけばいいなど、効果がじわりじわりと発現していけばいいなど思っていたことを、思い切ってどんとプロジェクトの射程の中に真正面から取り込んでしまったものであり、そういう意味で非常に野心的、壮大なプロジェクトになっています。これには実はベトナム側というよりは日本側の強い意思が働いておりまして、午前中のセッション

でも出ておりましたけれども、国益に資するODAというようなことで、そういった発想に転換していかなければいけないという動きの中、現地のベトナムに進出している企業の方たちなどが一番困っているのは何なのかということを経験からとらえた結果であるといえます。ベトナム進出企業にとって、現地の法制度に整合性がなく、統一的な法令の適用がなされていないということが、投資を促進し、現地に進出することを阻害する最大の要因であるという声が、ジェットロによるアンケートにおいても何年にもわたって出ていた中で、法整備支援のプロジェクトで対応しなくてよいのだろうか、こういう問題意識を日本側が持ったことからベトナム側と協議を重ねてこういうプロジェクト目標を掲げるに至ったという経緯がございます。ですから、プロジェクト形成の時点から、ODAのお金の使い方という日本国内でよく問題となるのが、既に現場に及んでいるということはここで1つ強調しておきたいと思います。

このような壮大な目的を掲げても、しかし一体どうやって実施すればよいのだろうかということが大きな問題です。従前、我々が行ってきたように、司法関係機関だけを強化しても、これは到底プロジェクトとして成り立たないわけです。つまり法令の不整合等というのは司法の分野だけであるわけではなくて、農業とか環境とか保健衛生とか、ありとあらゆる行政分野に及んでおりますので、そこを射程にとらえる、そこをグリップできるような仕組みをつくらなければいけないと考えました。そこでどうしたかといいますと、従前のメインカウンターパートであった司法省のさらに上位機関に当たる首相府という、日本でいいますと内閣官房とか内閣府とか、そういうような存在に当たりますけれども、そこをカウンターパート機関に加えることにしました。首相府の下にはベトナムの全省庁がぶら下がっていて、首相府はその全省庁の提出してくる法案を審査するという権能がありますので、理論的には首相府をパイプとして使うことによってベトナムの全省庁が所管する全法令にアクセスすることが可能になる

との理屈です。こういう建て付けにした上で、首相府と協議して共に、ありとあらゆる法令の中から特定の法令を選んで、これに対する起草支援を行う。当然相手としては首相府とその法令を所管する省庁ということになりますが、この人たちに同時にインプットをしていくと。首相府の法令審査の能力も強化できるでしょうし、省庁の起草能力そのものも強化できるでしょうし、そういうことを繰り返し重ねていくことによって、徐々に全体の底上げを図ることができるのではないかというような発想に基づいて組み立てられております。

また、そのような枠組みの中でプロジェクトオフィスが中心になって、例えば適用される法令の利用者である日本の企業の方たち、先ほど武藤先生がおっしゃっていましたが、商工会の方などと連携をとって、現在利用者、法令の被適用者として感じている問題点をセミナー等の場で直接インプットをしていくということで、実際皆さんが現実のものとして直面している問題点を少しでも解消できるようになり、そういうフォーラムの場としても機能するのであり、そういう意味でも国益に資するODAの使い方という考え方を取り入れた制度設計になっているということをご紹介したいと思います。ただ、これは「いうは易し」でして、首相府のもとには全省庁がぶら下がっているものですから、ありとあらゆる、それこそ我々には何のことやらわからないような法令も、これについて支援してほしいという依頼が殺到してくると思われ、これを日本側のニーズあるいは日本側のリソースで対応できるものとするり合わせながらテーマを決めていくというのは極めて困難な問題でして、私がいた当初の1年間は、投資法や企業法、その関連法令でやりましょうということで、日本側、ベトナム側で合意していましたのでスムーズにいきましたが、恐らく現在は非常に大変なことになっているだろうと思われま。この建て付けは、理想は高いけれども、果たしてこのとおりうまくいくのかということについて、今後の検証に委ねられると思っております。

あと、もう1つの特徴としては、プロジェクト終

了後を見据えたロードマップと申しますか、ベトナム側が自律的に発展していくための方策を考えましようねということが成果として真正面から取り入れられたということがあります。これについては、あと一、二年もすれば具体的に議論を始めていかなければならないことなのかなと思っております。

【松尾】 どうもありがとうございました。

今まで、森永さんが赴任された2004年5月から、松本さんが退任された2016年3月までの約12年余りのベトナムの法整備支援の動きを簡潔にご紹介いただきました。

最後に、佐藤直史さんからコメントいただきたいと思いますが、佐藤さんは2004年11月から2006年6月にベトナムに赴任されていらっしゃいましたが、この時期は森永さんの赴任と重なっていらっしゃった時期ですね。それから2006年から2015年まではJICAの本部で国際協力専門員としてのお仕事もなさいましたので、佐藤さんからは、森永さんのお話に補完することがあれば補完していただき、かつ国際協力専門員としてのお立場からベトナム法整備支援を1つの題材としてお話いただければと思います。

【佐藤】 ただいまご紹介いただきました佐藤直史です。

私は、今、松尾先生からご紹介いただきましたとおり、2004年から2006年までは現地におりましたけれども、その後、JICA本部でずっとベトナムの案件を担当しておりました。ですので、森永さんとも西岡さんとも松本さんとも一緒に仕事をしましたという、そういう立場にあります。10年以上ベトナムを近くで見えてきて、プロジェクトがだんだん変遷していっておりますけれども、一貫しておりましたのはオーナーシップの重視という点でございます。ただ、これはいわば当然のことでございます。午前中、森嶋先生も強調されておられましたとおり、主権国家を相手にしてプロジェクトを行っておりますので、主権国家がオーナーシップを持つというのは当然のことだと認識しております。そして、実はこのオーナーシップという言葉はどの援助機関も口

をそろえていうところなのですけれども、ただ、そのアプローチには日本の独自性、そして有意性があるのであり、それは悩みを共有し一緒に歩いていくということで、このような姿勢は、ほかのドナーにはなかったのだと私は認識しております。これもやはり森脇先生が道筋をつけていただいて、私たちはその教えに従ってきたわけです。わかりやすく申しますと、一般論ですべてがそうだとはいえませんが、坂の上の雲があったときに、雲を示して雲の上から引っ張り上げるというのが、欧米系のドナーの支援の仕方だとしますと、日本の支援というのは、その坂の上の雲を目指して一緒に坂を上っていく、共に歩いていく、そういう姿勢だったのだと思っております。これはやはり雲を目指して坂を上っていった経験がある日本だからこそできたことでもありますし、繰り返しになりますけれども、森脇先生を始めとする諸先輩方が、そのような姿勢で法整備支援を開始され、それがベトナム側、あるいはほかの国の皆様にも評価をされ、だんだん日本の優位性として定着していったと認識しております。

この10年あまりの間、今各パネリストから紹介がありましたとおり、内容面での変化は非常に大きかったと思っております。特に法律の基礎から法律の執行、運用あるいはそれが根づくまでのアフターケアを含めて支援をしていく、これはもう森脇先生が開始された当初から、当然そこまで見通されて開始されたわけです。2005年の民法ができ、その民法が適用されましたが、やはり問題点があった、それを改正しなければいけない、このようなサイクルをずっと一緒に支援をしてきたのですが、こういった法律の執行や運用は大変難しく、時間もかかりますし、手間もかかります。午前中クオン前大臣もおっしゃっていましたが、やはりその執行が大事であるということは、私たちも強く意識してきたところでして、どんなに難しくてもそれをやらなければいけないと考えていました。西岡チーフアドバイザーにはかなり地方にまで出かけていただきたけれども、これもやはり本当に地方の現場でしっ

かり法律が執行できているのか、あるいは地方の現場では中央の人たちと議論をしているだけではわからないチャレンジがあるのではないかなどを知る必要がありました。こういう動きがプロジェクトの内容を広げ、内容の変化をもたらしたわけです。このことについて、ほかの機関の方のおもしろい話がありまして、これはUNDPの方がおっしゃっていたのですが、「いや、あんなに地方まで出かけて行って、法律の執行の1つ1つを調べるなんて、そんなことは正直日本にしかできないよ」といわれました。これも半ばあきれられながらですけれども、大変なほめ言葉だと私たちは受け取っているところです。

もう1つ、やはりこの期間のベトナム側のキャパシティの向上というのは非常に大きなものがあったと思っております。以前は例えば山に登るのに、どの道から登ればいいのか、あるいはどんな装備を持っていけばいいんだろう、ちょっとどんな装備が必要か教えてもらえないかというようなやりとりもあったのですが、最近、特に2015年のプロジェクトぐらいからは、本当にベトナム側が非常にスピード感を持ってもう既に登り始めておりまして、その登っている途中で少し難しい箇所には差しかかりますと、ちょっとこれでよいのだろうかとか相談に来られる、そんな形に変わってきました。時代の変化もありますが、ベトナム側のキャパシティの向上というところが大きいのであり、こうしたベトナム側の変化に対応できるような体制をつくっていく必要があるだろうと感じています。先ほど松本さんからいろいろな課題を示していただきましたが、現在実施中のプロジェクトにおきまして、そういったベトナム側のスピード感や、本当に分野が広がっていることにどのように対応していくのか、これは大きな課題です。この会場におられる、現在のプロジェクトのチーフアドバイザーである川西さんには大変なお苦勞をおかけしていると思いますが、長期専門家の皆さんやカウンターパートの機関の方々と一緒に相談しながら、どういった体制がふさわしいのかということをしっかり考えて実施していきたいと思っております。

【松尾】 どうもありがとうございます。

それでは、今の4名の元長期派遣専門家の方からの話を踏まえて、ディスカッションをしたいと思います。

第1部からの1つ引き継いだ宿題として、法整備支援の成果をどうやって測るのかという問題がございました。これは第1部の阪井部長のまとめにもありましたけれども、1つは、成果というものはなかなか測るのは難しいと、成果を十分示せていないのではないかという皆さんからのご指摘もございました。それに対して武藤さんから、そんなに簡単に定量的に測れるものではない、目には見えないけれども、成果としては測れる指標がありますよという1つのお答えもありました。第2部ではそれをさらに深める必要があると思っております。これについては、それぞれ元専門家のお立場として成果をどういうふうに考えておられるか、あるいはお感じになったかということについてお話しただけだと思います。法整備支援の場合には、成果といってもいろいろなレベルのものがあると思います。ベトナムを例にとると、民法典でいうと、1995年民法、2005年民法、それから2015年民法と、だんだん中身が変わってきていて、法整備支援の1つのコメントを生かすような形で契約自由の考え方が変わったり、あるいは第三者の保護の規定が変わったりと、法文レベルでの変化自体も1つの変化であり、成果といえるかもしれません。

それから、これは先ほど佐藤さんからご指摘がありましたけれども、法律を起草し、そして運用、執行していくと、本当に使われているのかという執行の面での進展というレベルの問題もあるかもしれません。さらには能力向上、キャパシティビルディングということがいわれていますけれども、どういう形で能力向上しているということを測るのかというレベルの問題もあるかと思います。さまざまなレベルでこの変化、そしてそれが成果といえるものに結びついているかというとらえ方はあると思うのですが、率直にお伺いしたいと思います。

どなたからお伺いすべきか難しい問題で、悩まし

いのですが、ここはまずベテランのお立場ということで、一番長く見ていらっしゃる森永さんにまずコメントをいただければと思います。

【森永】 成果の話というのは今に始まったことじゃなくて、実はもうそれこそ10年前ぐらい、私がベトナムにいた頃にもういわれ始めて、何が成果なのだ、どういう成果があったのか、国益には資するのかというようなことを散々いわれて、当初はみんな全部無視してやっていました。当時はそんなもの測ることができるわけではないという話になり、測ろうともしなかったのですが、今改めて考えてみると、定性的な評価が多いのですけれども、定量的な評価もできなくはないと考えています。当時でも、我々がかなり注目したのは、判例に関してでした。井関先生がおられますけれども、ベトナムでは監督審という制度があつて、要するに確定判決をひっくり返す制度なのですが、あれがどのぐらい申し立てがあつて、どのぐらい確定判決が破棄されているかということは、1つの指標として使えるのかなと思ったことはありますね。

それから、ああいう細かいデータを集めていけば、ある程度の定量的な評価はできてくるとは思います。国連にSDGs、すなわち Sustainable Development Goals という2030年をゴールとして設定されている目標があり、今アジ研で刑事の分野がメインになるのですが、どこにどういうインディケータが使えるのかという話を議論中です。まだ誰もこれといったアイデアは浮かんでおらず、非常に難しいものであるという感じはします。ただ、先ほども申し上げたようなあるデータについては、ベトナムはまだいいのですが、もう少し遅れているといったら失礼ですけれども、そういう国ではデータがありません。統計をとるということもせず、また、したとしても下駄を履かせてあつたりで、とんでもないものになっています。ベトナムは最近検察院が犯罪白書を作るべく頑張っていて、その系統のデータはとれるようになってきていて、我々がいた頃よりはかなり正確にはなっていますし、きちんと公表するようになってきていますので、ベトナム

はもしかすると今後、測っていくことができるのだろうと思いますが、法整備支援を始めた頃のデータはありませんので、比較対象がなく、どこか起点を設定して、そこから何年かたった、例えば10年たった時と比較して、定量的に測定していくのだろうと思います。定性的なものというのは、これは本当に評価が難しく、私はよくそれをいわれたときにいうのは、96年にJICAがプロジェクトを始めたときの記録を見てごらんということです。現在の議事録と比べるとものすごい差があるのは誰にでもわかりますから。少なくともその法整備支援活動によるベトナム側のキャパシティの変化というのはまさにそこに見られるわけですが、それを物差しにできるかという、なかなか難しいところはあります。明らかに議論の内容が違いますので、差ははっきりと見てとることができるのですけれども。

【松尾】ありがとうございました。

今、森永さんが指摘された監督審の破棄件数の推移という点については、恐らくこれは裁判の質にどう変化が現れたかというその成果の測り方かなと思っています。これはいわば法を解釈適用する技術というものがどういうふうに向いているかということと測る1つの指標になるのではないかというご指摘であったと思います。

それから、議事録を見てみればという話は、これは恐らく、例えば本邦研修とか現地セミナーをしているときに、どういう質問が出たり、どういうやりとりがあったりしたかということの中で法律の理解がどういうふうに変化しているかということが見られるのではないかというご指摘だったかと思いません。そういう意味では第1部の武藤さんのお話にも通じるころがあると思いますけれども、確実にこういうふうには法律の理解が変化しているということも1つの指標にはなるのではないかというご指摘であったと思われま。

それでは、今度は、つい先ごろまで専門家として赴任しておられた松本さんから見て、恐らく成果ということについてはかなり要求が厳しくなってきた時期であったと思われまますが、成果について特にど

ういうことを意識していらっしゃったか、あるいは赴任中にこんな変化があったということについてお話し願えればと思います。

【松本】私の時代に、ODA評価についていろいろとインタビューを受けたこともあり、成果についてはかなり問われました。こちらから説明するときには使いやすいのは、無理だといいつつもやはり定量データになりますので、森永さんがいわれたような裁判所の司法統計を中心に説明をしていました。実際、ベトナムの裁判所の統計を見ますと、第一審の民事の受理件数がぐっと伸びているのですが、控訴件数は伸びていません。しかも控訴審の判決の監督審による破棄件数も全然伸びていないということは、普通に考えれば、まずベトナムの国民の裁判所に対する信頼は伸びていると、第一審の数が伸びている。ただ、伸びている一審の判決の件数も増えているはずなのに控訴の件数が少ないということは、一審の裁判所の下す判決に満足している率も高いのであろう、そして、控訴審の裁判官の判断に誤りがないからこそ監督審での破棄件数も少なくなっているんだらう、したがって、ベトナムの裁判官の質は向上しているのだと、果たして本当に正しい論法かどうかわかりませんが、こういう説明をしたりもしていました。ただ本音でいいますと、このようにデータで示すということには限界があります。1つは武藤先生がいわれたような時間軸の問題であり、インプットしてから芽が出るまでの時間軸が本当に10年、20年のスパンであり、表見代理の問題も森嶋先生が指摘され始めてからようやく20年後に民法典に入りましたし、入ったといっても森嶋先生がインプットされた内容がそのまま入ったわけではなく、例えば取引の安全が重要だ重要だとインプットしていたら、取引の安全が重要だということが強調されて、例えば無権代理行為がなされた後に、本人が追認するのかどうかを催告したら、日本の場合だと催告して返答がなければ追認拒絶とみなすとされており、これは本人の静的安全のほうを重視するという考えのはずですけれども、ベトナム側ではそれを一気に飛び越して、返答がなければ追認したものとみなす



と、取引の安全を保障する方向にぐっとかじを切りました。もともとトライアンドエラーを繰り返しながら振り幅を少しずつ小さくして最終的な着地点にいけばいいと考える方たちなので、さもありなんという感じではありますが、こういう問題もあります。

また、JICAの方で2000年代の前半頃に、司法学院で法曹の統一的な養成を図ろうとしていろいろとインプットしたものの、その後結局いろいろあって頓挫してしまっただけですが、2015年ごろになってこの司法学院の人たちからようやく法曹三者の養成するコースを設置することができた、10年前にJICAに教わったことをようやく実現することができた、ついてはかくかくしかじかの支援を願いたいというようなことをいわれたことがありました。しかし、そのころには日本側としてはこのプロジェクトはもう芽が出ないと、実にならないものだというふうに見切ってしまうていたわけで、もうどうしようもないということになりました。こういう日本側のタイムスパンに対する感覚とベトナム側のそれが全くずれているというところは1つの重要な問題であると意識したことがありました。

【松尾】ありがとうございました。

法整備支援の成果を測る上での重要な視点をいくつかご指摘いただいたかと思います。定性的、定量的な評価の手がかりあるかどうか、これについては多分さまざまなご意見、ご質問おありかと思いますが、この後少し時間とりたいと思いますが、あと、インプットからアウトプット、アウトカムまで時間的な長さが、まさに法整備支援の特徴といえる点だと思いますので、それも十分に理解を促す必要が、評価のときにはあるということも重要な点であると思います。

まだまだ議論は尽きないと思いますが、ここでフロアから今までの専門家の方のお話、あるいは今議論になりました成果等についても含めて質問、コメントがあればお受けしたいと思います。

【小畑郁名古屋大学大学院法学研究科教授】名古屋大学の小畑と申します。

午前中から含めて非常に学ぶところの多いご報

告、ご発言が続き、皆様方の努力で日本の法整備支援がベトナムにおいて非常に大きな信頼を得たということも実感いたしました。そのことを全く否定するつもりはありませんが、若干辛口のコメントをさせていただきたいと思います。

一番最近の成果のところ、法令間の不整合や恣意的な裁量を許す規定がさまざまな事業の妨げになっている、これが企業にアンケートをとっても非常に大きな課題になっているということをおっしゃいました。私ははっきり申しますと、もちろん各企業はそれで困っておられるということだと思っておりますが、往々にして各企業の要請、要望というものと、あるいは各企業だけじゃなくてベトナムのその時々々の要望、個別的な要請というものと我々が本当に目指すべき法整備支援の対象というのは異なっているのではないかと思います。名古屋大学法政国際教育協力研究センター、CALEは、ハノイにも日本法センターを作っております、そこでは教育だけでなく研究活動もしています。私自身はベトナム法の専門家でも国内法の専門家でもありませんけれども、そこで聞く話を総合すると、森脇先生がおっしゃる「民法から入って行って、それがだんだんと人権の意識にもつながっていく」ということが、そのとおりで実感されます。しかしながら、簡単にいうと、民法がベトナムの私法の基本法としての位置付けをまだ得ていないというのが大きな問題ではないかというふうに思います。ベトナムの法令間の関係というのは結局ばらばらの個別法の寄せ集めの話であって、体系的な思考ができていない、個別法をどういうふうにするか、それから個別法の解釈をどういうふうに決めるかという、そういう話をしているわけでありまして、私たちがベトナム省庁からの研修を受け入れることがありますけれども、各研修を受け入れるときは必ず個別法のテーマを持ってこられます。私は正直いうとこれでいいのだろうかと思います。つまり、個別法が問題なのではなく、どのような制度配置をしていくかということがやはり問題なのだと思います。その意味では、例えば日本法を素材にしてベトナムの

法整備をベトナムの方に考えていただくということであれば、日本法の基礎的な理解、あるいは体系的な理解、あるいは構造的な理解、日本社会とのかかわりということを十分インプットする必要があるのではないか、そういうことをしていかないと結局は個別法ばらばらの法整備にとどまって、私法の魂みたいなものは結局宿らないということになるのではないかと、宿ったはずだけでも、実際には個別法の話にとどまってしまうということになるのではないかと考えています。その点で大変気になるのが、政府、あるいは法務省、JICAの法整備支援の図式であると理解しましたが、この中で人材育成というのが柱立ての言葉として落ちていて、このことをどういうふうにとらえるかということを中心に考えていただきたいと思います。日本法でなくてもいいと思いますが、日本法を基礎的に、体系的に理解できる人材をどれくらい育成することに私たちは成功しているだろうかということを考えていただきたいと思います。その意味で定性的だけでなく定量的な手法も私たちは提供することができると自負しております。つまり日本法センターの修了生がどれくらいいて、そしてどれくらいの人その後こういう形で就職していった、あるいは司法省に残っているかということも提供できますけれども、そういう観点が必要なのではないか、つまり問題は個別の話ではなくて、もっと大きな話をしないといけないのではないかと私は思っております。

【松尾】小畑先生、ありがとうございます。

まさに重要なお指摘だと思います。午前中三浦さんからのご指摘にもありましたけれども、日本の法整備支援は単なる企業の投資環境整備という目線を超えて、もうちょっと高い目線ですべきではないかというご指摘もあって、それを引き継ぐ問題提起であったかと思えます。具体的にどういうふうな高い目線なのかということお感じになった方も多いと思うのですが、小畑先生からその1つの例として、単なる法令間の整合性ということ、整合性を超えて、まさに例えば民法であれば私法の一般法として位置付けられ、権利意識の浸透という観点から本当に通

じていくのだろうか、それによって人権というものに対する理解が深まっていくのだろうか、そういうことを1つの目標とすべきだというご指摘をいただいたかと思えます。

これに対して誰が答えるかということですが、佐藤さんからまずお願いいたします。

【佐藤】まさに小畑先生がおっしゃったことに全く同感いたします。体系的な理解というものが進んでいない、これはベトナムにおける法学の発展というものにも深くかかわっているかと思いますが、こういった問題にずっと取り組まなければいけないというのは、まさにご指摘のとおりだと思います。

3点ほど少し説明をさせていただきたいのですか、まず第1点は、人材育成は、これは決して漏れているわけではなく、このプロジェクトの背後にしっかりと人材育成という目標は含まれているというようにご理解いただければと思います。

2点目は、個々の法令間の問題を取り扱っても仕方がないのではないかという点につきまして、実はこの法令の整合性の問題というのは、今、小畑先生がおっしゃられたような問題に気づいていただきたいからこそ取り上げた問題というように整理しております。実際に各プロビンスによって法令の扱いがばらばらであったり、上位法に書いてあることが下位法では異なるように運用されてしまったり、そういった問題がないようにするという事は、法令の体系性というものを考えていくきっかけにならないかと考え、そこで私たちのプロジェクトでは少し個別のテーマがあったほうがプロジェクトとして進めやすいものですから個別のテーマを取り上げますけれども、その最終的に達成したいところは、先ほど小畑先生がおっしゃいましたような統一的な法律の理解というものに行き着くことです。ただ、1つ飛びに10年や20年かかる成果を目標にできないものですから、個別の法令を取り上げてその問題に対処していくことを成果として掲げました。今ご指摘いただいたところはしっかり私たちも心にとめてプロジェクトを運営して参りたいと思っております。そして、本当に長期的なスパンの人材育成という点に

つきましては、名古屋大学を始めとするいろいろな学術機関の先生方が取り組まれているところですし、そうしたほかの機関の方々もしっかり協調しながら考えていきたいと思っていますところです。

【松尾】 ありがとうございます。それでは西岡さんからお願いします。

【西岡】 私がベトナムに赴任していたときに、名古屋大学の日本法センターにも行かせていただいて、本当に名古屋大学、本来大学で学ぶべき法学教育の本当根幹をなす部分をされているなとつくづく感じました。ベトナムの法学教育において欠けている部分を補完するというので、いわゆるリーガルマインドを育成する上では非常に大事なことだと思っております。本来ならベトナムの各大学がすべきところなのですが、そういったところがまだ不十分であると本当に痛感しました。

このプロジェクトはそこに目線がいておらず、司法省であったり検察院であったり、役人を対象としているので、そういう基礎的な法学という部分をカバーできないところはあるのですが、ただ他方で、ベトナムから日本にお招きする研修員が割と若い世代も入るようになりまして、20代の後半あるいは30代の前半の、担保法令の担当者、国家賠償法の担当者などが加わり、彼らが帰国後にベトナムで行われるセミナーや、地方でのトレーニングコース、普及セミナーなどで、ベトナムの担保法の問題点、国家賠償法の問題点を日本での経験に照らしてレクチャーしていくのを見て、このプロジェクトにおいても、先ほど佐藤さんが話されたように、その背後に隠れた人材育成の側面はあるのだと感じました。

【松尾】 ありがとうございます。

今、佐藤さん、西岡さんから、法律学の普及の要請、あるいは法学教育の充実という点に言及していただきました。この点はやはり法整備支援の新しい段階として、あるいは新しいフロンティアとして、法学教育への協力でどう取り組むかというのは非常に大きな課題ではないかと私も思っております。

【森嶋】 小畑さんのおっしゃることもわかるのですが、ここで今議論しているのは、政府が政府に対し

てODAとしての法整備支援をすることであって、小畑さんはCALEが法学教育として何をやるかという話をされているのだと思います。日本法の法体系全体はどうであるかとか、アメリカの法体系がどうであるかとかということをそのまま持ち込むのではなくて、それぞれの被支援国が求めていることについて、要請主義にあるかどうかにかかわらず、一応の前提があって、こちらの支援のポリシーもありますけれども、その上で相手の国に受け入れられ、かつ機能するような法の整備、それが法律なのか組織なのか場合によっては人材育成なのかわかりませんが、そういうことを行うことが大事であって、何から何までプロジェクトでやろうとしているわけではないわけです。大学でしたら現地の大学生を呼んで、日本の法律はこういう体系なのだから、帰ってそういう勉強しなさいと、あるいは自分の国の法律を勉強しなさいということできるかもしれませんが、法整備支援とは目的が違うのです。

それからもう1つ、この法律間の不整合などというのは、ベトナムでの状況は、先ほど話題になりましたが、同じ言葉が省によって違ったり、あるいは法律と政令が矛盾していたりする、それを何とか形の上で整えようということであって、法体系を整然と憲法から何から、一定の価値体系の下にやろうという「法哲学」とか「法学概論」とかとは異なるのです。この項目は実は日本がベトナムにいろいろな支援を始めた頃から、ベトナム側がいろいろやってみると各省でも違うし、法令も矛盾しているんで、何とか日本の内閣法制局のような形の支援をしてくれないかといわれていたのですが、それがなかなか動かないところによりやく今度のフェーズで始まったのであって、日本の企業の要請もあったかもしれませんが、日本の企業が指摘したからこれが始まったというわけではありません。日本の法律の整合性をここへ慌てて持ち込もうということではなくて、既にもうそれこそ20年ぐらいの歴史があつて、森永さんの時代にもこれやろうと思ってもなかなかできなかったということがありました。小畑さんのご発言に賛同いたしますが、立脚点が少し異な

るので、そこはご理解いただきたいと思います。

【松尾】森寫先生どうもありがとうございました。

最後に森永さんに、今の点を含めてコメントを頂きたいと思います。

【森永】まさに今森寫先生がおっしゃったとおりなのですが、今のプロジェクト自体は法の体系的な理解とか位置付けだとかは直接扱っていませんし、扱う予定もないのでしょうけれども、小畑先生のご懸念される、何の体系性もなく個別に、しかも各省庁が自分の使った法律だけを見ているという、こういう状態がずっと続いたことは間違いありません。ただ、これも変わってきています。例えば民法と商法の関係が日本のようになり、以前は本当にフラットで、同じことが両方に規定されていました。それを商法から民法にあるような規定は除いて、商法を特別法としての乗せるようなシステムになったと思います。訴訟法も5つあったのですが、ようやく3つになったとか、いろいろなことで少しずつ進んでいると思って間違いはないと思います。

【松尾】ありがとうございました。

議論は尽きないと思いますが、今日はベトナム支援、20年の回顧と展望ということで、ベトナムの専門家の方から率直なお話を伺って議論していただき、ありがとうございました。「故きを温ねて新しきを知る」というコンセプトだったかと思いますが、このベトナムでの経験がいかに我々に重要な成果をもたらしてくれたかということについて改めて敬意を表したいと思います。元専門家の方に拍手で感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

#### 矢吹公敏日本弁護士連合会前国際交流委員長による 対談に対するコメント

簡単に総括的ではありますが、コメントさせていただけたいと思います。

日弁連も20年来カンボジアから始めまして、ベトナムでも武藤さんの時代から森寫先生と同行させていただき、JICAの重要中枢支援プロジェクトになって以降も参加させていただいているところで

す。

今回お話を聞いていくつか総括できることがあろうかと思ひましてお話ししますが、日本の支援というのは基本的に要請主義であります。要請主義であるからこそ非常に根本的な法律を要請されると、それに真面目に取り組むということで、基本法について多くの国で支援をしているところです。ベトナムで民法、カンボジアで民法、民事訴訟法について、大変長期的視野と長期的なプロジェクトがなければできない支援を日本は引き受けてきています。

その結果何ができているかというところ、今お話しただいたように、個別法との相克はあるものの、1つ1つ時間をかけてその国の法律の制度が強化されていることは間違いのないのではないかと思うところです。また、それと並行して人材の育成もそれを運用する人たちを含めてできているといえましょう。やはり日本の良い制度を先方が理解をして紹介したいという意欲が要請主義の中に出ているのではないかと思います。日本の民事訴訟法、そして民法、人材育成では司法研修所、また、多くの国の弁護士会が日本の弁護士を参考にしたいといっています。こういったことができているいくつかの理由がありますが、まず多くの日本の参加者が法整備支援に関与しているということです。法務省、法総研、JICA、最高裁、名古屋大学、神戸大学含めた大学、そして日弁連といった成功談が多く、そして目標の共有とガバナンスを持ってJICAがそれを推進しています。多くの国で、ワード・バンクにしてもADBにしても法律事務所に丸投げをして法律をつくらせよならというような支援とは異なり、20年間真面目に取り組んできているので、必ず各国に根づくはずで

す。皆さんおっしゃっている評価ですけれども、これは20年前から評価をどうするのかという議論はありました。今お話の出ている定性的、定量的評価として1つ私が挙げたいのは判例であります。やはり法律が根づいているのは判例にその法律が出てきて、その解釈を判例が取り上げるということが必要だと思いますし、またその判例を分析して評価する

という判例分析も必要だと思います。他方、判例をつくらぬ国もありますし、また判例を批判するとそれは刑罰の対象になるという国もあります。そうなりますと判例が十分に出ない中で、なかなか法律が裁判所で活かされず、これが課題でありまして、ぜひ今後のプロジェクトとしてこの判例に対する日本の取組を考えていかなければならないのではないかと思います。

あと2つ、1つは、これだけ20年間、卒業生が皆さんラインナップで並んでいますので、本当にこの司法のネットワークキングができてきつつあると思います。卒業生も集まり、現在の方たちも集まり、そして各方面に活躍されている方も法律事務所も参加して、ネットワークキングの中で関与されているというところは頼もしい限りです。

最後の1つは民間のファンドの問題です。日本の法整備支援がやはり財政的にシュリンクしていく以上、民間のファンドをぜひ構築し、いろいろな意味で先ほどのネットワークキングが強くなるようにすべきだと思います。これは私の個人的な希望として述べさせていただきます。法総研が戦略の中心となるようにぜひご尽力いただければと思います。どうもありがとうございました。

**伊藤浩之法務総合研究所国際協力部副部長、國井弘樹福岡高等検察庁検事、磯井美葉JICA産業開発・公共政策部国際協力専門員によるパネルディスカッション（モデレーター：松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授）**

【松尾】それでは、前半に引き続き、後半はラオス、それからミャンマー、モンゴル、カンボジアといった法整備支援の新しいフロンティアでの活動の成果と課題について議論を続けてまいりたいと思います。

それで、まず伊藤さんからラオスの法整備支援の具体的な内容や活動の実態についてご紹介いただきたいと思います。伊藤さんは、2011年7月から2014年7月まで3年間にわたって専門家としてラオス、ビエンチャンに赴任していらっしゃいました。よろ

しくお願いいたします。

【伊藤】皆様改めまして、こんにちは。ただいまご紹介いただきました伊藤でございます。主催者側の人間ですので、なるべく進行に協力させていただきたいと思いますので、手短にお話しさせていただきます。

ラオスへの法整備支援自体は1990年代から始まったのですが、プロジェクトにつきましては2003年から2007年に一度実施した後、一度中断を経まして2010年から再開し、現在引き続き行われております。

ラオスの法制度につきましては、ご存じの方多いと思いますけれども、そもそも政治体制がベトナムに近いので、法制度でも近い面がございます。一方で、ベトナムと比較をすれば、やはりラオスのほうが遅れていると見られる部分が多いというのも事実ではないかと思います。そういった中でラオスという国がその周辺地域の中で取り残されないようにという危惧もありまして、プロジェクトについて再開していただき、現在に続いているところでございます。

プロジェクトの概要につきましては、まずフェーズ1につきましては、そもそもラオスでは、法律に関する基本的な理解が非常に乏しい、本当に土台の土台ができておらず、学ぼうと思っても学べない、教えられないというところがありました。法律について本当に条文に書いてある表面的な理解しかできていない、法律自体も十分なものではないという現状がございました。そういったところでまず基本的な理解を進めて研究をして、そしてそれをラオス法というものを理解した上でそれを使って人を育てられるように、そのための本当の土台づくりをしようというのがこのフェーズ1でした。それで具体的な活動としましては、そういった研究の成果をまとめて学ぶのに、あるいは教えるのに使える本をラオスのワーキンググループのメンバーが作るという活動を行いました。民法、民事訴訟法、刑事訴訟法をテーマとするサブワーキンググループを作りまして、ここに4機関、司法省、最高裁、最高検、ラオス国

立大学からメンバーに入ってもらい、いってみればこの4機関をごちゃ混ぜにして研究をして本を開発していくと、こういう作業を行いました。日本人の専門家はそれについてアドバイスをを行うだけで、全部彼らに書いてもらうという作業を行ってまいりました。それで4年間で一区切りつきまして、次にまた同じ今度フェーズ2というものですけれども、フェーズ1の成果を踏まえて今度新たなものを行うこととし、民法典の起草というものが加わりました。民法典については来年度国会で承認されると、間もなく成立する見込みというふうになっております。それから、教育研修ということで、日本と似ている部分がありますけれども、将来裁判官、検察官、弁護士になる人が同じ研修機関で研修を受けるという仕組みが2015年1月にラオスで作られましたので、ここに対する支援も行っております。

【松尾】伊藤さん、どうもありがとうございました。

それでは、引き続きミャンマーに赴任していらっしゃる國井さんからコメントいただきたいと思っております。國井さんは、2014年5月から2016年3月までの約2年間、ミャンマー、ネピドーに赴任しておられました。ミャンマーという国の法整備支援は一体どういったことをやっているのか、その特徴等についてお話いただければと思います。

【國井】福岡高検の國井でございます。

まず、私が派遣されていた2年間という期間は、ミャンマー国にとっても非常に大きな転換期に当たりました。私が派遣される前の2011年3月には、軍事政権から民政移管を遂げまして、テイン・セイン大統領が民主化を強力に推し進めていた時期でございます。また、私が赴任していた2年間の間に総選挙が実施されまして、テイン・セイン大統領が率いる与党が選挙に負けまして、アウン・サン・スー・チーさんが党首を務める党、NLDが政権を取ったのであり、ミャンマーという国にとっても非常に大きな転換期ですので、私たちも政治的思惑の中で悩みながらプロジェクトを進めていたというのが実際のところですよ。

最初にミャンマーのプロジェクトの特徴としてい

えることですが、午前中に森嶋先生がおっしゃっていた相手国の要請があり、そして相手国が受用できる制度を共に作っていくという日本の法整備支援のスタンスとはちょっとはずれているのかなと思っております。それは何かといいますと、まずポストチャイナの中で日本の企業のミャンマーへの進出支援ということが日本政府としてのまず大きな課題としてありました。その投資環境について法律面からの整備をなさいという大きな指示、目標がまずございました。そのためにオールジャパンで行動する必要がありました。ミャンマーには法務省だけではなくて、各省からいろいろな分野の専門家がJICAの長期専門家として派遣されておりました。他方で、ベトナムから引き継いでいる伝統的な法整備も車の両輪として行っていかなければいけないということで、この両者の中で動いていたのがミャンマーのプロジェクトでした。

プロジェクトの概要ですが、最高裁判所と法務長官府という2つの機関を対象にしておりました。法務長官府というのは日本の法務省、検察庁、内閣法制局の役割を果たす機関でして、この両機関を対象に大きく分けると2つの活動をしておりました。1つは法律の起草、それから法案審査の支援、そして2つ目が人材育成の支援でした。法律起草、法案審査の支援につきましては、私たちが具体的に支援した対象法令というのは仲裁法、証拠法、会社法、倒産法で、現在知財法の支援をしております。また、人材育成支援に関しましては、裁判官、検察官の研修、裁判所内部、それから連邦法務長官府の内部で行う若手の裁判官、検事の研修についてカリキュラムを作成、それからテキストの作成、それからシラバスも作り、研修の講義自体も担当をさせていただきました。そういった活動を通じてミャンマー法曹の人材育成の支援をしていこうというのが大きな目標でした。

そして、一方で投資環境整備というところに重点が置かれておりましたので、ミャンマーではほかの例えばベトナムなどでは多分行われていないと思っておりますが、現地のほかのプロジェクト、ほかの目的で

現地に派遣されている長期専門家との連携というのが行われていました。本日も特許庁から国際協力課の武井補佐がいらっしゃっているかと思いますが、ミャンマーのネピドーという首都には特許庁から審査官の方が知財制度整備ということで一人派遣されておりました。その方と連携しながら知財裁判制度について私たちが支援をしておりました。オールジャパンで取り組んでいた一例として、この知財裁判制度整備の支援体制を紹介させていただきたいと思います。

知財法自体はこの連邦法務長官府の下にございます科学技術省、現在は教育省に変わっておりますが、こちらが所管する法律です。日本の特許庁から審査官が長期専門家としてこの科学技術省、現教育省に派遣されておまして、知財法案の起草について支援をされておりました。そこでその専門家と現地で協力して、私たちの法整備支援プロジェクトと連携する形で、起草の支援についても私たちがお手伝いしました。そして、その法案ができる段階で執行面を当然の前提に考えて、知財制度をめぐる裁判制度というのがミャンマーにはなかったもので、裁判制度が円滑に動くようにということで私たちの法整備支援プロジェクトと特許庁のプロジェクトと連動しまして、最高裁判所と法務長官府を取り込んでその面の支援を行いました。日本側では、特許庁それから日弁連の知財センター、それから法務省、関連省庁などどうまく連携をとりまして、いわゆるオールジャパンの体制でこの知財裁判制度の支援を続けております。

ネピドーという土地は、2006年にヤンゴンから強制的に遷都されたところでして、私が赴任したときには日本人でネピドーに住むのは8人目でした。ネピドーに行かれた方もこの中にいらっしゃると思いますし、何人か私たちのプロジェクトオフィスにも来ていただきましたが、非常に過酷な生活環境でして、食事ができる場所は、ちゃんとおいしい食事という意味ですけれども、1か所しかなくて、基本的に毎日そこで食べていました。余暇を過ごす手段もないに等しく、住むところも外国人はホテル以外

に住んではいけないということで、私たちはずっとホテルに缶詰の状態です。2年間住み続けました。楽しいこともあるにはありますが、精神的にまいってしまいう面が非常に強くて、プロジェクトに派遣されていた私を含む3人の日本人専門家は、まさに部活動の合宿みたいにして過ごしていました。非常に苦しくもあり楽しかった2年間でした。私がネピドーを去るときは20名くらいの日本人がいたわけですが、その20名のほとんどがJICAの長期専門家でした。経済の中心はもちろんヤンゴンで、大使館もヤンゴンにあります。ですから、ネピドーは首都とはいえ名ばかりで、あまり首都としての機能を有していないわけですが、ネピドーには、JICAの長期専門家がいますので、大使館を通さずに私たちが人的につながり、強いネットワークが作られていました。ですので、例えば農業の専門家が土地法の問題にぶつかったというときが実際にあったのですが、農業の専門家は農水省から派遣されており法律には明るくありませんでした。そういうときに、私たちに連絡をいただいて、ミャンマーの土地制度についてのご説明させていただくことにより、解決への筋道がつかまりました。ほかのプロジェクトの専門家がよくいわれていたことが、何かしら問題にぶつかったときに、最終的に法律の問題となるころ、ミャンマーの法律は非常にわかりづらいので、法律についての専門家でない方がミャンマーの省庁の方に聞いても誰もわからないということでした。そうすると解決の糸口がないということで、私たちに助けを求めに來られたのですが、そういう意味で横の連携というのがとられていたかと思います。ただ問題点として、そういうふうには人間関係で横の連携はとられていたものの、これを1つにまとめてネピドー、ミャンマーのたくさんの多くの専門家の中に太い幹というものを見つけることは難しいと現地で悩んでいました。

【松尾】 國井さん、どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

それでは次に、磯井美葉さんからお話をいただきたいと思います。磯井さんは、まず2006年9月から

2008年11月にモンゴルに専門家として赴任されました。その後、JICAで専門員としてお仕事をされた後、2013年4月から2014年4月まではカンボジアに長期専門家として再び赴任されています。専門家としての活動についてまずは伺えればと思います。よろしくお願いたします。

【磯井】私は、6年半ほど普通に国内の事務所で弁護士業務をした後で、モンゴルに2年、その後JICA本部でアドバイザーとして働きまして、またその間にカンボジアに1年赴任していたということになります。

実は、今日朝からベトナムでプロジェクトが始まって20年だというようなことをいわれていますけれども、私もモンゴルに赴任して法整備支援を専門にしてから10年になってしましまして、元の弁護士業務よりもこっちのほうが長くなってしまったのですけれども、ごく簡単にですが、カンボジアとモンゴルについてお話をさせていただければと思います。

まずカンボジアですが、こちらはやはり民法、民事訴訟法という非常に基本的で大きな法律が日本の支援によって作られたということがとても大きな成果であると思います。ベトナムと民法の支援をしたという点では共通しているのですが、大きく違っているのは、ベトナムの民法についてはベトナム側が起草した改正案に対して日本のコメントなどをして意見交換をして作っていったということになると思うんですけれども、カンボジアの場合は何もなしのところから法案の起草を日本の先生方がなさって、それをクメール語に翻訳してカンボジアの方たちと議論をしながら作っていったということが違いであると思います。こういった経緯をたどったのは、皆様もご存じだと思いますが、70年代後半のポル・ポト政権で知識階層が大量に虐殺されてしまって、カンボジアの人材が余り残っておらず、特にポル・ポトの政権が倒されたときには法律家として生き残っておられた方は一桁しかいなかったというようなお話もありますけれども、そういった中でカンボジア側の起草というのが難しく、日本の先生方が作業

部会を民法と民事訴訟法それぞれ組んでくださいます。法案の起草をしたというところに理由があったのだと思います。

カンボジアの人たちも、何もなくなってしまったところでいろいろな制度を作っていく中で、新しい国づくりに向けた機運の中で100年使える立派な民法が欲しいというようなことをおっしゃった方がいるというふうにも聞いていますけれども、それに日本側の先生方も力いっぱい応えて、日本の新しい議論を取り入れた非常に洗練された法律ができたのではないかと考えています。周辺のほかの日本がかかわっている国々の法律と比べても、条文数も多くて、一番日本の民法、民事訴訟法に近い形であると思います。当時は日本側も、またカンボジアの人たちも昼夜を徹して本当に一条一条検討するという大変なご苦労があったと聞いています。

その一方で、法律としては洗練された形のものになっていると思うのですが、非常に複雑な内容であるということと、また当初カンボジアにまだまだ人材が薄いということで、できた法律をきちんと理解して適切に動かす、広く普及させることについては時間がかかっていると考えています。そういう流れの中で日本はいろいろ支援をしておりますが、カンボジアに対する支援については、大きくこれまで3つの流れがありまして、1つは、その民法、民事訴訟法の起草支援を中心にした司法省に対する支援、2つ目は、2005年から新しくできた裁判官、検察官養成校に対する民事教育の支援、そしてもう1つは、2001年から最初は小規模の形で始まっているのですが、日弁連によるカンボジアの弁護士会に対する支援でした。

現在はこれらの3つの流れでできた関係を生かしまして、カンボジア側のそれぞれの機関の方たちと一緒にまとめた活動をする形で民法・民事訴訟法普及プロジェクトという中核人材の育成をするというプロジェクトが実施されています。

カンボジアでは、これまで最初の起草支援で弁護士の方が派遣されてから、裁判官・検察官養成校では検事それから裁判官の方も派遣されて、最大で一



時は日本人の専門家が5名という体制で今も比較的大きな所帯で支援をしています。私自身は2003年頃から弁護士業務をしながら日弁連のプロジェクトにもかかわったりしていたのですが、その後、私自身はこれからお話しするように、モンゴルに赴任しまして、2009年にJICAのアドバイザーになってからまたカンボジアとのかかわりが復活しまして、その間、民法の普及活動やさまざまな人材育成に関わってきました。2013年から1年間の赴任の間には、主に不動産登記に関する省令の書式の作成と普及の活動に従事していました。この十数年の支援の中で、民法、民事訴訟法以外に不動産登記や、人事訴訟法、非訟事件法、あと供託法といったような関連制度の整備もしてきているわけですが、関連法の起草支援についても少し変化がありまして、当初は、人事訴訟法などはやはり日本の先生方に起草していただいていたのですが、最近ではカンボジアの人にできるだけ条文を書いてもらって、それに対してコメントをするというような形になっています。今のフェーズは今年の3月で終了ということになっていますが、カンボジアのこれらの民事関連法の整備、普及にはまだまだ課題がありまして、もう少し日本としても支援が必要かなというふうに考えています。

他方で、ここ数年間で、先ほどベトナムでも議事録を見ると昔と今で全然違う、定量的な評価は難しいけれども、議事録の内容を見れば議論の内容が全然違うというようなお話が出ていましたが、カンボジアに関しても昔の議論と今の議論を比べてみると大きな進歩があったのではないかと考えています。

モンゴルは90年代初めに、それまでの社会主義体制を転換しまして、この点はベトナム、ラオスなどと違う点かもしれませんが、複数政党制を導入して民主化の道を歩み始めたのであり、今は社会主義という雰囲気からは大分変わってきていると思います。そうはいつても私が赴任した頃は、年配の裁判官など、考え方は硬い部分もありましたけれども、またそれから10年近くたって随分雰囲気が変わってきているのではないのでしょうか。

これまでのモンゴルに対する日本の支援として

は、90年代に少し日本の先生方にアドバイスを頂いたということもあるのですが、その後に長期専門家が派遣されることになりました。モンゴルの場合は、基本的に常に長期専門家として弁護士が1名のみ派遣されていて、プロジェクトとしても1人の弁護士が会計、ロジスティクスも含めて1人で回しているということで、これまでに私を含め、3名の弁護士が関与しています。

大きな成果としては幾つかありますが、1つは、モンゴルで初代の長期専門家が派遣されたときに判決公開をしたことと、それから、その後の弁護士会強化のプロジェクト、そして調停制度に関する2つのプロジェクトの中で、調停制度が全国の裁判所に導入され普及したことが指摘できると思います。

判決公開に関しては、当初モンゴルの裁判所にもいろいろ抵抗もあったというふうに聞いていますが、いろいろ説得をして、いざ公開されてみると、裁判官もほかの裁判官の書いた判決を読んでみたかったという声が聞かれました。もちろん実務家、企業の方は関心がありましたし、あともう1つには、教育の現場でもそういった公開された事例が取り入れられて、少しずつ実践的な教育が行われるようになったというように、いろいろな反響があったというふうに聞いています。当初は幾つかのケースを選んで冊子にして印刷出版するという、そして市販するという形だったのですが、今はウェブサイトで全件公開されているということになります。

調停制度については、最初は弁護士会のメンバーが日本に來られて、日本の弁護士会のADRセンターをごらんになって、こういうものをモンゴルでもやりたいというお話で小さく始まりました。民間の弁護士会のセンターですと、費用負担の問題などもなかなか難しく、それほど大きくはならなかったのですが、小さいながらも幾つか事件を解決するイメージを作って、モンゴルの人に調停というもののイメージを持ってもらったという効果があったと思っています。私は、まさにこの時期に現地にはいたのですが、調停というのは民間の合意による手続であっても、民事紛争の解決という大きな流れの中で位

置付けるべきだと思っ­ていまして、弁護士会を対象にした活動ながら必要に応じて裁判所を巻き込んでいたところ、裁判所でも日本の裁判所のような調停を参考にして自分たちもやりたいという要望が出るようになりまして、それが第3段階、第4段階のプロジェクトにつながっています。社会主義から転換したということもあって、それまでは少なかった民事紛争が大きく増えてきて、裁判所もその扱いということではずいぶん業務の性質が変わっていたと思うのですが、今は全国の裁判所で訴訟とともに調停も使われるようになって、2015年は1年間で1万件以上の事件を受理して処理していると聞いています。

【松尾】先ほど、ベトナムの元専門家4人の侍が去った後に、新しいフロンティアを開拓してこられた3人の専門家の方にラオス、カンボジア、モンゴル、ミャンマーの法整備支援の概要を伺うことができました。ありがとうございました。

ベトナムの法整備支援と、それからこの新たなラオス、カンボジア、ミャンマー、モンゴルという新たなフロンティアでの法整備支援との共通点と相違点という観点から、まず、ベトナムのお隣のラオスの法整備支援についてベトナムの法整備支援の経験が生かされている点があるか、あるいは新たに発展した点があるかを伊藤さんにお伺いできればと思います。

【伊藤】先ほど申しましたように、ラオスはベトナムと政治体制が同じというところもありまして、法制度を含めた行政司法に関する制度について非常に似通っている部分があります。一方で、やはり国が違いますし、人々の気質もかなり違うところがあると感じております。人口の違いを反映して弁護士の数もラオスでは圧倒的に少ないというような状況もありますし、ベトナムの方に比べてもラオスの方は非常にのんびりしている印象があります。もちろん熱心な方、非常に優秀な方もいらっしゃいますけれども、全体としては非常にのんびりしており、そこがラオスのよさだと思っておりますけれども、そういった違いもあります。そういった中で1つご紹介

させていただくのは、ベトナムとラオスに日本も加わって相互に協力し合うということを以前行ったことがあります。これは以前の法整備支援連絡会でも一度紹介したことがあり、「南南協力」というふうにもいわれていますが、具体的には2013年1月だったと思いますけれども、当時私が担当しておりましたラオスでの刑事訴訟法を研究し、ハンドブックにまとめるグループが、ベトナムを訪れて、ベトナムの検察院ですとか裁判所の方に法律について、また刑事手続の実際の運用などについて説明をしてもらったり、実際に裁判を見せてもらったり意見交換をしたりしました。その後、ラオスは刑法も改正をしているのですが、ベトナムから刑法に関する検察院のリソースパーソンに来てもらって、ラオスでセミナーを行ったこともあります。やはり根本となる法制度が近いところがありますのでしたので、ラオスの人にとっても理解しやすい部分があったということでした。日本は両方の国に協力をしているわけですが、ベトナムに協力してベトナムが得たものを、ベトナムを介してラオスにも広げることができる、あるいはベトナムにとりましても自分たちで使うだけではなくて人に教えるということで、また更に深め発展させることができるという利点もあるかとは思いますが、もちろん良い面ばかりではなく、ベトナムにしてもラオスにしても発展途上ですので、その点については配慮しなければいけないですし、逆に近い国ですと本当に心情的に素直に受け入れられるかという問題もあるかもしれません。そういう第三国を介したり、あるいはリージョナルな取組をしたりすることも考えられるのではないかと思います。

【松尾】ありがとうございました。異なる法整備支援プロジェクト間の連携の可能性という1つの新しい試みであったとお伺いしました。

もう1つ法整備支援の重要な論点として、これも第1部から問題になっております法整備支援の戦略、それから、それを実施するための司令塔をどうするかということがあります。そうすると、どういう法分野についてどういう形で支援を実施していく

のかということが問題になりますが、その点についていろいろな関係者の調整とか、関係機関の連携が重要になってくると思われます。その法整備支援の対象分野、それから支援機関間の連携というような点について、國井さんから、赴任されたミャンマーにおいて、初代ということで、何をどこでどういうふうにするのか、どういう連携をするのかということでご苦労があったのではないかと推測いたしますけれども、その点についてコメントをお願いいたします。

【國井】各機関との連携に関しましては、先ほどベトナムの元専門家の方々から活動についていろいろ変化をしてきたというお話を聞いていて、やはりそこにはODAに対する国民の目が変わってきているのかなと感じているところです。日本の経済情勢がこのような中、ODAを使って外国に支援をしていくとき、やはり日本国民に対してそれがどう利益をもたらすのかという視点が非常に強くなってきていると感じていて、それが顕著に出たのがミャンマーに対する支援なのだろうと思っています。私が赴任していたこの2年間、プロジェクト自体は延長されたのですが、延長されるときにやはり一番問われたのは、この2年間の成果は何だったのかということでした。2年というのは非常に短い期間です。例えばベトナムでは、森島先生が道を切り拓いてから現在に至る20年間の歩みの中でさまざまな成果があると思いますが、ミャンマーに関しては、2011年3月に軍事政権から初めて民政移管をされ、1年後、2012年4月に日ミャンマーの首相会談で当時の野田総理が日本として支援を再開すると宣言されてから始まりました。実際に私が行っていたのは2年間でした。その2年間の間にどう成果を出していくか、しかもそれが国民の目に見える形で成果を出さなければいけない、また、ミャンマー側のニーズでもありました。ミャンマー側は当時のテイン・セイン政権が政権を維持するためには、ミャンマー国民に簡単にいえば経済的な利益をもたらしたいという意向を強く持っていましたので、私たちとしても経済関係法令に対する支援ということが、まず目に入って

きました。

しかし、今日も何度も話が出ていますが、法律ができたところで運用する人材が育っていなければまるで機能しないということで、地道な活動も同時にしてきたわけですが、その地道な活動というのはなかなか成果が表に現れないというジレンマがありました。そんな中、現地での連携ということでは、幸運にもミャンマーにはさまざまなプロジェクトが動いておりました。そしてJICA事務所は、ヤンゴンにあります。定期的に会合を主催していただいて、ネピドーだけではなくて各地にいる専門家が集まってそれぞれが抱えている問題点を共有するという取組がなされていました。その中で問題点について解決法がある、解決法を知っているということがあれば、個別に専門家同士で情報交換をして解決策を見出していくという手法がとられていました。ミャンマーに対する支援が始まったばかりなので、このような手法をとるしかなかったのかもしれませんが、今後、支援は広がり続けていきますし、また、アウン・サン・スー・チーさんのNLDが政権をとって、さらに民主化の歩み、そして経済発展の歩みを進めていかなければならないというときに、このように個別の連携だけでよいのかと当時から強く思っていました。大使館もその点については強い危惧を抱いており、いわゆる司令塔といった役割をどこが果たすのかというと、分野の違う支援の中で共通するところはどこなのかといったときに、やはり最後に行き着くのは法律の問題であることが非常に多いとほかの分野の専門家から聞いておりました。社会の基盤になる法律、その法律について自分が入り込んでいるカウンターパートの省庁の人もわからない、もちろん日本人の専門家もわからない、さあどうするという壁にぶつかったときに、司令塔になり得るのはやはりこの法整備の分野の専門家ではないかということは当時から感じていたところでした。私たちのプロジェクトの目的の中には入っていなかったでなかなか動きづらく、また短期的な成果を求められるという面もあったので、なかなか他の分野まで手を広げられなかったというのが実状でした

が、今は2代目の野瀬という検事が現地に行っておりますので、彼はその点について非常に注力して、その点を確立させていくべく今活動をしているところ です。

【松尾】ありがとうございました。先ほどの森島先生の問題提起であった司令塔の問題について、法分野の中だけにとどまらず、分野を超えた連携の問題もあるというご指摘だったかと思えます。

さらにこれについても議論を深めたいのですが、ただ今の論点について、あるいはまた別の論点についてご質問、コメントをお持ちの方が東京会場におられましたら、お願いいたします。

【遠藤賢治名古屋学院大学法学部教授】午前午後を通じての議論、ご説明、大変貴重なお話を伺わせていただきましてありがとうございます。ベトナムのご苦労が大変なものだったということもよくわかりました。新しく今動いておられるラオス、カンボジア、ミャンマーも大変難しい状況にあることもわかりました。午前中からのお話の中心に、支援国のニーズをどのようにくみ上げるかということにいろいろ難しい問題があるということもわかりましたが、このニーズをそのまま受け取るのではなくて、こちらの観点からもその必要性を吟味した上で支援していくということが重要であると思われるのですが、今ラオス、ミャンマー、カンボジアで、その点について特にご苦労されたことがありましたら、お伺いしたいと思います。

また、新しい支援にどういうことが必要なのかということを考えていただきたいと思っております。1つの視点として、これから世界がグローバル化していく中で国内問題は世界的な問題になるし、世界的な問題は国内問題につながっていくという、そういった観点から今激しく動いているこの世界の中で、開発途上国、あるいは支援を求めている国々のニーズをとらえていくとどんな問題があるのかについてもお考えがございましたら教えていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【松尾】遠藤先生、どうもありがとうございました。

これも先ほどのまさに相手国のニーズを尊重しつつも、それをそのまま受けるのではなくて、日本の法整備支援の在り方、それについてのしっかりした、高い目線から見た上で、支援の分野、内容、方法について調整する必要があるのでしょうか、どういうふうに調整しているのか、その最前線でどういうやりとりがあるのかということやはり興味深い点だと思います。磯井さんJICAの本部でも専門員ということでお仕事されていますので、いろいろな支援の要請が上がってきたときに、いろいろな調整の仕方があると思いますが、そのときに何か日本の法整備支援としての方針、あるいはスタンスというものがあるのでしょうか。経験がおありでしたらお話しいただきたいと思えます。

【磯井】先ほど國井さんがお話ししてくださったミャンマーなども関係するかもしれないのですが、具体的なニーズとしては相手の国の立法計画とか政策とかいったこともありますし、あるいは日本側からもODAの意義、役割も含めていろいろな意見があると思えます。そのような中で日本の支援の1つの原則的な方針としては、やはり表面的な制度を整えるだけではなくて、地道な人材育成も活動の中で含めていくという、なるべくそういうことが図れるようなデザインにしていくということはあると思えます。

【松尾】ありがとうございました。

相手国から上がってきたニーズを検討してやりましょうというケースもあると思うのですが、それはできませんよという場合や、あるいはこういうのをしたらどうですかというような、そういうやりとりはあり得るのでしょうか。國井さん、お願いします。

【國井】ミャンマーに内務省という警察や行政を司る部署がございまして、そこから刑務所における支援をしてほしいという依頼がありました。その内務省のニーズは非常に高いものでしたが、ミャンマーの国にとって刑務所の支援の優先順位はどうかというと、当時のテイン・セイン政権における位置付けではそれほど高いものではありませんでした。ただ、刑務所における人権状況を改善する必要はあ

ると思われました。私も実際に刑務所に3回か4回くらい視察に行きましたが、非常に狭いところに何十人も押し込められ、そしていわゆる分類処遇もない状態でした。日本では刑期の長さとか犯した罪の種類によって当然分類されて処遇されるわけですが、ミャンマーでは男と女とで分類されるだけで、非常に過酷な環境で、衛生面にも問題があり、そういった意味で刑務所に対する支援の必要性は大きいと思ったのですが、日本のODAを使って優先的に支援すべき分野かという、それがミャンマー政府の方針と合致するので支援したいのは山々ですが、優先順位とすると落ちてしまうということで、泣く泣く引いたということがありました。今は形を考えてUNAFEIの森永次長のご尽力で、刑務所支援が具体化をしつつあり、UNAFEIの方で刑務所問題を取り扱うセミナーを開催するなどということを実際に行っているのですが、当時は、そういった取捨選択というものがあり、ミャンマー政府の方針と、我々支援する側の方針を相互に検討して決定せざるを得なかったという事情がありました。

【松尾】 ありがとうございます。遠藤先生よろしいでしょうか。

それでは、大阪会場でご質問、コメントおありの方願いたします。

【土生英里静岡大学教授】 ミャンマーの法整備支援をする際に、私のほうで実際にヒアリングした経験では、本当に日本の支援に意味があるのかという疑問を感じたことがありました。それはまさに法系の違いであって、ミャンマーの場合にはミャンマーの司法担当者全員が、我々はイギリス法系の国であるといいます。ただ、担当者がみんなイギリス法系というものを本当に理解しているのだろうかというところが大きな疑問があったところでして、いわゆるコモン・ローの国の場合には判例法の形成というのが非常に重要なのですけれども、ミャンマーの場合には長年にわたって共産主義政権、それから軍事政権下で裁判官に法律の解釈機能が認められず、判例も蓄積されなかったというところにおいて、法整備支援を考えるときに、こういった現地の法曹の認識、

それから大陸法系である日本との法系の違いの中でどういう形で支援ができるのであろうかという疑問を強く持ちました。モンゴルにしてもベトナム、ラオス、カンボジアにしても、もともとインドシナ半島の場合にはフランス法系ということで、日本と共通する1つの大陸法系に属しているということで、ある程度までは制定法を中心とした支援というものは考えられるのですが、ミャンマーに関しては、この歴史的な判例法が形成されなかったという事実と、あとは現地の法曹関係者が認識しているイギリス法系であるという認識のギャップのその調整というものをこの2年間國井さんがいらしたときにどういうふうに考えてやってこられたのか、教えていただければと思います。

【松尾】 ありがとうございます。非常に重要なご指摘ですね。國井さんお願いいたします。

【國井】 土生先生がおっしゃったとおり、現地の法律家は、口をそろえて我が国はコモン・ローの国であるので大陸法系とは一線を画しているとおっしゃいます。ただ、ご指摘のように、英米法系の国々がどういう制度なのかご存じですかということご存じではないのですね。じゃあ、どうしてコモン・ローの国だということ、英領インドからそのまま移植した法律、100年前の法律を今でも使っているので、我々は英米法系だ、コモン・ローの国だということ非常に強くいうわけです。ただし、おっしゃったように、判例法も十分にございせんし、基本的に成文法主義の国です。そういう自覚は彼らの中にもあるのですが、それでも彼らのプライドとして我々はコモン・ローの国なのだ非常に強くおっしゃるわけですね。また、日本以外のドナー、イギリスだったりオーストラリアだったりシンガポールだったり、我々はコモン・ローの国ですから我々の法律をそのまま移せば、あなたたちの国には絶対に適合しますという支援の仕方をされるのですが、実はそうではないと考えています。我々が常に考えていたのは、大陸法系でもあり、英米法系でもあり、両方のメリット、デメリットを中立の立場で先方に示せるのは日本しかないということでした。どちらか

に与するのではなく、どちらかを進めるのではなく、もちろん日本の制度も進めるのではなく、私たちが勉強してきたこと、学んだこと、それから先生方から教わったことを中立な立場で公平に相手方に示し、相手方がそれを選択していただいたら、その選択を全力で支援するという形をとってきました。そして、例えば先ほどお話しした知財裁判制度整備に関しては、知的財産をめぐる各国のさまざまな裁判制度を紹介しました。そして、ミャンマーの連邦最高裁は、結局日本の制度を選びました。日本の制度をそのまま薦めたわけでは、決してありませんでした。公平に説明した上で、ミャンマーは、日本の制度を基本にして、それをミャンマー流にアレンジをしくということを選び、今その整備が進んでいます。

どこかの支援機関は、コピー&ペーストのミスがあるくらいオーストラリアの法律をそのままミャンマーに移植しようとして、私たちが支援をしている内閣法制局の機能を有する法務長官府に送りつけてきました。法務長官府の担当者はそれを見て絶句しました。ミャンマーの基本的な司法制度がわかっていないのではないかと。それはある法律の特別法で、その違反に刑事罰を科しているわけですが、その訴追権限を検察官に与えるというふうにドラフトには書いてありました。しかし、ミャンマーの司法制度では検察官に訴追権限はありません。そういった基本的な制度さえもわかっていないのかということで、法務長官府はそのドラフトに全く手をつけないうまま、ふざけるなといって原庁に押し返しました。

その法律の審査、法案の審査には私たちもお手伝いをして、その審査の会議の場に私たちも一緒に同席をしていろいろ意見をいい、その場でこれはミャンマーのこの制度とこの法律のこの条文は矛盾していますよと指摘し、それはそうだということでミャンマーの法務長官府はそのドラフトをそのまま突き返したわけですが、彼らの中でも英米法なのか大陸法なのかの二者択一が正しいのかということに疑問を感じ始めているようでした。ただおっしゃるように、ベテランの方は、我々はコモン・ローの国だということに強いプライドを強く持っていて、日本に

何ができるのだと、これはアウン・サン・スー・チーさんがまさにそうなのですから、そういうこともおっしゃる方がいることも事実です。我々にできることは、公平に両方のメリット、デメリットを説明し、ミャンマーの制度を前提にすればこういう制度がいいのではないかとということを真摯にご提案し続けていくことで、そうすることによってミャンマー側の受けとめ方も少しずつ変わっていくのではないかなと思っていました。

【松尾】ありがとうございます。今2つ問題があったかと思います。1つはコモン・ローとシビル・ロー、大陸法と英米法の違いが法整備支援に際してどのように影響するのかということです。これについては、コモン・ローとシビル・ローの関係は非常に接近して、収れんの方向にあるという理解もあり、成文法の国でも判例は無視できなくなっていてその公開も始まっているし、コモン・ローの国でも成文法の比重はふえている中、どういう協力ができるのかという展望はあるかもしれませんね。

ただ、今ご指摘いただいた自分の国がコモン・ローだという背景には、自分の国の法律に対するプライドというのでしょうか、それを尊重しながら法整備支援をするということは非常に重要な点で、とりわけ法整備支援の前線にいらっしゃる方は、それを日々ひしひしと感じておられるのではないかと推測いたします。

本当は、これから議論を深めるべき準備が整った段階なのですが、与えられた時間がほぼ尽きておりますので、残念ながらこの第2部の専門家の方のパネルディスカッションは以上とさせていただきますと思います。

ベトナムで活躍された専門家の方々、新しいフロンティアで活躍されてきた専門家の方々、本当にありがとうございます。引き続き法整備支援活動にご支援賜ればと思います。

## 横田洋三法務省特別顧問による第2部全体に対するコメント

【横田】私は、もともと大学で国際法、国際経済法、

そこでは開発問題などを扱いましたが、それから国際人権法といったような分野を研究、教育してまいりまして、もともとは研究畑の人間ですが、その間に開発問題では世界銀行の法務部に2年ほど勤務したり、その後、国連の人権関係の専門家委員会に委員として出席したり、一番最近ではILO、国際労働機関の条約勧告適用専門家委員会という長い名前の委員会で、批准したILO条約がきちっと実施されているかどうかを監視する委員会なのですが、その委員を12年ほど務めました。私は、研究をしながら実務経験をしたということで、実は、今朝からずっと伺ってきた日本の法整備支援と非常に強い結びつきがあります。私の経験とこれまでの研究に基づいて、伺った話について私の印象をお話したいと思っております。

先ほどから世界銀行があまり良い形で言及されておらず、その理由もよくわかります。私も同意するところ多いのですが、2年間そこで経験したことがあります。それを通じてなぜ法整備支援が開発援助の中、日本の場合でいいますと国際協力大綱の中に位置付けられるのかということをおなりに考えてみますと、3つほど理由があると思います。

1つは、結局、開発援助、開発協力というのは、途上国に対して経済発展を促すためのさまざまな援助をするということになるわけですが、その場合に、最初、援助機関はものを作って活用することによって経済発展が進むということで、ものを作ったり、工場を作ったり、道路を整備したり、あるいは輸出を促進するための港を整備したりと、そういうふうなところにお金を落とせばよいという考えだったのですが、そのうちわかってきたことは、そういうものを作っても経済発展は必ずしも流れないということでした。そこで制度的なインフラの拡充の必要があるという認識が出てまいりました。その制度的なインフラで一番重要なのは結局のところ法律制度なのです。法によって制度が作られるわけです。同時に、先ほどから何度もいわれている基本法である民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、更には憲法のような基本法から、商法、会社法、労働法、

知的財産権法、租税法、関税法まで、どの分野をとっても、きちっとこれらの法制度が確立していないと、例えば海外から投資を招こうとしても不安で投資家はその国には来ません。法律があるとしても、それがきちっと守られ、実施され、もし紛争が起こったときには裁判官が公平な裁判をしてくれるという信頼感がないと、同様に海外から投資は来ないということで、結局のところ海外の信頼、とりわけ投資家の信頼を得るためには、その国の国内法整備とその確実な執行が欠かせないという認識が出てくるようになります。ここらあたりで援助機関とそれから受入れの被援助国のほうも海外からの投資が来なければ困るということで一致して、法制度というソフトな分野のインフラ整備が必要だということになったわけです。私も世界銀行にいる頃にこういう事業に若干かかわったことがありますので、今日お話を伺っていて、そのころの経験などを思い出しながら懐かしく考えたところでございます。

どなたかが強調されていましてけれども、紛争解決のための手続、とりわけ裁判法とか仲裁法とか、こちらの方も非常に大事だというのは、法的な面でのインフラ整備にとってはこの分野の法整備が必要だということです。これが第1の理由なのですが、第2に、実は、投資家が必要としているのは、法がきちっと整備されて、それが守られているという状況だけではなく、実は法全体、それから法を通じての、例えば人権とか環境とか、あるいは労働関係とか、そういった分野についてもきちっと法が整備され、守られるようになっていることも重要であり、周辺分野の法制度の整備をおろそかにしては経済発展につながらないということです。このことは実際に途上国に行ってみるとわかりますけれども、簡単にいいますと、治安が確立されていないために、道を歩くのも危険で、子どもたち外へ出せないというような国でどうやって外国からの投資を招くか、あるいはそこで現地の人が安心して工場で働き、家族を養えるのかということを考えると、経済活動のためにはそういった一般的な法制度の拡充も絶対に必要だということもわかってくるわけです。そうい

う意味では、今日話し合われたような企業にとって直接必要な法の整備は絶対必要なのですが、それだけではなくて、恐らく法制度全般にわたって整備が必要だというのが第2番目の認識です。

それから第3番目は、さらにその法制度を整備することによって、その先にやはり現地の人々の生活、それから健康、安全、こういったようなことがきちっと守られる条件がなければ実は経済活動は進まないということで、現地の人が労働者として工場で働く場合に、その人たちの健康状態、家族の状態、こういったことがある程度の水準に達していなければ有能な労働力を確保するという点でも問題が出てくるわけですから、そういった意味では現地の人たちの生活の全般が改善されなければならず、そういう意味では単に法制度の整備、そしてその機能の確保だけではなく、さらにそれを通じて国民の生活全般がどうなっているかということにも目を配らなければなりません。

先ほど、法整備支援の成果の評価の難しさということがありましたが、国民の生活への影響など、成果がどこまでも広がっていくという問題があり、それを定量的に測るということはほとんど不可能なわけです。そういうわけで、評価というのはこれから課題になっていきますけれども、私が今まで研究者として経済発展とそれから法整備ということを考えたときには、やはりそこまで広げて考えないと法整備の意味というのは完結しないと思いました。その上で今日お話を伺ったさまざまなご意見、それから現地で経験をされた方のご報告をもとに、私なりにごく簡単に5点ほど整理させていただきました。

まず第1は、今日は直接の発言はあまりなかったのですが、これまで開発援助とか開発協力というと、金額の面からいっても、あるいは影響力の面からいっても大型の開発プロジェクトが中心になっていました。世界銀行の評判が悪いのは、実はそっちにばかりお金を出しているのではないかという批判があるからで、これはアジア開発銀行についてもいえることなのです。私のいたころも確かにそうでした。しかし、そういう中で1つわかってきたことは、や

はり先ほどもいいましたように、ソフトの面でのインフラの整備、とりわけ法制度の整備というような分野がどうしても必要だと、それに伴ってもう何度も繰り返しいわれていますが、人材の育成、それから腐敗の防止、公正な取引といったような分野できちとした援助による制度の完備というのが必要になってくるということを感じました。そのことが今日の皆さんのご発言の中にいろいろな形で出ていたということは、私、心強いことだと思います。

第2に、従来の開発協力というのは、実は欧米先進国の法制度や思考様式を途上国にそのまま移植するという発想が強かったのです。これも何度もいろいろな人が言及されていました。しかし、日本の法整備支援はそういうことではないのだと、そんなことでは現地に受け入れられないし、また現地で機能もしないということで、実際は現地の法制度、法意識、それから文化、伝統、制度などを踏まえて、現地の政府や住民に受け入れやすい柔軟な協力の方式が模索され、そしてうまく見つかったときにはそれを適用して動かしていくという、こういうアプローチになっている。これは報告した方が全部国も違いますし、状況も違う中で、口をそろえてそういう方向で動いているということをご自身の経験や判断に基づいて報告してくださいました。これは私自身の結論とも一致していて、非常に重要な点だろうと思います。

第3番目の点は、従来の開発協力は実は理論的な側面、これは私が研究してきたことでもあるのですが、経済学、経営学、それから社会学、政治学、そういう分野で開発援助というのは結構大きなテーマで扱われているものの、そこでの理論はほとんどヨーロッパ、アメリカの経済理論をもとにして、それを途上国に当てはめて、さて途上国の状況はどうかというような形でもって政策提言をするという、こういう形になってきました。ところが、どの理論もこれまで成功していません。結局のところ、成功したと見えるのは、その理論がうまく機能したというよりも、その理論が適用できるということで日本、韓国、シンガポール、こういう国を挙げて理論は依



然として正しいと、見られているのですが、他方で、アマルティア・センが別の形で見たように、例えばインドとかアフリカの国とかでは、西欧で発展した経済の理論というのはもう全く機能していません。機能していないにもかかわらず、そこに固執して、ずっと経済理論が今でも機能していると、それは欧米と先進国を見る限りにおいては機能していますから、みんなそうだそうだとおなずくのですけれども、途上国に行ったときにはその理論は全然機能していません。このあたりは我々研究者の責任でもあります。今後、途上国の経済事情にも合った開発理論というのを経済学でも経営学でも、あるいは政治学でも社会学でも築いていかなければなりません。日本の場合には低い経済レベルから始まって、最初は明治維新のときですけれども、その後、一度、第二次大戦で壊れて、また一番下のほうからやり直しをして、そして今の状況になっているという経験を持った国だと初めて欧米で発達した経済理論、政治理論がそのままに適用できるわけではないということを感じているわけです。ところが、それにもかかわらず日本ではまだ日本の経験に基づいた新しい経済理論、政治理論、社会学理論というのが出てきていないので、これは非常に大きな課題だと思います。

それから4番目ですけれども、幾つかの大きな課題が出てきました。これは、答えはここでは議論の中でも出てきませんでしたし、私も持っていませんが、いくつか指摘だけをしておきますと、個別の専門分野での法整備支援が行われているのですが、同時に法の基本、それから基本法の知識、こういったようなことについてもきちっと教える必要があって、これは実際に法整備の場面よりももっと基本的な法学教育をどうするかというようなことから始まるのだと思います。小畑先生がおっしゃられたように、例えばベトナムから名古屋大学の法学部に学生が留学してきて、名古屋大学で日本の法律を勉強する、こういうことが法整備支援と直接関係がないように見えますけれども、実はものすごく大事だということをもっと認識する必要があります。今、日本

の大学では学生の数が減ってきて、各大学が頭を痛めているのですが、そういうところに奨学金をつけて日本で法学を学ぶ途上国の学生を連れてくる、その人たちが本国に帰って、そこで学んだ法学を基礎にもっと専門的な分野の法の基礎、それから採択、適用といったところに関わるようになれば、法整備はもっと深くなり、大きくなるのであり、そういうことをしていただきたいと思います。

第5番目に法整備支援の評価の問題があり、評価を1年、2年でやるような仕組みはよくないという意見ができました。これも全くそのとおりで、じゃあどのように評価をしていくかということについては、明確な答は出ていません。大変難しいことですが、難しいからといって何もしないわけにはいかないで、経験を通じて徐々により正確で役に立つ評価基準をつくっていくということを法整備支援をやりながらやっていただきたいと思います。一番最近の2013年の国際協力大綱では、日本の国益を考える、これはある意味では当然なんです、下手をするとトランプ氏がいうようなアメリカ第一主義みたいになってしまいますので、それはそうではなくて、日本が援助する以上は日本も利益を受けられるけれども、援助するからには援助を受ける側の利益を我々はやはり十分に考えなければなりません。この点をきちんと強調していかないと、何となく日本もトランプ氏と同じラインかと誤解される心配があるような気がします。日本の国益をどこそこに反映させていくか、反映させる仕組みをどうするのか、こういったことを今後検討しておいたほうがよいと思っております。

最後に提言を2点ほどさせていただきます。

1つは、既存のさまざまな機関の中で、アジ研、UNAFE Iは、ここにおられる方の中には生まれていなかった人もいるくらいの古い時代から存在し、長く良い実績を上げてきました。しかも、国連の機関でもあります。ところが、良い仕事をしているし、実績もあるし、それにもかかわらずほとんど知られていません。ぜひ日本の法整備支援の中にこのUNAFE Iを上手に入れ込むような仕組みをつ

くっていくことをお願いしたいと思っております。今度、昭島市で国際協力部とUNAF E Iが同じ建物に入ると聞いていますが、そうなれば一層協力はしやすくなると思いますので、是非お願いいたします。

もう1つ、先ほど世銀の話を出しましたし、アジア開発銀行、それからUNDP、さらには国連人権高等弁務官事務所、その他、世界の特に国連の関係の機関の中には法整備支援に関わる活動をしている機関がたくさんあります。先ほど少し言及しましたが、欧米のものの考え方でつくられ、欧米のものの考え方を持っている人たちが活動していますので、アプローチが日本の場合とはちょっと違います。私がお願いしたいのは、こういう機関ともっと協力関係を緊密にして、その人たちの考えに染まるのではなく、逆に日本の経験をそちらの方に移して行って、世銀にもUNDPにもアジア開発銀行にも、日本の経験に基づく現地との対話を重視する、現地に受け入れられる援助にするというようなアプローチをわかってもらって、国際的な法整備支援をやっている機関に日本の知見を移し替えていくということも今後考えていただきたいと思えます。私は国際機構論という分野を研究していますが、国際機構については、今後変えていかなければならないことがたくさんあり、その中にこの問題もあって、ぜひ日本の法整備支援での知見を国連でのそういう分野の活動に反映していただきたいと思います。

私のコメントは以上でございます。

### 【第3部】 河西裕之 J I C A 産業開発・公共政策部審議役による報告

関係機関の活動報告ということでございますので、私からは J I C A が法整備支援を取り組むに当たりまして、関係機関とどのように連携、協力を進めているかということについてご報告を申し上げます。

午前中の議論にもありましたし、森島先生からもお話があったとおり、ベトナムに対する法整備支援

プロジェクトを始めて20年ということで、今でこそ J I C A の中に法整備支援を専門に担当する部署がありますし、J I C A に入ってくる職員の中でこうした分野を志していきたいというような職員も増えているという状態ですが、20年前にはそもそもそういう部署はなく、そもそも法整備支援が J I C A の仕事なのかどうかについても余り認識がないような状況であったのだと思われまます。そうしたいきさつですので、最初のころは、まさに森島先生がおっしゃるとおり、手探りの状態からのスタートであったのだと思います。したがって、J I C A は当初から大学の先生方、それから法務省、日弁連といった法曹界の方々の協力を得ながら途上国に対する法整備支援を実施してきたということです。20年がたっておりますが、このような協力関係そのものは現在も基本的には変わっておらず、今後も法整備支援を進めていく上での基本であり続けるだろうと考えております。

一方で、この20年間、対象の法令は拡大してまいりました。これまでのパネルディスカッションでも多数紹介がございましたが、当初は民法、民事訴訟法を中心とした民事基本法であったのに加え、会社法、倒産法、知的財産法といった経済関連法、刑法、刑事訴訟法といった刑事関連法、それから行政手続法などの行政法の分野も対象にするようになってきています。これに伴いまして、法務省に加えて、より幅広い省庁、それからよりさまざまな分野のご専門の法律家や研究者の方々からもご協力をいただくようになっております。

最近の事例といたしまして、1つは、インドネシアに対して知的財産法をテーマとした法整備支援を実施しております。知的財産ということでありますので、実施に当たりましては特許庁のご協力をいただいておりますし、知的財産高等裁判所からも専門家の派遣をいただいております。それから日本国内にアドバイザーグループをつくってございまして、知財高裁の裁判官、知的財産のご専門の弁護士の皆様でグループを設置いたしまして、現地の専門家の活動を日本から支援していただいております。

それから、國井元専門家からもご紹介がありましたが、ミャンマーでも知的財産法の支援を行っておりまして、「オールジャパン」というふうにおっしゃられました。まさにそのとおりで、法務省、日弁連、経済産業省、特許庁、さらには文化庁のご支援もいただきながら現地セミナー、それから本邦での研修を実施しております。

それから、消費者保護法それから競争法といった分野ですが、こういう分野についてもJICAが技術協力のプロジェクトを実施している例があります。こういう分野は、これまで法整備支援という位置付けは必ずしもしておらず、むしろ行政制度支援というような位置付けをしてきておりました。先ほどのご議論の中でも、どんな分野でも法律が制度としては基本となるということですが、まさにこういう分野についても法整備支援というふうに位置付けて、その知見を共有していきたいと考えております。この分野については、消費者庁ですとか、それから公正取引委員会といったところと連携を行っておりまして、その際には国際協力専門員を含む弁護士や法律関係者の法律的な知見を生かしながら法整備支援としてのノウハウを生かしていきたいと考えているところです。このように、法整備支援が対象とする法令の拡大の傾向にしっかりと対応できるように、法務省を初めとする各省庁、日弁連、大学の先生方との緊密な連携を今後も維持し、さらに発展していきたいというふうに考えてございます。

それから、先ほど横田先生から国際的なお話がございました。法整備支援プロジェクトの現場では長期専門家の皆さんを中心にして、ほかのドナーとのさまざまな連携や調整ですとか、時には緊迫した場面もあるのだらうと思いますが、そのようなことは従来から行ってきております。さらに、より上流の連携といたしまして、昨年12月でございますが、UNDPと共同でシンポジウムを開催いたしました。法整備支援の分野で国際機関とシンポジウムを共催したというのはJICAにとって初めての試みでございましたけれども、国連の関係者を中心に約50名がニューヨークの会場に集まりまして、成功裏

に終わることができました。シンポジウムのテーマといたしまして「法遵守の文化」ということがテーマとして取り上げられまして、カーネギー財団の研究者であるレイチェル・クラインフェルド博士による基調スピーチ、法務省から菊池審議官、UNAF E Iの森永次長、またUNODC、さらにイタリアとガーナの国連代表部の発表によって「法遵守の文化」についての議論を深めることができました。「法遵守の文化」という言葉自体、開発援助の分野ではなかなか目新しいといえますか、定着していない言葉であると思います。これまでの今日の議論の中でもずっと出てきておりますが、法律というものは起草すれば終わりというものではなくて、それが国民レベルにまで浸透してこそその実効性が担保されるのだということを、文化、英語でいうとカルチャーでございますが、文化といういい方であらわしてその醸成を進めようという動きというふうに理解しております。今日の議論の中でも、途上国の社会に受容されるような法整備というようなご指摘もありましたけれども、日本がこれまで法整備支援をしてきたことにも通じるような議論がUNDPとの間でもできたのではないかと考えております。

この法遵守ということに関連いたしまして、JICAのやっておりますプロジェクトの事例として、コートジボワールにおきまして司法省にコールセンターを設置するというのもしております。日本の法テラスのように、一般市民が電話によって司法の救済を得られるという取組ですと、こういう支援もしてきているということで、UNDPとの共同のシンポジウムでは、このような法律と国民、法律と市民との接点を作るということがこれからの法整備支援の中では重要ではないかという示唆が共有される機会になったと思います。したがって、日本の法整備支援を国際舞台に広くアピールするという機会になったと考えておりますし、また、今後のUNDP等との具体的な連携の端緒を開くということができたのではないかと考えております。UNDPは、毎年年次会合、法の支配というテーマで開催しております、昨年JICAとしても出席いたしま

したが、日本の法整備支援に関する関心というのは非常に高いものがあつたという印象を受けておりました。今後もぜひこういう活動を続けていきたいと考えています。

それから、SDGsの議論が今日も出ておりました。国連が採択いたしました「持続可能な開発のための2030年までのアジェンダ」でございますが、その中の目標の1つとして、「すべての人に司法へのアクセスを提供する」ということが掲げられております。「法遵守の文化」の議論というのも、こういう目標の達成を目指すということにも寄与するのではないかと考えております。SDGs自体は国際社会全体の取組です。その達成のためにもドナー間の援助動向に関する議論にJICAとしても積極的に参加して、日本の法整備支援について発信するとともに、そこで得た議論、情報をJICAとしての案件の形成、実施に活かしていきたいと考えております。

もう一点、アジア・太平洋地域における法律家の団体であるLAWASIAの年次会合が今年の9月に東京で開催されると聞いております。この東京大会の顧問にJICA理事長の北岡が就任いたしました。JICAとしてはLAWASIAの取組を含めまして、国際的な法律家団体とも協力して法整備支援の成果のアピール、それから今後の案件の形成、実施について連携を図っていく所存です。

それから、先ほど日本への留学というお話も出ましたが、JICAもこれまで留学生を日本に招くというスキームを実施してきております。現理事長の北岡もこの点に非常に熱心でして、更に強力に進めていきたいと考えているところです。

最後になりましたが、一点ご報告したいことがあります。それは開会の挨拶でJICA理事の富吉も紹介しておりましたけれども、法整備支援20年の歩みを書籍として出版するべく作業を進めているところです。この関連で非常に多くの方々にインタビューを受けていただいたり、ベトナムやラオスでの現地取材を行ったりしているところです。これまで20年の歩みをしっかりと学ぶということがこれからの法整備支援の展開に必ず活かせると考えておりま

す。ご関係の皆様との連携、協力を進めていく上で、の土台にもなるのではないかと考えておりますので、しっかりとした書籍を作って参ります。年内の発刊を目標としております。

私からのご報告は以上です。ありがとうございます。

### 山田美和ジェトロアジア経済研究所法・制度研究グループ長による報告

私は、昨年こちらで「ビジネスと人権」に関する調査研究、新興国における企業活動と人権リスクに関する調査・啓発等との事業を開始することをお話ししましたので、その経過報告をいたします。それから、今日日本企業の海外展開に有効な貿易環境整備や投資環境整備や安全規制の導入支援が相手国に本当に資するのかどうかや、司令塔の不在や、戦略の不在などといろいろな議論があつたと思いますが、私の活動報告により、今後、皆様との連携についても何かのクルーになるようなインプリケーションを出せたらいいなと希望しています。

昨年、少しお話しさせていただきましたが、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」というものをご存じの方はいらっしゃるでしょうか。2011年に人権理事会で承認されたもので、問題意識としては、さまざまな多国籍企業が海外での展開を1960年代、70年代からずっと続けてきていて、その企業がその国に与えるインパクトは一国の政府が与えるインパクトよりももっと大きいものになってきており、企業活動とその人権の問題の深刻化というものは、それを統治できない、それをきちんと手当てする制度がないというガバナンス・ギャップに起因するものであり、多国籍企業という経済アクターがもたらす負の側面と、それを適切にコントロールできない国際社会側の能力のギャップをできるだけ少なくしていくということを目的として合意された指導原則です。

1つには、人権を保護する国家の義務がここでもう一度強調されて、人権を尊重する企業の責任ということが2つ目の柱であり、3つ目は、もし何か起

こったときにどうするのかという救済へのアクセスが柱になっています。この国際的枠組みの動向に関しては、私より詳しい先生方がおいでになると思いますが、ここで私が繰り返し強調したいのは、2013年にミャンマーの人権状況に関する国連特別報告者トーマス・キンタナ氏が来日して、そのときもう既に日本は大きな支援を開始していましたけれども、支援、それから開発援助、それから投資などがふえていく中で、その負のインパクトをできるだけ少なくするために日本にはどういう政府としての方針がありますかと、外務省それから経済産業省、JICAなどに尋ねられて、そのときに示されたのがこの「ビジネスと人権に関する国連指導原則」であったということです。その翌々年にはG7エルマウ・サミットにおいてもこの指導原則が重要だということがいわれ、それに基づき各国がナショナルアクションプランをつくることが明記されました。昨年である2016年11月には、毎年ジュネーブで行われているビジネスと人権に関する国連フォーラムで、初めて日本政府によるこの指導原則の国別行動計画へのコミットメントを開始するというステートメントが発表され、今の状況に至っています。

G7のエルマウ・サミットでは、この指導原則もそうなのですが、責任あるサプライチェーンということがキーワードになっていまして、いわゆるサプライチェーンにおける労働者のさまざまな権利を守り、サプライチェーンをサステイナブルにするためにはやはり企業側の努力も必要であって、かつそれを支援する政府の施策も必要ですよねということが認識をされました。私どもアジア経済研究所としましては、この新興国や開発途上国に日本がいろいろ進出をする中において、労働者の問題、それから開発に伴う住民移転の問題や、環境問題などさまざまな人権課題に直面するいろいろな危険性が高まっている中、実際日本の企業がどこかの工場における労働者の扱いが労働搾取に当たるとNGOに指摘をされたり、実際に例えば英国での現代労働法が日本の企業に影響を及ぼすような事態になってきていたりして、日本としても日本企業の経済活動を促進する

と同時に、そこにおける人々の人権が侵害をされずに守られる形でオペレーションしていけるかということが大きな課題になっています。

そこで、私どもとしては、一体事態はどのようになっているのかということと、それから日本政府としては今後どのような施策が必要かということを考えるための調査研究活動を続けております。調査の内容としては、ビジネスと人権に関する各国の政策の動向を調査したり、日本企業の海外事業展開に関するアンケートの中においてサプライチェーンの管理をどのようにしているのかを調査したりしています。定期的に研究会、勉強会のようなものを開きまして、さまざまなステイクホルダーの方に参加をいただいています。

普及活動としましては、昨年6月に国連大学のウ・タント国際会議場で、国連指導原則を日本はどのようにふうに活かしていくべきかについてシンポジウムを開きました。また、日経企業が実際にオペレーションを行っている現地でワークショップを行ったり、例えばミャンマーでしたらミャンマーに進出している企業、又は進出を考えている企業の人たちに対して、この人権とビジネスという観点、責任ある企業行動という観点からワークショップを開いて企業の人たちと対話したりしています。

日本政府がこれからどのような政策を進めていくかということですが、昨年6月のシンポジウムでとったアンケートによれば、参加された企業の方でその政策決定のプロセスに非常に興味があると答えられた方が8割以上で、そのようなナショナルアクションプランがあることによって日本の海外でのビジネスでの展開がより円滑になるので、作るのであれば企業セクターの声を反映したものであってほしいとの声が寄せられました。

強調したいところは、初めて日本政府が国別行動計画を開始しますと宣言したときのステートメントによれば、UN Guiding Principlesを我々も強く支持をしていて、ナショナルアクションプランについても今後数年以内に策定すべく、現在外務省、法務省、経産省、厚労省等が予備的な協議を開始していて、

国別行動計画の策定の過程において、ビジネス及び市民社会の声を聞いて、バランスよく反映させるとともに、企業の責任ある行動を促していきたいと考えているということが表明されました。

この指導原則は、国家の義務の10原則を抜粋しました。まず第1は、人権侵害から国は国民を保護する義務があるということです。政府が企業に対して人権を尊重することの重要性、期待を明確に表明することが重要です。実際に企業が人権を尊重することを促進するのに政府としてはどんな政策を実行するのかということが重要になってくるわけです。

それから、国とビジネスとの関係ですけれども、企業と国という関係だけではなく、私どものアジア経済研究所などもそうですし、もちろんJICAもそうですし、国との関係で、国の資金が入っているエンタープライズがどういう振る舞いをするかということも重要ですし、国自体が大きな公共調達をする立場にあるので、自分たちも経済アクターであるということ、そして政策の一貫性の重要性が強調されています。開発援助の中においてもそうですし、投資条約や通商協定の中でどういうふうに政策を決定していくかということが重要になっていくと書かれています。

ここでいうナショナルアクションプランは、この指導原則をどういうふうに具体的に実行していくのかということについて、各国政府が立案して発表している文書なのですが、既に幾つかの国が発表しています。昨年12月16日はアメリカが出して、それからその数日後にはドイツが作ったと発表しました。ようやく公表されたのですが、いくつかの国、特にEU加盟国はEU指令もあって、率先して作られています。一体何がそこに書かれているかということ、企業の人権尊重の責任を促進するために政府が何をするのかということが具体的に記載されています。例えば本当に情報を提供するか、イギリスであれば英国現代労働法の話が出ていたりとか、具体的な施策が書かれています。それから共通して見られるのが、今日何度も話題になっておりますミャン

マーにおけるような責任ある企業活動に注目し、それを促進するための具体的なお金、それから支援の方法なども書かれています。

私たちジェットロアジ研がどのような調査をしているのかということですが、1つにはサプライチェーンにおける労働・安全衛生・環境に関する方針について企業の方々からアンケートをとっています。なぜサプライチェーンにおける方針が重要かといいますと、企業が進出したときに、その国の例えば労働基準法が国際的基準に満たす状況にないような場合や、未整備であったり、執行が弱かったりする場合には、その国の労働基準法のそこそこの部分を守っていれば大丈夫ということでは今はなくなってきていて、特にそういったものに不備がある国においては、企業自体が自分自身の防衛のためにきちんとした方針を持っているということが重要になってきていますし、取引先からもその企業がそういった方針を持っているかどうかということが重視されるようになってきているからです。ですから、そういったことを調査する必要が生じています。自分たちがサプライチェーンの方針を持っていて、それをサプライヤーの方へこういう方針に従ってくださいねといっている数よりも顧客の方からいわれているという数のほうが多いのであり、サプライチェーンの構造上いろいろな問題があると思われませんが、日本企業は受け身であるといえるのであり、大企業と中小企業で比べると、やはり中小企業の方が手当てが遅れていることがわかります。

それから、先ほどお話したのは国内の企業についてでしたが、在ASEAN加盟国で活動している日本企業についても、調査の結果、やはり同じように自分たちに方針があって準拠を求めているというよりも求められているという数のほうが多いことがわかりました。ですから、日本企業は受け身であるといえ、政府からの人権尊重に対するシグナルを発することが重要であり、企業ももっと主体的に準備する必要があると感じました。

今日ベトナムのことが多く話題になっていますが、ベトナムのサンプル数はもうタイに匹敵する数

で、有効回答数は、タイが 557 でベトナムは 513 でした。特に製造業の著しい伸びがあって、今日は過去 20 年間という話が出ていますが、日系企業のベトナムにおける設立年度別のグラフを見てみますと、やはり 90 年代以降から著しく伸びており、そういう顕著な伸びというのはほかの国には見られません。もちろんいろいろな要因があるかと思いますが、1 つには法制度の導入とその発展というのがあると思います。サプライチェーンに関していうと、ベトナムでは現地調達率の伸びがほかの国に比べてぐんと大きくて、例えばタイは 2010 年に現地調達率が 56% で、2016 年の調査でも 57% で、既にサプライチェーンがそこに存在しているということがわかりますが、ベトナムの場合は 2010 年に現地調達率がたった 22% だったのが 2016 年では 34% にまで増えているのですね。ベトナムにおける著しい経済発展と日本企業のオペレーションの進展度は、こういったところにも十分見てとれます。ですからなおさら、これまで気付いていなかったリスクに気付く必要があると思います。アジ研とジェットロヤンゴンが共催で、ILO ヤンゴンの方も呼んでヤンゴンで行ったセミナーにおいて、「ミャンマーにおけるビジネスと人権、これからのビジネスに求められる企業行動とは」ということで、いろいろなディスカッションをしましたが、そこでミャンマーでの事業において懸念される人権リスクについてアンケートをとったところ、サプライチェーンや下請けにおける労働者の状況、未整備な法律関係と現実のギャップの埋め方、土地に関する権利の問題、それからローカルスタッフとの関係、そもそも人権リスクというコンセプト自体が欠如していることなど、いろいろな興味深い、非常に示唆に富む回答をいただきました。

法整備支援への指導原則のインプリケーションということについて、平成 25 年に法整備支援に関する基本方針の改訂版が出て、そこに日本企業の海外展開に有効な支援ということがありますが、これは決して二律背反するものではなく、企業展開を行うに伴う人権後退ということの議論を超える必要がありますし、もちろん皆さんおわかりのとおりで、私と

してはこの指導原則というものを活用することによって、そして、この指導原則のフレームワークに乗ってナショナルアクションプランを今後策定していく中で、今まで我々というか、皆様方がやってきた法整備支援をうまく入れ込んでいくことによって、法整備支援の見せ方ということに活用できると考えています。1 つには、法整備支援そのものが指導原則を具体化するものであるということです。日本企業に対して人権尊重のシグナルを出すこともできますし、JICA、法務省など国が関係している機関がいろいろな法分野において支援している中で、政策の一貫性というものを示すことができるとも考えます。

2 つ目には、イギリスもそうですし、アメリカもそうですが、この指導原則をどういうふうに使っているのかということを外交政策の中でアピールしているのであり、そういう意味で活用することができますし、それから 3 つ目には、先ほどトーマス・キンタナ氏が日本に来たというお話をしましたが、先進国だけでなく途上国もこの指導原則に基づいて政策を実行する必要があるところ、法整備支援は相手国自体がこの指導原則を実現していくための支援にもなると考えられます。ワーキンググループによるナショナルアクションプランの策定ガイドラインの中にも、開発協力を通して相手国政府の法制度整備、法執行を支援するというのが 1 つの具体的な政策の例として挙げられています。

最後になりますけれども、アジェンダ 2030 の中で、やはり法整備支援にとって一番重要なのは目標 16 だと思います。忘れてはいけないのが SDGs の全ての条文は、全ての人々の人権を実現するということを目指すということが前提になっているということで、その意味でもビジネスと人権の指導原則を活用することによって、これが非常に良い指針になるのではないかと考えております。

今日お話しさせていただいたことについて、ICD NEWS の昨年 9 月号に「法制度整備支援と『ビジネスと人権に関する国連指導原則』—すべては人々の権利のために—」という論文を掲載させていただきました

ましたので、お読みいただければ幸いです。

長くなりましたが、ご清聴ありがとうございました。

## 外山太士日本弁護士連合会国際交流委員長による報告

私のご報告は、今のお二人のような高位のレベルからのお話ではなく、日弁連の国際交流委員会というところを中心に、私たちが国際司法支援活動と呼んでいる活動を行っておりますので、最近の活動状況について報告させていただきたいと思っております。

日弁連の活動ですが、ここ最近では、ベトナム、カンボジア、モンゴル、ラオスの4か国を対象にしています。今日、ベトナムの前大臣、前次官にも来ていただきましたが、もともと日弁連としては早くから活動させていただいていたのはカンボジアでした。磯井弁護士の報告にもありましたように、2001年から2010年までJICAの資金を得まして、カンボジアに弁護士養成校を設立し、その運営を支援することを中心に活動しておりましたけれども、そのプロジェクトが終了した後は、対象国を広げて活動しています。

ベトナムにつきましても、これも今朝の報告の中に出てきましたが、2009年にベトナムにVBFと呼んでおりますけれども、全国的な弁護士会組織ができました。JICAのベトナムの支援自体はもうそれよりずっと前から始まっていたわけですがけれども、ようやくそのような組織ができたということでJICAの支援のカウンターパートにもこの弁護士会が入ったということを受けまして、2009年以来、このJICAの依頼でVBFに対する本邦研修を実施してきています。そのテーマは、若干語弊を恐れずにいえば、このVBFもでき上がって当初の数年間というのは、組織としてまだ十分安定していない状況でありまして、本邦研修も弁護士会の運営、それから刑事弁護、あるいは弁護士に対する研修といったようなテーマで繰り返し行ってきました。その本邦研修の成果がその後どのように現地で活かされてきたかということについては、必ずしも十分にフォローし切れていなかった面があったように思いま

すが、昨年は、弁護士会の組織の機能強化がテーマになっており、ベトナムの弁護士会が導入を真剣に考えている当番弁護士制度についても取り上げられました。これは司法アクセスという意味から見ても非常に重要な制度で、ベトナムにも導入できればよいと考えておりますし、日弁連として20年くらい前から苦勞して導入をしてきた制度でもありますので、ぜひこのようなベトナム弁護士会側の要請には応えていきたいなと思っております。来年度はJICAともそのあたりについてお話をさせていただいて、少しこの当番弁護士制度の構築に関する支援ができないか、既に現地の専門家を通じて少し協議を始めているところです。

それからカンボジアですが、これも先ほど触れましたように、2010年に弁護士養成校に対する支援が終了した後は、スローな支援となりましたが、昨年の10月に日本弁護士連合会の会長がかわりました、昨年末に新会長と我々代表団が訪問しまして、今後の支援関係について協議をして参りました。現地では日本の支援によって新民法、新民訴法ができたというところまではいいわけですがけれども、それを具体的に運用、適用するにおいて、弁護士もいろいろわからないこともあるし、裁判官、裁判所と弁護士との間でその新民法、新民訴法の解釈運用について認識に溝があるというような問題が起きているというようなことを伝えられました。JICAも今年4月から、次期プロジェクトを実施することを検討していると伺っていますので、そのプロジェクトの中で現にカンボジアの弁護士会のほうから挙がっている問題意識を受けとめられるのかどうか、少し協議させていただければと思っています。

モンゴルにつきましても、これもJICAの委託で調停制度について、2011年頃から取り組ませていただいております。このプロジェクトは2015年に終了しているわけですがけれども、この間に日弁連とモンゴルの弁護士たちとの間に一定の関係が構築されましたので、その関係を基礎にしまして、モンゴル側で自分たちの費用で日本に来るので、一定のテーマについて研修を行ってほしいという申し出があ



りまして、2013年から毎年モンゴル弁護士会の人たちが日本に来て、日弁連の方で中身をやらせていただくという形での研修を行っております。今年度までに4回行っています。なお、このような動きの中で、モンゴルには弁護士会ともう1つモンゴル法曹協会という法曹団体が存在しているのですが、そちらと友好協定を締結し、より関係を深めていくということを現在検討しているところです。

それから4か国目、ラオスですけれども、ラオスにつきましては、2012年度以来、東芝国際交流財団という民間の財団の支援と日弁連が独自に支出する資金と合わせた形で、それほど大きなものではありませんが、毎年時宜に適したテーマを選んで研修支援を行っております。午後のパネルディスカッションの中でありましたが、ラオスでは2015年にいわゆる「統一修習」を行う司法研修所が設立されたところ、その研修所には当然裁判官教官、検察官教官以外に、弁護教官もいるわけですが、ラオス弁護士会がJICAのプロジェクトのカウンターパートになっていない関係で、弁護教官に対する直接の支援というのはこのJICAのプロジェクトの範囲に入っていないということもございまして、この弁護教官に対する支援を日弁連のほうで昨年度から行っております。来年度も行いたいというふうに考えておりますけれども、これにつきましても、もう少しJICA側で行っていただけるラオスの司法研修所に対する支援との連携、協力関係をもう少し強めるべきであると考えています。

当委員会といたしましては、国内向けにもこのような活動の理解を深め、このような分野に若手がもっとたくさん入ってきてもらうために、2015年に、これは松尾先生を始めとする、ここにもいらっしゃる多くの先生方の協力を得まして、次世代の国際司法支援を担う弁護士養成研修という連続研修を行わせていただきました。この研修も実施するのになかなかの負担もありますから、毎年はできないのですが、これからも少し小規模なものにはなるとは思いますけれども、このような研修を行って若手の育成に努めたいと考えているところです。

少し雑駁なご報告になりましたけれども、以上であります。ご清聴ありがとうございました。

## **武井健浩特許庁総務部国際協力課課長補佐による報告**

特許庁から参りました武井と申します。国際協力課というところに所属しております。ここは新興国、途上国の知財協力支援の企画立案、実施を行っているところですが、私はASEANを中心に担当しております。

私たち特許庁は、知的財産制度のもとで特許、意匠、商標といった創造の成果が適切に保護、活用され、産業が持続的に発展することを目指しております。

現在の企業活動を見てみますと、グローバル化が進み、国内のみならず、海外においても知的財産が保護され、活用ができる環境がより一層重要になってきております。特許庁においては、グローバルな事業を展開する企業を支援するためのいろいろな取組に力を入れているところです。この会の趣旨にもありますとおり、「日本企業の海外展開のための環境整備」という観点から、我々特許庁が取り組んでいる新興国・途上国への支援・協力のうち、特にASEANへの取組について発表いたします。

最初に、国際展開における特許庁の役割を説明させていただきたいと思っております。企業活動のグローバル化が進む中、国内のみならず世界中で知的財産権を円滑かつ予見性高く取得、活用できる環境が重要であると考えており、そこで特許庁は、世界最速、最高品質の審査といった我が国の知財制度を更に充実させ、それをもとに企業が世界で知的財産を取得、活用しやすい環境を構築することがその役割であると認識しています。具体的には、日本の審査結果、審査手法の活用という点、知的財産分野の制度・運用の調和、それから企業の国際展開を支援する体制の充実という3つの点について特に取り組んでいるところです。

まずASEANへの企業の進出の状況について簡単にお話しいたします。日本からの輸出の動向を見

てみますと、ASEAN地域というのはアメリカと中国に次いで第3位となっているとともに、近年、進出企業数も急激に増加しています。企業にアンケートをとってみても、中期的な有望事業展開先としてASEAN各国が上位を占めます。世界各地への特許出願状況を見ると、輸出の割合に比べるとASEAN地域の出願の割合は非常に少ない状況にありますが、今後出願が急速に増えていくことが見込まれます。そういう状況にありますので、特許庁としては、ASEANへの知財システムの整備への支援・協力はますます重要になってくると考えております。そこで、ASEANの知財制度の運用への対応ということで、権利の取得、権利の行使という縦軸と、制度と運用という横軸で整理してASEAN地域への現在の特許庁の対応の状況を俯瞰してみたいと思います。

まず、権利取得の観点からは、制度面では国際的に権利を取得するための手続を簡素化することを趣旨とする国際条約があるのですが、その国際条約への加盟を支援する取組、それから適正な権利設定についての取組、それから運用面では手続の透明化を図るとともに、審査を迅速に、そして質の高いものにするための取組が挙げられます。

一方、権利の行使については、制度面においては、取締規定の充実、知財を専門に扱う裁判所の設置といった制度の充実を図る取組、運用面においては、模倣品対策の充実を図り、消費者への知財の重要性を啓発する取組を行っております。全体を通してハイレベルな会合における後押しをし、それに加えて、権利取得面の審査協力、また権利行使面のエンフォースメント支援、さらに、これらを下支えする幅広い人材育成を行っているところです。

ここでASEAN各国の状況を見てみますと、多様性を有する国々の集まりであり、経済の発展度合いも、知財制度の構築状況も国によって大きく異なっております。一般的な指標として人口やGDPも全然違いますし、出願数等を見ても各国かなり違いがあり、知財に関する国際条約の加盟状況にもばらつきがあります。特許庁においては、こういったA

SEANの状況を踏まえまして、協力の仕方をいろいろ考えていますが、私たちがマルチと呼ぶ多国間協力による取組と、それからASEAN各国との二国間協力による取組を並行して実行しております。

多国間協力では、ASEAN各国の知的財産の基盤強化を目指して、ASEAN全体に対して日・ASEAN特許庁長官会合などを活用してアクションプランを策定し、それに基づいて課題解決に取り組むという形をとっています。二国間協力は、各国の実情の相違を踏まえてテイラーメイドともいえる協力をしています。

ASEAN全体への取組として、2012年から日・ASEAN特許庁長官会合というものを開催し、それを活用してアクションプランを策定、その実行を推進してきており、これまで本会合は6回行っております。直近の会合は昨年6月にインドネシア・バリで開催いたしました。ここでもアクションプランが策定され、このプランに基づいて本年度もこれまで支援や協力を着実に実施してきております。このプランには、特許審査基準コースという審査基準の整備をするものが含まれており、これは権利取得の際の手続の透明化につながるものです。昨年9月に、ASEAN各国の特許審査基準の担当者を日本に招へいし、その際に、基準や実務等の基本的な知識の共有に加え、その基準の考え方についての議論を2週間程度かけて行いました。課題や考え方の理解を深めることに非常に役立ったと考えております。

また、ASEAN各国が特許、商標、意匠に関する国際条約に加盟することを目指す過程で特許庁は、様々な支援をしてきていますが、直近の成果としましては、マドリッドプロトコルという商標に関する国際条約に、支援が活用されてブルネイが加盟することができました。また、インドネシアとマレーシアにおいても、マドリッドプロトコルに加盟するための国内体制の準備を着実に進めることができました。意匠のハーグ条約、PCTと略称される特許協力条約の2つにカンボジアが直近の成果として加盟を果たすことができました。

次に、知財の権利取得と権利行使にかかわるAS

EANの人材育成支援についてお話をしたいと思います。特許庁は、長年にわたり、アジアを始めとする新興国に長期と短期の専門家を派遣し、これらの国の審査官や研修生等の受入れを積極的に行ってきました。それに加えてセミナー、ワークショップの開催も行っており、今年度もASEAN各国から300名程度の研修生を受け入れております。また、ASEAN各国には特許庁の職員を専門家として派遣し、人材育成を始めとする各種の取組に貢献しております。

各国の実情に沿った二国間協力について紹介したいと思います。日本の審査結果や審査手法の活用による支援や協力をしていくことの1つとして、特許審査ハイウェイという取組があります。この内容につきまして簡単に紹介しますと、日本で特許になった出願と対応する内容が対象国に出願された場合、その対象国、ASEANの対象国のどこかがその日本の審査結果を参照しながら早期に審査を行うというスキームです。こういったものについて、今ASEANで、自国で特許の実体審査を行っているシンガポール、フィリピン、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムにおいて、PPHという特許審査ハイウェイの取組が既に開始されています。ただ、この取組を導入しただけで必ずしもメリットがあるわけではなくて、着実に運用されることが大事であるということもあり、直近の取組としましては、インドネシアに専門家を派遣しまして、インドネシアの現状調査と運用の確立支援を実施し、大きな成果を上げています。

もう1つ、特許審査ハイウェイに加えて、同じように審査結果を活用するという意味での取組があり、これは特許の付与円滑化に関する協力、CPGというものです。これも本年度から開始したのですが、特許の実体審査を実質的に行っていない国に対して、日本の審査結果を活用して迅速に権利設定を可能にするという取組です。これによって現地に進出する企業の活動を支援することができると考えております。この取組は、カンボジアでは2016年7月1日に、ラオスでは2016年11月1日に始まって

います。

また別の話になりますけれども、日本の審査手法の活用、人材育成の一環としての取組を紹介いたします。本年度、新人審査官を大量に採用したタイに対して、審査の実務能力向上と審査期間の短縮を目的に、タイの新人審査官に対する研修を日本の特許庁が実施いたしました。これは初めての取組でして、非常に評価をいただいております。昨年10月に特許庁がベテランの審査官4名をタイに派遣しまして、特許審査の中核となる先行技術調査と判断手法の講義を行っております。

さらに、これは商標の話になりますが、有名なブランドなどの他人の商標を不正な目的をもって商標出願し登録する、悪意の商標出願というものがあり、特許庁は、この悪意の商標出願に関して各国と意見交換を行い、各国における商標の適切な保護を働きかけております。例えば、直近ではベトナムにおいて悪意の商標出願に関するセミナーを開催し、普及啓発の支援も行っています。

知財庁の設立を目指すミャンマーへの支援についてもお話ししたいと思います。先ほど別の方からお話もありましたけれども、JICAのスキームを特許庁も活用させていただいて、特許庁の特許審査官を専門家として現地に派遣しております。これまで知財庁設立に向けて取り組んでいるミャンマーと一緒に体制整備や、細則や業務フローの整備などの点において支援を行ってきました。今後も同様の支援を続けてゆくつもりです。また、特許庁はミャンマー教育省との間で二国間の協力覚書も結んでおりまして、人材育成を始め、業務フロー策定支援など多岐にわたる支援を行っています。

権利取得だけではなく、権利の行使ができる環境が重要であるため、特許庁はエンフォースメント支援も行っており、ASEAN各国の警察、税関へ協力する形で、知的財産に関する研修の提供による人材育成を行っています。ベトナムの間では、JICAのこの分野でのプロジェクトに特許庁の職員が長期専門家として参加しており、ベトナムの取締機関の職員を招へいして特許庁が研修をしており、こ

のような取組を通じて、ベトナムにおける執行や取締体制の改善に貢献しているものと考えております。最近の取組としまして、インドネシアとの間で知財フォーラムを昨年10月に開催し、このフォーラムにおいては、インドネシアの最高裁の判事を招へいし、知財エンフォースメントに関する講演もしていただくことができました。また、その際、インドネシアの法務人権大臣も日本にお越しいただき、知財高裁との意見交換も行っていただきました。こういった取組を通じて、日本とインドネシアにおける行政及び司法における知的財産保護に関する相互理解の促進に貢献したと考えているところです。

最後になりますが、特許庁といたしましては、権利の取得だけでなく、権利の行使も含め、制度面、運用面への支援、協力を引き続き行いたいと考えており、権利行使の部分については特許庁だけでは十分にできない部分もあると当然ながら感じておりまして、この先支援をしっかりと行うためにも、法務省の皆様、裁判所の皆様と協力を進めながら、「日本企業の海外展開のための環境整備」の一環として、ASEANでの知財環境の向上に貢献していきたいと特許庁は考えているところでございます。

以上でございます。ご清聴ありがとうございます。

### **法務総合研究所国際協力部による報告**

【阪井光平国際協力部長】国際協力部長の阪井でございます。今日のご来場いただきまして本当にありがとうございます。私からは、連携と協調という観点から話をさせていただきます。

日本の支援機関相互の連携の必要性、これについては、先ほどJICAの河西さんもおっしゃったとおりです。支援対象の「法」は多様化し、基本法から経済・商事の法律へと広がっており、今までのように法曹の方々の力だけではどうにもならなくなっています。今特許庁の武田さんからも話が出ましたし、先ほどジェトロアジ研の山田さんからも指摘がありました。法整備支援は、もはや法曹、そして法学の研究者だけによってとても回らなくなってお

り、当部といたしましては、様々なところと連携を強化したいと思い、実際に動いております。

「整備」の多様化ですが、単に法令を起草するだけでなく、制定された法律の運用、それに携わる人材育成へ進んでいっており、法曹・行政官の研修・研さんの経験者、有知識者と幅広く交流したいと、このように考えております。

次に「支援」の変化があります。従前の篤志家による奉仕活動から国策へと変わりつつある中、国民への説明、人材の確保・発掘が必須であり、この面でも真に効果的な法整備支援を展開するにはアクター間の連携・協調が必須であると考えております。

このような意味で求められる連携については、私は横の連携と縦の連携というようにいつもいっております。横の連携のためには、今日の連絡会のようなアクター間の密接な情報交換が必要でこのような会議をもう少し頻繁に行いたいと思っています。従前は、自分たちはこういうことをしているのだということを発表する機会に終始していたきらいがありますが、それについては疑問を呈さざるをえません。ほかのところはどうしているのだという質問を出し合い、それはおかしいのではないかと指摘し合うような場でなければならないと思うのですが、近時この法整備支援連絡会は国際会議化してきて、それはそれでよいのですが、ほとんど議論する機会がなくなっていたように感じています。今後は今日のような議論の場を増やし、国際会議的なものは別の日にやるなどして、工夫していきたいと考えています。

次に、講義等の開放、相互乗り入れということがあります。これは、当部の部報であるICD NEWSの積極活用ということにも絡みます。皆さんのところにも69号がつい先日届いていると思います。その号では、ミャンマーに対する知的財産分野の支援における我が国の支援機関の連携・協調を特集しております。冒頭に私が「連携・協調のフォーラムとしてのICD NEWS」という一文を書いておりますので、ぜひこれを読んでいただきたいと思います。私のいいたいことはほぼここに集約されておりますので、是非お読みください。実際のところ、今後は、ICD

NEWS を連携・協調のための本にしたいと思っています。この号では、ミャンマーの支援において、いかにオールジャパン体制が構築されているかという観点から、特許庁の方にも J I C A の方にも模倣品対策室の方にも弁護士の方にも書いていただきました。次号は3月末発刊予定ですが、弁護士による法整備支援を特集いたします。それに先立ちまして、69号に、先ほどお話しいただいた矢吹先生に巻頭言を書いていただきました。そこには、弁護士会の支援のこれまでの流れが出ておりますが、次の号では、日弁連の現交流委員長の方のほか、さまざまなフィールドで法整備支援に関わる弁護士の方々、J I C A 本部におられる方や、長期専門家として対象国に行かれています方に、それぞれの立場から弁護士として法整備支援にどのように関わっておられるのか語っていただくことにしております。

先ほど、山田さんが紹介されましたように、ビジネスと人権についての論文を山田さんに書いていただいております、1つ前の68号に掲載されておりますので、ぜひ読んでいただきたいと思っております。67号から内容を一新し、表紙も変えました。いろいろな分野で活躍される方々に寄稿いただき、外国法制・実務というところに関しましては、対象国の最新の情報をお届けするようにしています。例えば中国に長期派遣されている白出博之弁護士が行政訴訟法について詳細に報告してくださっております。

さらに、69号からは、今後の当部の行動予定、活動予定というコーナーを設けており、そこを見ていただきますと、いつごろ、どこで、どういう研修やその他行事を実施するのかがわかりますので、どうぞ見に来てください。大阪でも東京でも行っておりますが、ここのこういう研修を見たいという方がおられましたら、いつでもお声かけください。内容によっては、公開を制限することがあるかもしれませんが、基本的には公開したいと思っております。

私たちの方でも、他の機関の研修に乗り込んでいきたいとさえ思っており、実際、先月は、経産省の模倣品対策室がインドネシアの警察関係者を招へいされた際、日本の刑事手続において、商標法違反等

の知財に係る事件がどのように扱われているかを説明させていただきました。いわゆる水際対策と一緒に模倣品対策に関する有意義な知見の提供であると思っており、こちらもそういう形で活動していきたいと考えています。また、弁護士知財ネットの先生方との連携も進めており、その点に関しましても、先ほどお話ししたミャンマーの知財支援に関する記事をお読みいただきたいと思います。

私の考えている縦の連携ですが、一番大切だと思っているのは、国民に対する積極的な広報です。三浦さんもいっておられましたけれども、結果をしつかりと発表しなければいけないと思っています。これまでの議論で出ていますが、これまで約20年間にわたって、これだけ良いことをしてきた、そして今もこれだけ素晴らしいことをしているわけですが、それを法整備支援に関わっていない人々が知っているかといえば、残念ながらほとんど知らないのが現実です。後ほど、当部副部長の伊藤が説明いたしますが、当部は今年の10月に東京に移転します。それで今、関西のいろいろな方々に説明に上がっているのですが、「東京に移られて残念ですね」といっていただけるのであればまだしも、「日本の法務省はこんなことしていたのですか」と問われてしまうことさえあります。ある意味がっくりくるのですが、これは、いかに私たちが広報を怠ってきたかということを実に示すものであり、痛烈に反省しているところです。

もう1つの縦の連携は、次世代の発掘・育成であり、これも当部は最近非常に力を入れております。今年度に入ってから、大阪大学、神戸大学、そして京都大学の学部生の方、法科大学院の方が当部に来ていただいております、当部の概要を説明したり、そのときに行われていた研修を見ていただいたりしました。ICD NEWS に来訪というコーナーを設けて、それぞれの内容を紹介しておりますので、こちらにも目を通していただければ幸いです。この会場には、学生の方も、大学の先生も来られていると思いますが、先生方の授業の関係で学生さんたちを当部に連れて来たいというご希望があれば、1人でも2人で

も受け入れますので、ぜひ積極的に申し出たいと思います。

このような若手向けの広報を大々的に行ったのが、昨年6月の「法整備支援へのいざない」と名をうった行事であり、自分の将来の国際関係の仕事というキャリアパスの中で法整備支援を考えてもらうというモチーフで、この会場で開催したのですが、学部生の方、法科大学院生の方、司法修習生の方、若手弁護士の方など、私が当部に来てから経験した中で最も多い、約150名の方に来場いただき、本当に熱気にあふれておりました。松尾先生にも講義していただきましたし、経験豊かな弁護士さんにも語っていただきました。

こういう広報活動を当部は積極的に行っております。また、裁判所でも主に若手判事向けに法整備支援についての講義の場を与えていただいております。当部には裁判官出身の教官がおられますし、カンボジア、ベトナムには裁判官が検事に転官した上で、JICAの長期専門家として派遣されています。裁判所も法整備支援には大変理解を示してくださっており、昨年は大阪地裁と東京地裁に私と裁判官出身教官が出向き、主に若手裁判官に対して、裁判官が法整備支援の場でどのような活動をしているのかについて講義して参りました。これも私たちの広報の1つだと考えております。

そして次に、一般の方向けの広報では、ICCLCが「金沢セミナー」という形で金沢市においてずっと市民向けセミナーを続けており、当部も関わらせていただいています。去年は法整備支援を一般の方に解きほぐすための講座にするということで、松尾先生にも来ていただきましたし、今タイのUNODC事務所におります当部の前副部長、柴田紀子さんもタイから呼んで講演してもらいました。市民に対する直接の広報という意味において、このセミナーは画期的なもので、今後も当部は積極的に関わりたいと思っております。私は、縦の連携の下の方にはこれからの法整備支援を担う若手の方がいて、上には国民の方々がいると考えています。国民に対する説明をしっかりとしなければいけないと常に考えて

おりまして、メディアからの取材要請があれば積極的に受けております。実は今日もNHKさんが来られており、早速ネット版のニュースにこの法整備支援連絡会の記事が掲載されています。こういう広報が本当に必要であると思っております、当部としては引き続き力を入れていきたいと考えております。

大阪で育てていただきまして、いろいろな方々にご支援をいただきました当部ですが、さまざまな事情がございまして、ことしの10月に東京に移転することになりました。何名かの方々には既にご説明しておりますが、多くの方に集まっていたという機会ですので、当部副部長の伊藤から、当部の移転につきまして、手短かに発表させていただきたいと思っております。

【伊藤浩之国際協力部副部長】 それでは、最後に私のほうから当部の東京移転について説明させていただきます。

平成13年、2001年に国際協力部が法総研にできまして、またその年にこちら大阪中之島合同庁舎に移転してきて、それ以来、皆様方のご指導、ご協力をいただきまして法整備支援を進めて参りました。昨今ではいろいろな政府の重要な施策の中にも法整備支援の促進ということが唱われるようになりました。

今年度だけでもJICAの本邦研修という形では、予定も含めると16回私どもで企画、運営をさせていただいておりますし、そういったJICAの本邦研修以外でも、法総研としましては、バングラデシュや東ティモールなどの方々を、共同研究という形で日本にお呼びしたりしております。

また、ラオスの民法典制定に関するシンポジウムというのを2月28日午後に、この国際会議場で開催する予定です。2012年からラオスの民法典の制定について起草支援を行ってきたのですが、今年には成立する見込みですので、その民法典の内容をご紹介し、それから東南アジアに進出する企業を法律面から支援をされている弁護士さんなどにも参加していただき、その民法を前提に、こういった課題がま

だらオスではあるのかという点などを議論することにしております。お時間のある方は是非ご参加いただきたいと思います。また、来年度になりますけれども、ことし知財紛争の解決に関する国際会議も予定しております。これはASEAN+3すなわち、ASEAN各国とそれから日本、中国、韓国の知財に関わる裁判官を日本にお呼びして議論するという大変興味深いものですので、ご期待ください。

そういった状況でございますけれども、当国際協力部は、来年度、年でいいますと今年ですけれども、東京に移転する予定になっております。背景といたしましては、一言で申し上げますと、国際協力関係部署の集約ということになります。もう少し加えますと、行刑改革にもリンクをしております、矯正機関にも老朽化、狭隘化が目立ち、そういう状況の中で法務省が施設新設することになり、その施設に先ほどから出ておりますUNAFEIと当部を入れ、法務省の国際協力分野を集約して、より一層効率的に推進し、体制の強化を図ることが企図されました。

実際に、そちらに集約、整備される施設としましては、まず当部とUNAFEIがあります。それから、法務省の法総研以外の研修施設である、公安調査庁の研修所と矯正の研修所もそこに移転します。そして、矯正医療の拠点として、現在の八王子医療刑務所、関東医療少年院、神奈川医療少年院もそこに移り、さらに、八王子少年鑑別所も少年非行対策センターとして装いを新たにしていって参ります。

場所は、東京の昭島市というところでして、電車ですと中央線から青梅線に入りまして、立川から2駅ほどのところに東中神という駅がございます。この東中神という駅が最寄駅になり、東京駅からですと1時間程度かかってしまう場所ですけれども、今工事が進められております。UNAFEIと私ども国際協力部が入る国際協力関係の部署の建物以外に120名程度と60名程度収容できる2つの国際会議場の建物ができ、主に研修員を対象にした宿泊棟も整備されます。

このような移転の予定がありますが、今後、大阪

でどのようなことを行うのかについては、私どもが今使用させていただいている国際協力部のスペースをどのように利用するのかを含めて現在調整中です。この法整備支援連絡会、これについては従来大阪をメイン会場にして、東京とつないで開催してきましたが、昭島の新会議場がメインになるかとは思いますが、関西でもお集まりいただける場所は設定したいと考えております。

私どもがICCLCと共に行っておりますアジア・太平洋会社法制研究会などの研究活動もICCLCと協議の上、できる限り継続をさせていただく方針です。アドバイザーグループの先生方との協議の場もちろん十分に確保いたしますし、阪井が申しあげました「法整備支援へのいざない」という大阪でのシンポジウムも可能な限り継続したいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【阪井部長】 ということでございまして、実質的には大阪で開く法整備支援連絡会は今日が最後になると思われ、そういう意味においても非常にメモリアルな会でございます。朝から皆さんに活発なご議論をしていただきまして本当に感謝しております。大阪で育てていただいたとって全く過言でない国際協力部でございますが、東京に移ることによりまして、UNAFEIと一緒により効果的な法整備支援ができると考えているところです。しかし、まだまだ若い組織でございまして、外から見られて何をしているのだと歯がゆい思いをされる向きも多々あることではございますが、それなりに順調に育ってきているという自負はあります。私は当部が青年時代に差し掛かってからしか知らないのですが、幼少時はさぞかし苦勞しただろうなと思っています。何とか立派に15歳くらいになっておりまして、今後成人を迎え、さらに大きくなるためには皆様のご援助が不可欠であり、かつ、今日来られている若い方々が今後この事業に対してさらに興味を持ち、何らかの形で加わっていただくことも不可欠であると思っています。引き続きご指導とご鞭撻をよろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

## 小杉丈夫公益財団法人国際民商事法センター（I C C L C）理事挨拶

I C C L C の理事をしております小杉丈夫です。

本日は、このベトナム法整備支援プロジェクト開始 20 周年ということで、この「法整備支援の回顧と展望」という題でのシンポジウムが行われて、第 1 部、基調講演、第 2 部のパネルディスカッション、それから第 3 部の関係者のご報告と、大変長い時間をかけて充実した議論をしていただいたということを変えうれしく思っております。

私自身は、1996 年、J I C A の支援が始まったときに、国際民商事法センターが設立され、その設立当時からこの法整備支援に関与をさせていただいております。満 20 年間私も手伝いをしてきたということになります。来週の月曜日に国際民商事法センターの方は設立 20 周年の式典を東京で持つということになっております。顧みてもう 20 年かと思えますけれども、最初のベトナム支援については、先ほどからお話も出ておりますように、森嶋先生がずっと手掛けていらっしゃったところを私どもがその後に入っていったという形ですけれども、今考えてみても、ベトナムのグエン・デイン・ロック司法大臣、森嶋先生と、もう一人忘れてはいけないのは三ヶ月章先生です。当時は、法務省の特別顧問、国際民商事法センターの最高顧問をされておりましたけれども、三ヶ月先生も非常な貢献をされました。ベトナム支援で本当に幸いだったと思うのは、このリーダーのお三方、ロックさんと森嶋先生の間、それからロックさんと三ヶ月先生の間には非常な信頼関係があったということです。そういうことでタイミングもよかったのかもしれませんが、このお三方のリーダーシップのおかげで本当に支援がうまくいき、このような素晴らしい結果をもたらしたと思っております。

第 1 回のこの法整備支援連絡会が開かれたのは 2001 年だったと思います。2001 は東京の法務省の大会議室で行われ、そのときに私も初めて出ておりますけれども、そのころから見ても法整備支援連絡会自体も随分発展したなと思います。

第 4 回のときに、J I C A の招へいでロックさんが日本に来られて、そこで三ヶ月先生とロックさんが対談され、その内容が ICD NEWS に載っております。2003 年のことでしたけれども、それを読むと、本当にお 2 人がこの法整備支援ということを深く考えて、先も見通して着手をされ、実行に移されたことがよくわかります。この機会にそういう最初の頃のことにもよく記憶をしておいていただければありがたいと思います。

法整備支援連絡会については、今日は森嶋先生から非常に厳しい叱咤のお話もあり、最後に阪井部長からのお話もあって、今回を機会にまた新たな門出といえますか、いいたいことをいうというか、こういうことをしたいということもどんどん議論する方向に変わりそうなので、それは本当に今日の会議の成果の 1 つだ思いながら伺っておりました。

ベトナムに始まった法整備の成果というのは、本当に日本型といわれますけれども、被支援国の実情をよく聞き、それに合わせて一緒になって整備を進めると、それによって支援国の人材の育成にもつながるということで、それ自体非常によかったと思えますけれども、私は、人材育成というのは決して被支援国だけじゃなくて、日本側にも大きな成果があったと思っています。本日いろいろな方が話されましたけれども、そういう法整備支援に関わられた方々の蓄積ということ、それからここにいらっしゃる方々も含めて法整備支援に触れることによって自分の知識というのか、ものの見方が変わって、新しい考え方ができるようになった人たちがたくさんいるわけです。これは日本にとっても非常に有意義なことだったのであり、本当に双方向のメリットのあることを我々はやってきたと思っております。

今日は、特にこれからどうするのだと、先に向けての話がいろいろありました。被支援国のほうでもどんどん状況が変わっている。アジア全体の状況に変化があり、インドネシア、ミャンマーの新たな形の知財分野の支援の話もありました。ベトナムやカンボジアというのは、むしろ一番底のところから一緒に作り上げていったというようなことがあります



けれども、そうでない国、途中から支援をその一部についてのみしていかなければならない国もあり、また知財のようにこれから新しい問題に直面していかなければいけない、日本自体がそういうことを経験していかなければならない分野というものもあるわけですから、この法整備支援を通じて支援国とか被支援国とかいうことでなくて、お互い対等に研究をするということも視野に入れながら今後の法整備支援を、今は支援という言葉は使いますが、考えていく必要があるとも思っております。

最後に、今日の会議で出たのは、やはり日本側の意識改革ということと日本の国内の体制の整備をしていかなければいけないということでありました。午前中、三浦さんが経済産業政策というものも念頭に置いた法整備支援を考えなければいけないといわれましたし、司令塔が必要だという話も出ました。また国民の目に見えるような形にしなければいけない、成果をきちっと出すようにしていかなければいけないというような話もございました。いろいろな面で今までのような個別に各団体がやっているということではなかなか対応の難しい、むしろオールジャパンの体制をこれから強めていかなければいけないということが、今日のいろいろな議論の中で浮彫りになったように思います。次の20年が、このような課題に適切に対処するようなチャレンジングな時期であってほしいと思います。日本の法整備支援のますますの発展と皆様のご活躍を祈念して私の閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。